

# 平成28年度 学生便覧

教育学部  
特別支援教育特別専攻科  
FACULTY OF EDUCATION  
HIROSHIMA UNIVERSITY 2016



広島大学

## 学期区分・授業時間

### 学　期　区　分

期	区　分	期　間
前 期	春季休業	4月 1日～4月 7日
	授　業	4月 8日～8月 10日
	夏季休業	8月 11日～9月 30日
後 期	授　業	10月 1日～12月 25日
	創立記念日	11月 5日
	冬季休業	12月 26日～1月 5日
	授　業	1月 6日～2月 15日
	学年末休業	2月 16日～3月 31日

### 授　業　時　間

時　限	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
時　間	8:45 9:30	9:30 10:15	10:30 11:15	11:15 12:00	12:50 13:35	13:35 14:20	14:35 15:20	15:20 16:05	16:20 17:05	17:05 17:50



2016

広島大学教育学部  
広島大学特別支援教育特別専攻科

## 『学生便覧』について

- 1 この『学生便覧』は、教育学部平成28年度入学生を対象とする大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものである。
- 2 この『学生便覧』は、前半部（到達目標型教育プログラム及び教養教育について）に、主として、到達目標型教育プログラムの構成、評価の方法等及び全学部に共通した教養教育に関する履修上の注意事項等を記載し、後半部（専門教育について）に、教育学部の教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものである。
- 3 平成28年度入学生は、卒業するまでこの『学生便覧』に従って履修等を行わなければならないので、大切に扱うこと。
- 4 平成28年度入学生は、この『学生便覧』と「『もみじ』（広島大学学生情報システム）で閲覧できるシラバス（講義概要）」を活用して、遗漏なく各自の履修等の計画を立てること。

### ● 広島大学の理念 ●

- ◇ 平和を希求する精神
- ◇ 新たなる知の創造
- ◇ 豊かな人間性を培う教育
- ◇ 地域社会・国際社会との共存
- ◇ 絶えざる自己変革

# **専門教育について**

# 目 次

1 広島大学通則	専門 1 頁
2 広島大学教育学部細則	専門 15 頁
○別表第1 教養教育科目履修基準	専門 21 頁
○別表第2 専門教育科目履修基準	専門 36 頁
3 広島大学教育学部外国人留学生等の授業科目履修上の特例	専門 112 頁
4 卒業研究（卒業論文）について	専門 112 頁
5 長期履修学生制度について	専門 113 頁
6 履修手続、試験、成績等について	専門 114 頁
7 第一類学生の履修等について	専門 115 頁
○専修への配属	
○基礎資格	
8 第二類～第五類のコースで卒業研究を希望する第一類学生に対する履修条件（申合せ）	専門 116 頁
9 第二類から第五類の学生に対する小学校教諭免許状関係科目的履修基準	専門 119 頁
10 教育職員免許状の取得について	専門 120 頁
1 免許状取得要件	専門 120 頁
2 免許法上の単位修得方法について	専門 121 頁
3 教育実習履修要領	専門 147 頁
4 介護等体験履修要領	専門 150 頁
5 教職実践演習履修要領	専門 150 頁
6 免許状授与の申請手続	専門 150 頁
11 教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて	専門 151 頁
12 資格取得について	専門 152 頁
13 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則による履修（早期履修）制度について	専門 154 頁
14 諸手続等について	専門 155 頁
1 揭示及び「Myもみじ」について	専門 155 頁
2 諸書類の提出期限	専門 155 頁
3 各種証明書の交付、各種願・届の手続	専門 157 頁
4 国立大学法人附属図書館の相互利用	専門 158 頁
15 諸規則について	
(1) 広島大学学生交流規則	規則 1 頁
(2) 広島大学学位規則	規則 4 頁
(3) 広島大学授業料等免除及び猶予規則	規則 8 頁
(4) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	規則 11 頁
(5) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	規則 12 頁
(6) 広島大学転学部の取扱いに関する細則	規則 13 頁
(7) 広島大学科目等履修生規則	規則 14 頁
(8) 広島大学研究生規則	規則 16 頁
(9) 広島大学外国人研究生規則	規則 18 頁
(10) 広島大学学生表彰規則	規則 20 頁
(11) 広島大学学生懲戒規則	規則 21 頁
(12) 広島大学学生生活に関する規則	規則 25 頁
(13) 広島大学学生証取扱細則	規則 27 頁
(14) 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	規則 29 頁
(15) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	規則 30 頁
(16) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	規則 31 頁
(17) 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	規則 34 頁
(18) 期末試験等における不正行為の取扱いについて	規則 35 頁

(19) 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	規則 36 頁
(20) 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	規則 40 頁
(21) 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則	規則 42 頁
(22) 学業に関する評価の取扱いについて	規則 44 頁
(23) 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における 授業等の取扱いについて	規則 46 頁
(24) 広島大学教育学部教室使用要領	規則 47 頁
<b>16 広島大学特別支援教育特別専攻科規則</b>	
(1) 広島大学特別支援教育特別専攻科規則	専攻科 1 頁
(2) 教育課程及び履修について	専攻科 3 頁
<b>17 教育学部の沿革と特色</b>	その他 1 頁
<b>18 研究施設・センター等とその機能</b>	その他 5 頁
<b>19 教育学研究科支援室の業務</b>	その他 7 頁
<b>20 教職員名簿</b>	その他 9 頁
<b>21 教育学部建物配置図</b>	その他 14 頁

# 1 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 入学(第10条—第18条)
- 第3章 教育課程(第19条—第27条)
- 第4章 他の大学等における授業科目の履修(第28条—第31条)
- 第5章 休学及び退学(第32条—第35条)
- 第6章 転学部、転学科及び転学(第36条—第38条)
- 第7章 賞罰及び除籍(第39条—第43条)
- 第8章 卒業及び学位の授与(第44条—第46条)
- 第9章 授業料(第47条—第51条)
- 第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第52条—第54条)
- 第11章 厚生施設等(第55条・第56条)

附則

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第2条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系)

第二類(電気・電子・システム・情報系)

第三類(化学・バイオ・プロセス系)

第四類(建設・環境系)

生物生産学部 生物生産学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

- 3 前期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

## 第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあっては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入学を願い出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。  
(入学料の免除及び徴収猶予)

第16条の2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学生制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条の3 学長は、第16条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第17条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

- (1) 第13条の入学試験において、第1段階目の選抜を行い、第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となったとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)
- (2) 第12条第1項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)
- (3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額
- (4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第18条 本学は、第11条及び第14条の規定にかかわらず、本学の第3年次又は第2年次に入学を志願する者について、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第19条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。
- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。
- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。
- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第19条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。  
(単位数の計算の基準)

第19条の3 各授業科目的単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができます。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目的成績評価)

- 第19条の5 授業科目的成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第21条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。
- 3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第23条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。  
(他学部等の授業科目的履修)

第25条 学生は、第23条第2項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目的履修)

第26条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第27条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

#### 第4章 他の大学等における授業科目的履修

(学生交流)

第28条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第3項及び第4項、第30条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第29条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第1項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目的履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項、次条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 休学及び退学

(休学)

第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

## (退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

## 第6章 転学部、転学科及び転学

### (転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### (転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

### (転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

## 第7章 賞罰及び除籍

### (表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

### (懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正當の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

### (除籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

## 第8章 卒業及び学位の授与

#### (卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位以上、薬学部薬学科にあっては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位、薬学部薬学科にあっては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては128単位、薬学部薬学科にあっては126単位)以上の修得がなされなければ、60単位を超えることができる。

#### (早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

#### (卒業証書及び学位の授与)

第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

### 第9章 授業料

#### (授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあっては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあっては4月、後期にあっては10月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
- (1) 特別の事情により期の中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
  - (2) 学年の中途で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
  - (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
  - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日

- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。
  - (1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額
  - (2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額
  - (3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

## 第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条の2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第53条 第13条、第14条及び第18条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

- 2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第54条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 厚生施設等

(厚生施設)

第55条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則II)

第56条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
	総 計	9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成16年度にあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
	総 計	9,840

4 平成15年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成16年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和26年10月1日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

## 附 則(平成21年3月31日規則第14号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

#### 附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 12 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

#### 附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031

平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

#### 附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 50 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成 27 年度	500	1,211	10,027
平成 28 年度		1,194	10,008
平成 29 年度		1,197	10,011
平成 30 年度		1,195	10,009
平成 31 年度		1,190	10,004
平成 32 年度		1,175	9,989
平成 33 年度		1,160	9,974
平成 34 年度		1,145	9,959
平成 35 年度		1,130	9,944
平成 36 年度		1,120	9,934

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部の第一類(学校教育系)及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	第一類(学校教育系)	教育学部計	総計
平成 28 年度	700	1,960	9,988
平成 29 年度	680	1,940	9,971
平成 30 年度	660	1,920	9,949
平成 31 年度			9,924
平成 32 年度			9,909
平成 33 年度			9,894
平成 34 年度			9,879
平成 35 年度			9,864
平成 36 年度			9,854

別表(第3条関係)

## 収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科 計	130 130		520 520
文学部	人文学科 計	140 140	10 10	580 580
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系) 計	160 88 84 88 55 475		640 352 336 352 220 1,900
法学部	法学科 昼間コース 夜間主コース 計	140 40 180	10 10 20	580 180 760
経済学部	経済学科 昼間コース 夜間主コース 計	150 60 210	10 10 20	620 260 880
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科 計	47 66 59 34 24 230	10	188 264 236 136 96 940
医学部	医学科 保健学科 計	105 120 225		630 480 1,110
歯学部	歯学科 口腔健康科学科 計	53 40 93		318 160 478
薬学部	薬学科 薬科学科 計	38 22 60		228 88 316
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系) 計	105 135 115 135 490	10	420 540 460 540 1,980
生物生産学部	生物生産学科 計	90 90	10 10	380 380
総 計		2,323	80	9,844

## 2 広島大学教育学部細則

平成16.4.1  
学部長決裁

### (総則)

第1条 広島大学教育学部（以下「本学部」という。）における教育課程、履修方法、単位の授与及び卒業の認定等については、広島大学通則（平成16年4月1日規則第2号。以下「通則」という。）、広島大学教育プログラム規則（平成18年2月14日規則第5号）及び広島大学教養教育科目履修規則（平成23年2月15日規則第3号。以下「教養教育科目履修規則」という。）に定めるものほか、この細則の定めるところによる。

### (コース)

第2条 本学部の各類に、次のコースを置く。

類	コ　一　ス
第一類（学校教育系）	初等教育教員養成コース、特別支援教育教員養成コース
第二類（科学文化教育系）	自然系コース、数理系コース、技術・情報系コース、社会系コース
第三類（言語文化教育系）	国語文化系コース、英語文化系コース、日本語教育系コース
第四類（生涯活動教育系）	健康スポーツ系コース、人間生活系コース、音楽文化系コース、造形芸術系コース
第五類（人間形成基礎系）	教育学系コース、心理学系コース

### (教育研究上の目的)

第3条 本学部及び各コースの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

コース等	教育研究上の目的
学部	本学部は、教育諸問題を理論と実践の統合という視点から学際的、総合的に探究すると共に、「学習者」の視点に立つ新しい教育諸科学の教育・研究を行い、21世紀にふさわしい学校教育や学習社会づくりに貢献できる、幅広い社会的視野と豊かな課題探求力を有する指導的な人材の育成をめざす。
初等教育教員養成コース	小学校教員に等しく求められる資質や専門的力量を備えた人材を育成し、初等教育の充実、進展に貢献することを目的とする。
特別支援教育教員養成コース	特別支援教育の基礎として必要な初等教育に関する知識・技能・態度を修得するとともに、障害に関する基礎的な事項、検査法、心理・生理、指導法等に関する幅広い知識を修め、高度な専門性と優れた教育実践力及び特別支援教育の発展に寄与する創造力・研究能力を有する特別支援教育教員を養成することを目的とする。
自然系コース	中等理科教育の原理、内容、方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を融合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の理科教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において中等理科教育に関連する業務に携わる専門的人材を養成する。
数理系コース	中等数学教育の原理、内容、方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を統合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の数学教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において中等数学教育に関連する業務に携わる専門的人材を養成する。
技術・情報系コース	情報技術も含めた幅広い生産技術に支えられた「ものづくり」の基盤となる技術・情報教育の目標、内容、方法等に関する教育と研究を通して、IT社会に対応した技術的教養（Technology Literacy）の形成を促すとともに、学校教育を始めとした生涯学習を支援できる中学校及び高等学校の教員や企業における技術者等、技術・情報教育の内容と方法に関わる幅広い分野で指導的な役割を担える人材の養成を行うことを目的とする。
社会系コース	中学校社会科、高等学校地理歴史科・公民科に関する専門的資質を育成し、中等社会系教育に関連する業務に携わる人材を養成する。

国語文化系コース	中等国語科教育の原理、内容、及び方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を融合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の国語科教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において国語文化に関する業務に携わる専門的職員を養成する。
英語文化系コース	中等英語教育の原理、内容及び方法についての専門的な素養と教育実践力を有し、理論と実践を融合した教育研究を行うことができる中学校及び高等学校の英語教員の養成を主目的とし、併せて、教育関係の機関、施設等において中等英語教育に関する業務に携わる専門的人材を養成する。
日本語教育系コース	質の高い日本語教育者の養成と国際社会で活躍できる人材の育成を目的とする。
健康スポーツ系コース	健康やスポーツに関する専門的資質を育成し、学校教員、社会体育指導者及び研究者などの人材養成を通して、生涯学習社会に貢献することを目的とする。
人間生活系コース	個人や家族の生活を衣食住環境、生活経営及び発達科学等の多様な視点から考え、研究し、中学校及び高等学校の家庭科教員、公務員及び人間生活・生涯教育関連の企業や団体等において専門業務に従事する、人間生活教育学の専門家の養成を目的とする。
音楽文化系コース	多様化する現代社会に対応して、学校教育はもとより、生涯教育にもわたる広い視野に立って、音楽専門技術、教育方法を習得させながら、音楽教育を研究し、実践する人材を育成することを目的とする。
造形芸術系コース	生涯教育及び中学校及び高等学校の造形芸術（美術）教育を推進できる指導者や、造形表現活動によって社会貢献できる人材を育成することを目的とする。
教育学系コース	教育諸科学の体系的知識を提供し、教育に関する高い識見と総合的な判断力をもつ専門的人材を育成することを目的とする。
心理学系コース	心の仕組みや働きについて理解し、現代社会における人間の心に関わる問題を発見し、解決する能力を備えた人材を養成することを目的とする。

第4条 学生は、第2条に規定するコースのいずれか一つに所属し、所定の教育課程を履修しなければならない。

(専修)

第5条 前条に定めるもののほか、学生の履修組織として、初等教育教員養成コースに初等カリキュラム専修及び学習開発実践専修を、特別支援教育教員養成コースに第一専修（視覚障害教育）、第二専修（聴覚障害教育）及び第三専修（知的障害・肢体不自由・病弱教育）を置く。

2 前項に定める専修への配属は、学生の希望を調査の上、入学後に決定する。

(教育課程)

第6条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次の表のとおりとする。

コ　一　ス	主 専 攻 プ ロ グ ラ ム
初等教育教員養成コース	初等教育教員養成プログラム
特別支援教育教員養成コース	特別支援教育教員養成プログラム
自然系コース	中等教育科学（理科）プログラム
数理系コース	中等教育科学（数学）プログラム
技術・情報系コース	中等教育科学（技術・情報）プログラム
社会系コース	中等教育科学（社会・地理歴史・公民）プログラム
国語文化系コース	中等教育科学（国語）プログラム
英語文化系コース	中等教育科学（英語）プログラム
日本語教育系コース	日本語教育プログラム
健康スポーツ系コース	健康スポーツ教育プログラム
人間生活系コース	人間生活教育プログラム
音楽文化系コース	音楽文化教育プログラム
造形芸術系コース	造形芸術教育プログラム
教育学系コース	教育学プログラム
心理学系コース	心理学プログラム

(授業科目及び履修方法)

第7条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目的授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目的授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

(単位数の計算の基準)

第8条 各授業科目的単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修手続)

第9条 授業時間割は、学年の始めに発表する。

2 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

3 指定する期間に所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

4 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(履修単位数の少ない学生の履修指導)

第10条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第11条 広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位等の認定単位数は、60単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第12条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する科目に係る授業科目を履修して単位を修得した場合には、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目的単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、8年とする。

(試験)

第14条 試験は、原則として毎ターム末に行う。

2 試験の方法及び期日は、あらかじめ発表する。

3 授業実施時間数の1/3以上を欠席した者は、試験を受けることができない。ただし、その欠席が病気その他やむを得ない事由によると認められる場合は、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。

(追試験)

第15条 次の各号のいずれかにより試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

(1) 配偶者又は3親等内の親族の死亡による忌引

(2) 負傷又は疾病(入院又はこれに準ずる場合に限る。)

(3) 天災その他の非常災害

(4) 交通機関の突発事故

(5) その他やむを得ない事情

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該授業科目的試験実施後1週間以内に所定の追試験受験願にその理由書を添えて所属学部長に願い出なければならない。

3 追試験受験を許可された者は、原則として担当教員の指定する日時に追試験を受験しなければならない。

4 追試験の実施期間は、当該授業科目的試験実施後3週間以内とする。

(平均評価点)

第16条 学生が受講した個々の授業の成績評価を総合した達成度の測定は、次の算式で求める平均評価点（GPA : Grade Point Average）によって行う。

$$\text{平均評価点} = ((\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1) / (\text{総登録単位数} \times 4)) \times 100$$

(到達度の評価)

第17条 通則第19条の5に規定する成績評価のほか、教育プログラムの到達目標への到達度の評価を行う。

2 前項の到達度の評価は、別に定める教育プログラムの学習の成果の評価項目と評価基準に基づき、「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の3段階で行う。

(教育実習)

第18条 教育実習は、3年次及び4年次に行う。

2 教育実習の時期、実施方法その他教育実習に関し必要な事項は、あらかじめ発表する。

3 教育実習の受講資格については、別に定める。

(卒業研究)

第19条 卒業論文（以下「論文」という。）は、別表第1及び別表第2の教育課程における卒業要件単位（論文を除く。）を修得見込の者に限り提出することができる。

2 論文作成のための指導教員は、本学部専任の授業科目担当教員の中から定めなければならない。

3 コースによっては、論文に加えて演奏又は制作を課すこともできる。

4 論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員を定め、当該指導教員の承認を得て、論文題目届及び論文を、次の各提出期限（当該期日が土曜日又は日曜日の場合は月曜日）までに所属のコース主任に提出しなければならない。

論文題目届 10月31日（学年中途卒業者にあっては、4月30日）

論 文 1月31日（学年中途卒業者にあっては、7月31日）

(卒業)

第20条 卒業の認定は、本学部に4年以上在学し、かつ、別表第1及び別表第2の教育課程における所定の単位を修得した者について行う。

(教育職員免許状)

第21条 卒業の認定を受ける学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の科目を履修し、その単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

類	コース	免許状の種類	免許教科の種類
第一類 (学校教育系)	初等教育教員養成コース	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状	
	特別支援教育教員養成コース	特別支援学校教諭一種免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
第二類 (科学文化教育系)	自然系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
	数理系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
	技術・情報系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	技術 情報、工業
	社会系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史、公民
第三類 (言語文化教育系)	国語文化系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語

	英語文化系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語
	日本語教育系コース	高等学校教諭一種免許状	国語
第四類 (生涯活動教育系)	健康スポーツ系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育
	人間生活系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭
	音楽文化系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	音楽
	造形芸術系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術
第五類 (人間形成基礎系)	教育学系コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
	心理学系コース	高等学校教諭一種免許状	公民

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第22条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第23条 学生は、休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生は、休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第24条 学生は、退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第25条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、広島大学教育学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(学士入学、再入学)

第26条 通則第14条の規定により、本学部に入学を願い出た者に対する選考の方法及び期日は、別に定める。

2 学士入学及び再入学は、類に欠員がある場合に限る。

3 本学部に再入学の願い出をすることができる者は、退学後2年以内のものとする。ただし、特別の事由により本文に規定する年限を超えた者については、教授会の議を経て学部長がその願い出を受理することがある。

(編入学)

第27条 編入学については、広島大学編入学規則(平成16年4月1日規則第5号)の定めるところによる。

(転コース)

第28条 通則第37条の規定により、本学部の学生が他のコースに移ることを志望するときは、教授会の議を経て学部長はこれを許可することがある。

2 転コースを志望する学生は、転コース願を所定の期日までに所属のコース主任を経て学部長に提出しなければならない。

(雑則)

第29条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年2月21日 一部改正)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年2月19日 一部改正)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年2月18日 一部改正)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定(平成21年度に入学した学生にあっては、第22条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月17日 一部改正)

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月15日 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月21日 一部改正)

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月5日 一部改正)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月19日 一部改正)

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月17日 一部改正)

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生の教育課程等は、この細則による改正後の広島大学教育学部細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第7条第2項関係）

## 教養教育科目履修基準表

## 第一類 初等教育教員養成コース（初等教育教員養成プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)								
						1年次		2年次		3年次		4年次		
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	
教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○								
	平和科目	2		2	選択必修	○	○							
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○							
	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	選択必修									
			コミュニケーション基礎Ⅱ	1										
		コミュニケーションⅠ(注3)	コミュニケーションⅠA	1		○								
			コミュニケーションⅠB	1		○								
	外國語科目	コミュニケーションⅡ(注3)	コミュニケーションⅡA	1		○								
			コミュニケーションⅡB	1		○								
		上記4科目から2科目以上												
		コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢA	1						○	○			
			コミュニケーションⅢB	1										
			コミュニケーションⅢC	1										
	上記3科目から2科目													
教養教育科目 共通科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○								
			ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			○							
	情報科目	2	情報活用基礎	2	必修	○								
	領域科目	2	日本国憲法	2	必修	○	○							
						○	○	○	○					
	健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修									
	基盤科目	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○					
	計		31											

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧に掲載の教養教育の英語に関する項及び「外国语技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：・領域科目は、可能な限り専門分野以外の分野から履修すること。  
・修得した基盤科目の単位を算入することができる。

# 教養教育科目履修基準表

## 第一類 特別支援教育教員養成コース（特別支援教育教員養成プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)								
						1年次		2年次		3年次		4年次		
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○							
		平和科目	2		2	選択必修	○	○						
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○						
	英語（注2）	コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○							
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○						
		コミュニケーションⅠ（注3）	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○							
				コミュニケーションⅠB	1		○							
		コミュニケーションⅡ（注3）		コミュニケーションⅡA	1	選択必修		○						
				コミュニケーションⅡB	1			○						
		上記4科目から2科目以上												
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修			○	○				
				コミュニケーションⅢB	1									
				コミュニケーションⅢC	1									
		上記3科目から2科目												
	共通科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○							
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			○						
		情報科目	2	情報活用基礎	2	必修	○							
		領域科目	2	日本国憲法	2	必修	○	○						
			(5)	すべての領域から（注4）	1又は2	選択必修	○	○	○	○				
		健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○						
		基盤科目	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○				
	計		31											

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目の単位を算入することができる。

# 教養教育科目履修基準表

## 第二類 自然系コース（中等教育科学（理科）プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ
教養 コア 科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	<input type="radio"/>											
	平和科目	2		2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
	英語 (注2)	(0)	コミュニケーション基礎 I	1	自由選択	<input type="radio"/>											
			コミュニケーション基礎 II	1		<input type="radio"/>											
		4	コミュニケーション IA	1	選択必修	<input type="radio"/>											
			コミュニケーション IB	1		<input type="radio"/>											
			コミュニケーション II A	1		<input type="radio"/>											
			コミュニケーション II B	1		<input type="radio"/>											
		上記4科目から2科目以上															
		2	コミュニケーション III A	1	選択必修							<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				
			コミュニケーション III B	1													
			コミュニケーション III C	1													
	上記3科目から2科目																
	共通 科目	4	ベーシック外国語 I から2科目	1	選択必修	<input type="radio"/>											
			ベーシック外国語 II から2科目	1		<input type="radio"/>											
			情報科目	2		<input type="radio"/>											
			領域科目	(8)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								
		2	健康スポーツ科目		選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
		6	微分積分学 I	2	選択必修	<input type="radio"/>											
			微分積分学 II	2		<input type="radio"/>											
			基礎物理学 I	2		<input type="radio"/>											
			一般化学	2		<input type="radio"/>											
			種生物学	2		<input type="radio"/>											
			物理学実験法・同実験	2		<input type="radio"/>											
			化学実験法・同実験	2		<input type="radio"/>											
			生物学実験法・同実験	2		<input type="radio"/>											
			地学実験法・同実験	2		<input type="radio"/>											
計		38															

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーション IA」及び「コミュニケーション IB」が、2セメスターは「コミュニケーション II A」及び「コミュニケーション II B」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：

- ・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。
- ・修得したコミュニケーション基礎の単位を算入することができる。
- ・要修得単位数を超えて修得した基盤科目的単位は、指定・未指定にかかわらず、領域科目的単位として算入することができる。

注6：

- ・少なくとも実験科目を2単位以上修得すること。
- ・講義科目については高等学校で履修していない科目も履修することが望ましい。

## 教養教育科目履修基準表

### 第二類 数理系コース（中等教育科学（数学）プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)							
						1年次 1セメ 2セメ	2年次 3セメ 4セメ	3年次 5セメ 6セメ	4年次 7セメ 8セメ				
教養 コア 科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○							
	平和科目	2		2	選択必修	○	○						
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○						
	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○							
			コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○						
		コミュニケーションⅠ (注3)	コミュニケーションⅠ A	1	選択必修	○							
			コミュニケーションⅠ B	1		○							
		コミュニケーションⅡ (注3)	コミュニケーションⅡ A	1		○							
			コミュニケーションⅡ B	1		○							
		上記4科目から2科目以上											
		コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢ A	1	選択必修								
			コミュニケーションⅢ B	1				○	○				
			コミュニケーションⅢ C	1									
	上記3科目から2科目												
	共通 科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○							
			ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			○						
		情報科目	(注4)	2	選択必修	○							
		領域科目	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○				
		健康スポーツ科目		1又は2	選択必修	○	○						
	基盤科目		線形代数学Ⅰ	2	必修	○							
			線形代数学Ⅱ	2			○						
			微分積分学Ⅰ	2		○							
			微分積分学Ⅱ	2			○						
計		40											

注1： ○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2： 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3： 時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠ A」及び「コミュニケーションⅠ B」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡ A」及び「コミュニケーションⅡ B」が指定されている。

注4： 1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5： ・専門分野以外の分野から履修することが望ましい。なお、教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・履修基準表で指定されていない基盤科目の単位を算入することができる。

## 教養教育科目履修基準表

### 第二類 技術・情報系コース（中等教育科学（技術・情報）プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○											
	平和科目	2		2	選択必修	○	○										
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○										
	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○										
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1		○										
		コミュニケーションⅠ (注3)	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○										
				コミュニケーションⅠB	1		○										
		コミュニケーションⅡ (注3)	2	コミュニケーションⅡA	1	選択必修	○										
				コミュニケーションⅡB	1		○										
		上記4科目から2科目以上															
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修				○	○						
				コミュニケーションⅢB	1												
				コミュニケーションⅢC	1												
		上記3科目から2科目															
	共通科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○										
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1		○										
		情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○										
		領域科目	(16)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○							
		健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○									
		基盤科目	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○							
	計		40														

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。  
・修得したコミュニケーション基礎の単位を算入することができる。  
・修得した基盤科目の単位を算入することができる。ただし、8単位を限度とする。

## 教養教育科目履修基準表

### 第二類 社会系コース（中等教育科学（社会・地理歴史・公民）プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	<input type="radio"/>											
	平和科目	2		2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	<input type="radio"/>										
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1		<input type="radio"/>										
		コミュニケーションⅠ (注3)	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	<input type="radio"/>										
				コミュニケーションⅠB	1		<input type="radio"/>										
		コミュニケーションⅡ (注3)	2	コミュニケーションⅡA	1	選択必修	<input type="radio"/>										
				コミュニケーションⅡB	1		<input type="radio"/>										
		上記4科目から2科目以上															
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
				コミュニケーションⅢB	1					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
				コミュニケーションⅢC	1												
		上記3科目から2科目															
	共通科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	<input type="radio"/>										
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1		<input type="radio"/>										
		情報科目	2	(注4)	2	選択必修	<input type="radio"/>										
		領域科目	(8)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
		健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
		基盤科目	(0)		1~3	自由選択	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
	計		32														

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目の単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあっては2単位を限度とする。

## 教養教育科目履修基準表

### 第三類 国語文化系コース（中等教育科学（国語）プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)												
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○												
	平和科目	2		2	選択必修	○	○											
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○											
	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○											
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1		○											
		コミュニケーションⅠ (注3)	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○											
				コミュニケーションⅠB	1		○											
		コミュニケーションⅡ (注3)	2	コミュニケーションⅡA	1	選択必修	○											
				コミュニケーションⅡB	1		○											
		上記4科目から2科目以上																
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修				○	○							
				コミュニケーションⅢB	1													
				コミュニケーションⅢC	1													
	上記3科目から2科目																	
	共通科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○											
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1		○											
	情報科目		2	(注4)	2	選択必修	○											
	領域科目		(10)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○								
	健康スポーツ科目		2		1又は2	選択必修	○	○										
	基盤科目		(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○								
	計		34															

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目的単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあっては4単位を限度とする。

## 教養教育科目履修基準表

### 第三類 英語文化系コース（中等教育科学（英語）プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	<input type="radio"/>											
	平和科目	2		2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
	英語 (注2)	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	<input type="radio"/>											
			コミュニケーション基礎Ⅱ	1			<input type="radio"/>										
		4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	<input type="radio"/>											
			コミュニケーションⅠB	1		<input type="radio"/>											
			コミュニケーションⅡA	1		<input type="radio"/>											
			コミュニケーションⅡB	1		<input type="radio"/>											
		上記4科目から2科目以上															
		2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修												
			コミュニケーションⅢB	1						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
			コミュニケーションⅢC	1													
	上記3科目から2科目																
	共通科目	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	<input type="radio"/>											
			ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			<input type="radio"/>										
	情報科目	2	(注4)	2	選択必修	<input type="radio"/>											
	領域科目	(8)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								
	健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
	基盤科目	(0)		1~3	自由選択	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								
	計	32															

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・「英米文化事情概論Ⅰ」、「英米文化事情概論Ⅱ」、「英米文化事情概論Ⅲ」及び「英米文化事情概論Ⅳ」を履修することを要望する。

・修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目の単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあっては4単位を限度とする。

# 教養教育科目履修基準表

## 第三類 日本語教育系コース（日本語教育プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)			
						1年次	2年次	3年次	4年次
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ
教養 コア 科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	<input type="radio"/>			
	平和科目	2		2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	英語 (注2) 外国语 科目	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	<input type="radio"/>			
			コミュニケーション基礎Ⅱ	1			<input type="radio"/>		
		コミュニケーションI (注3)	コミュニケーションIA	1	選択必修	<input type="radio"/>			
			コミュニケーションIB	1		<input type="radio"/>			
			コミュニケーションIIA	1			<input type="radio"/>		
		コミュニケーションII (注3)	コミュニケーションIIB	1			<input type="radio"/>		
			上記4科目から2科目以上						
		コミュニケーションIII	コミュニケーションIII A	1	選択必修				
			コミュニケーションIII B	1			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
			コミュニケーションIII C	1					
		上記3科目から2科目							
教養教育 科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Iから2科目	1	選択必修	<input type="radio"/>			
			ベーシック外国語IIから2科目	1			<input type="radio"/>		
	情報科目	4	インテンシブ外国語IA	1	必修 (注5)	<input type="radio"/>			
			インテンシブ外国語IB	1		<input type="radio"/>			
			インテンシブ外国語IIA	1			<input type="radio"/>		
			インテンシブ外国語IIB	1			<input type="radio"/>		
		(16)	すべての領域から(注6)	1又は2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	基盤科目	(0)		1~3	自由選択	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	計	46							

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションIA」及び「コミュニケーションIB」が、2セメスターは「コミュニケーションIIA」及び「コミュニケーションIIB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：初修外国語で選択した言語と同一言語の「インテンシブ外国語」を1年次に選択・履修し、4単位を修得すること。4単位に満たなかった場合は、2年次以降に「インテンシブ外国語」を再履修し、単位を修得すること。なお、「インテンシブ外国語」は初修外国語と連動しており、「インテンシブ外国語」のみを再履修することはできない。再履修の際は、登録方法に注意すること。

注6：・専門分野以外の分野から履修することが望ましい。  
・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。  
・修得した基盤科目の単位を算入することができる。ただし、6単位を限度とする。

## 教養教育科目履修基準表

### 第四類 健康スポーツ系コース (健康スポーツ教育プログラム)

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)										
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○										
	平和科目	2		2	選択必修	○	○									
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○									
	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○									
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1		○									
		コミュニケーションⅠ (注3)	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○									
				コミュニケーションⅠB	1		○									
		コミュニケーションⅡ (注3)	4	コミュニケーションⅡA	1	選択必修	○									
				コミュニケーションⅡB	1		○									
		上記4科目から2科目以上														
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修				○	○					
				コミュニケーションⅢB	1											
				コミュニケーションⅢC	1											
	上記3科目から2科目															
	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目		1	選択必修	○									
			ベーシック外国語Ⅱから2科目		1		○									
	情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○										
	領域科目	(20)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○							
	健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○									
	基盤科目	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○							
	計	44														

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。  
・修得したコミュニケーション基礎の単位を算入することができる。  
・修得した基盤科目の単位は、4単位まで算入することができる。

## 教養教育科目履修基準表

### 第四類 人間生活系コース（人間生活教育プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○										
		平和科目	2		2	選択必修	○	○									
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○									
	英語（注2）	コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○										
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1		○										
		コミュニケーションⅠ（注3）	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○										
				コミュニケーションⅠB	1		○										
		コミュニケーションⅡ（注3）	4	コミュニケーションⅡA	1	選択必修	○										
				コミュニケーションⅡB	1		○										
		上記4科目から2科目以上															
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修				○	○						
				コミュニケーションⅢB	1					○	○						
				コミュニケーションⅢC	1												
		上記3科目から2科目															
	共通科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○										
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1		○										
	情報科目	2	(注4)		2	選択必修	○										
	領域科目	(16)	すべての領域から(注5)		1又は2	選択必修	○	○	○	○							
					1又は2		○	○									
	健康スポーツ科目	2			1又は2	選択必修	○	○									
					1又は2												
	基盤科目(注6)	(0)			1~3	自由選択	○	○	○	○							
					1~3												
	計			40													

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・「現代の消費生活」の履修を要望する。  
・「衣食住の基礎科学」の履修を要望する。  
・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。  
・修得したコミュニケーション基礎、情報科目及び基盤科目の単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあっては8単位を限度とする。

注6：「物理学実験法・同実験」、「化学実験法・同実験」、「生物学実験法・同実験」のうちから1科目以上履修することを要望する。

## 教養教育科目履修基準表

### 第四類 音楽文化系コース（音楽文化教育プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)										
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○										
	平和科目	2		2	選択必修	○	○									
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○									
	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○									
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1		○									
		コミュニケーションⅠ (注3)	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○									
				コミュニケーションⅠB	1		○									
		コミュニケーションⅡ (注3)	2	コミュニケーションⅡA	1	選択必修	○									
				コミュニケーションⅡB	1		○									
		上記4科目から2科目以上														
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修				○	○					
				コミュニケーションⅢB	1											
				コミュニケーションⅢC	1											
		上記3科目から2科目														
	共通科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○									
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1		○									
	情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○										
	領域科目	(12)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○							
	健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○									
	基盤科目	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○							
	計	36														

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目の単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあっては4単位を限度とする。

## 教養教育科目履修基準表

### 第四類 造形芸術系コース（造形芸術教育プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○											
	平和科目	2		2	選択必修	○	○										
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○										
	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	(0)	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	自由選択	○										
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1		○										
		コミュニケーションⅠ (注3)	4	コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○										
				コミュニケーションⅠB	1		○										
		コミュニケーションⅡ (注3)	2	コミュニケーションⅡA	1	選択必修	○										
				コミュニケーションⅡB	1		○										
		上記4科目から2科目以上															
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修				○	○						
				コミュニケーションⅢB	1												
				コミュニケーションⅢC	1												
		上記3科目から2科目															
	共通科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○										
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1		○										
		情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○										
		領域科目	(18)	すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○							
		健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○									
		基盤科目	(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○							
	計		42														

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・「芸術学A」、「芸術学B」から2単位の履修を要望する。

・修得したコミュニケーション基礎及び基盤科目の単位を算入することができる。ただし、基盤科目にあっては6単位を限度とする。

## 教養教育科目履修基準表

### 第五類 教育学系コース（教育学プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ
教養教育科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○											
	平和科目	2		2	選択必修	○	○										
	パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○										
	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○											
			コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○										
		コミュニケーションⅠ (注3)	コミュニケーションⅠ A	1	選択必修	○											
			コミュニケーションⅠ B	1		○											
		コミュニケーションⅡ (注3)	コミュニケーションⅡ A	1		○											
			コミュニケーションⅡ B	1		○											
		上記4科目から2科目以上															
		コミュニケーションⅢ	コミュニケーションⅢ A	1	選択必修					○	○						
			コミュニケーションⅢ B	1													
			コミュニケーションⅢ C	1													
	上記3科目から2科目																
	共通科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○											
			ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			○										
	情報科目		(注4)	2	選択必修	○											
	領域科目		(20)すべての領域から(注5)	1又は2	選択必修	○	○	○	○								
	健康スポーツ科目		2	1又は2	選択必修	○	○										
	基盤科目		(0)	1~3	自由選択	○	○	○	○								
	計		46														

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠ A」及び「コミュニケーションⅠ B」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡ A」及び「コミュニケーションⅡ B」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」の2単位を修得する必要がある。

・人文科学領域の「哲学A」、「哲学B」、「倫理学」及び複合領域の「文化人類学A」又は「文化人類学B」から1科目2単位の履修を要望する。

・初修外国語で選択した言語と同一言語の「インテンシブ外国語」の履修を要望する。

・修得した基盤科目の単位を算入することができる。ただし、6単位を限度とする。

# 教養教育科目履修基準表

## 第五類 心理学系コース（心理学プログラム）

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修セメスター(注1)											
						1年次	2年次	3年次	4年次	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ
教養教育科目	教養コア科目	教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	○										
		平和科目	2		2	選択必修	○	○									
		パッケージ別科目	6	決定された1パッケージから3科目	2	選択必修	○	○									
	英語（注2）	コミュニケーション基礎	2	コミュニケーション基礎Ⅰ	1	必修	○										
				コミュニケーション基礎Ⅱ	1			○									
		コミュニケーションⅠ（注3）		コミュニケーションⅠA	1	選択必修	○										
				コミュニケーションⅠB	1		○										
		コミュニケーションⅡ（注3）		コミュニケーションⅡA	1	選択必修		○									
				コミュニケーションⅡB	1			○									
		上記4科目から2科目以上															
		コミュニケーションⅢ	2	コミュニケーションⅢA	1	選択必修											
				コミュニケーションⅢB	1			○									
				コミュニケーションⅢC	1												
		上記3科目から2科目															
	外國語科目	初修外国語 (ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語のうちから1言語選択)	4	ベーシック外国語Ⅰから2科目	1	選択必修	○										
				ベーシック外国語Ⅱから2科目	1			○									
		情報科目	2	(注4)	2	選択必修	○										
				心理学A（注5）	2	必修	○										
		領域科目	4	心理学B（注5）	2			○									
		(16)すべての領域から（注6）		1又は2	1又は2	選択必修	○	○	○	○							
		健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修	○	○									
	基盤科目		(0)		1~3	自由選択	○	○	○	○							
	計		46														

注1：○印は標準履修セメスターを表している。なお、当該セメスターで単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するセメスターが異なる場合があるので、毎年度発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習A・B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項及び「外国语技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：時間割編成の都合上、1セメスターは「コミュニケーションⅠA」及び「コミュニケーションⅠB」が、2セメスターは「コミュニケーションⅡA」及び「コミュニケーションⅡB」が指定されている。

注4：1セメスター開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合は、2セメスター開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注5：時間割編成の都合上、1セメスターは「心理学A」が、2セメスターは「心理学B」が指定されている。

注6：・「心と行動の科学」の履修を希望する。  
・教育職員免許状を取得するためには、「日本国憲法」2単位を修得する必要がある。  
・修得した基盤科目の単位を算入することができる。

別表第2(第7条第3項関係)

**学部履修基準**

**第一類(学校教育系)**

○ 初等教育教員養成コース(初等教育教員養成プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	31 総合科学部ほか
		平和科目	2	
		パッケージ別科目	6	
	共通科目	外国語科目	英語 6	
		初修外国語	4	
		情報科目	2	
		領域科目	(7)	
		健康スポーツ科目	2	
		基礎盤科科目	(0)	
専門教育	専門基礎科目	教職専門科目	52	99 教育学部
		教科専門科目	12	
	専門科目	教科又は教職科目	29	
	卒業研究		6	
合計			130	

## 専門教育科目履修基準

### 第一類 初等教育教員養成コース(初等教育教員養成プログラム)

履修内容		要修得単位数	開設
専門科目	教職入門	2	初等教育教員養成コース 5 2
	教育の思想と原理	2	
	教育課程論	2	
	教育と社会・制度	2	
	特別活動指導法	2	
	教育方法・技術論	2	
	道徳教育指導法	2	
	児童・青年期発達論	2	
	生徒・進路指導論	2	
	教育相談	2	
	総合的な学習構成論	2	
	初等国語科教育法	2	
	初等社会科教育法	2	
	算数科教育法	2	
	初等理科教育法	2	
	生活科教育法	2	
	初等音楽科教育法	2	
	図画工作科教育法	2	
	初等体育科教育法	2	
	初等家庭科教育法	2	
	初等外国語教育法	2	
	教育実習	8	
	教職実践演習(幼・小)	2	
教科専門科目	初等国語	2	初等教育教員養成コース 1 2
	算数	2	
	初等社会	2	
	初等理科	2	
	生活	2	
	初等家庭	2	
	初等音楽	2	
	図画工作	2	
	初等体育	2	
教科又は教職科目	初等外国語	2	
	介護等体験事前指導	1	初等教育教員養成コース 第一類～第五類 特別科目(特定プログラムを含めない。) 2 9
	教職選択科目	12～18	
卒業研究	教科選択科目	10～16	
	卒業研究	6	初等教育教員養成コースほか

#### <履修上の注意>

- 『教科専門科目』欄の「初等社会」「初等理科」「生活」「初等家庭」「初等音楽」「図画工作」「初等体育」は、「初等社会」「初等理科」「生活」「初等家庭」から2科目4単位、「初等音楽」「図画工作」「初等体育」「初等外國語」から2科目4単位を修得すること。なお、所定の単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職科目』欄の「教科選択科目」の単位に含むことができる。
- 『教科又は教職科目』欄の「教職選択科目」の12～18単位は、第一類～第五類及び特別科目で開設されている教職に関する専門科目の中から選択することができる。また、『教科又は教職科目』欄の「教科選択科目」の10～16単位は、第一類～第五類で開設されている教科に関する専門科目の中から選択することができる。  
なお、「免許法該当科目」以外の科目も上記の単位数に含むことができる。また、教育職員免許法上で「教科又は教職に関する科目」に区分されている科目については、科目の内容によって、「教職選択科目」「教科選択科目」のいずれかの単位数に含むことができる。
- 教職実践演習(幼・小)(8セメスター)を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で小学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。
- 『卒業研究』は、初等カリキュラム専修を専攻する者は「初等教科研究法Ⅰ・Ⅱ」の2単位と「卒業論文」4単位、学習開発実践専修を専攻する者は「学習開発研究法Ⅰ・Ⅱ」の2単位と「卒業論文」4単位を履修すること。  
なお、『卒業研究』6単位は、同一類内の他専修又は第二類～第五類の他コースで開設されている『卒業研究』6単位で代えることができる。ただし、その場合は他の専修又はコースの指定に従って履修しなければならない。

**第一類 初等教育教員養成コース（初等教育教員養成プログラム）**

教職専門科目

開設単位数欄の○印数字は必修  
履修セメスターの○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
教育学及び心理学	教職入門	②		○							教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	②			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教育課程論	②				○					教育課程の意義及び編成の方法	
	教育と社会・制度	②				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	特別活動指導法	②			○						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	②					○				教育の方法及び技術	
	道徳教育指導法	②					○				道徳の指導法	
	児童・青年期発達論	②			○						幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	生徒・進路指導論	②					○				生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	②					○				教育相談	
教科教育法	初等国語科教育法	②				○					教科（国語）の指導法	
	初等社会科教育法	②					○				教科（社会）の指導法	
	算数科教育法	②					○				教科（算数）の指導法	
	初等理科教育法	②				○					教科（理科）の指導法	
	生活科教育法	②				○					教科（生活）の指導法	
	初等音楽科教育法	②					○				教科（音楽）の指導法	
	図画工作科教育法	②					○				教科（図画工作）の指導法	
	初等体育科教育法	②					○				教科（体育）の指導法	
	初等家庭科教育法	②					○				教科（家庭）の指導法	
	初等外国語教育法	②				○					教科又は教職に関する科目	
教育実習	小学校教育実習入門	②	○								教育実習（事前指導）	
	小学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導A	①					○				教育実習（事前指導）	
	小学校教育実習 I	⑤						○			教育実習（小学校本免用）	
教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	②								○	教職実践演習	

## 教科専門科目

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
教科専門科目	初等国語	(2)			○						国語(書写を含む。)	
	算数	(2)		○							算数	
	初等社会	2	(4)	○							社会	
	初等理科	2		○							理科	
	生活	2			○						生活	
	初等家庭	2		○							家庭	
	初等音楽	2	(4)			○					音楽	
	図画工作	2				○					図画工作	
	初等体育	2			○						体育	
	初等外国語	2				○					教科又は教職に関する科目	

教科又は教職科目

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
	介護等体験事前指導	①			○						教科又は教職に関する科目	
	言語障害教育総論	2					○				〃	
	L D等教育総論	2			○						〃	
	重複障害教育総論	2					○				〃	
教職	学習指導論	2					○				教育の方法及び技術	
	学校教育思想史	2				○					教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	学校教育基礎論	2		○							〃	
	学校制度・経営論	2							○		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	特別支援教育	2					○				〃	
	教育評価論	2						○			教育課程の意義及び編成の方法	
	野外活動実践	1	○								特別活動の指導法	
	野外教育実践	1		○							〃	
	地域教育実践Ⅰ	1	○								〃	
	地域教育実践Ⅱ	1		○							〃	
	子どもの心と学び支援実習Ⅰ	2			○	○					教育相談	
	子どもの心と学び支援実習Ⅱ	2					○	○			〃	
	子どもの心と学び支援実習Ⅲ	2							○	○	〃	
	幼児教育論	2						○			教育課程の意義及び編成の方法	
選択科目	幼児教育方法論	2							○		教育の方法及び技術	
	幼児心理学	2					○				幼児理解の理論及び方法、教育相談	
	学習開発学入門Ⅰ	2			○							
	学習開発学入門Ⅱ	2				○						
	初等教育カリキュラム開発論	2			○						教育課程の意義及び編成の方法	
	初等国語科学習指導論	2			○						教科（国語）の指導法	
	初等国語科授業研究	2					○				教科（国語）の指導法	
	初等社会科学習指導論	2				○					教科（社会）の指導法	
	初等社会科授業研究	2						○			教科（社会）の指導法	
	算数科学習指導論	2						○			教科（算数）の指導法	
	算数科授業研究	2							○		教科（算数）の指導法	
	初等理科学習指導論	2					○				教科（理科）の指導法	
	初等理科授業研究	2							○		教科（理科）の指導法	

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
教職選択科目	生活科学習指導論	2					○				教科（生活）の指導法	
	生活科授業研究	2						○			教科（生活）の指導法	
	初等音楽科学習指導論	2				○					教科（音楽）の指導法	
	初等音楽科授業研究	2						○			教科（音楽）の指導法	
	図画工作科学習指導論	2					○				教科（図画工作）の指導法	
	図画工作科授業研究	2			○						教科（図画工作）の指導法	
	初等体育科学習指導論	2				○					教科（体育）の指導法	
	初等体育科授業研究	2							○		教科（体育）の指導法	
	初等家庭科学習指導論	2				○					教科（家庭）の指導法	
	初等家庭科授業研究	2						○			教科（家庭）の指導法	
	初等外国語学習指導論	2							○		教科又は教職に関する科目	
	初等外国語授業研究	2					○				教科又は教職に関する科目	
教科選択科目	国語科学習材講義	2						○			国語（書写を含む。）	
	社会科学習材講義	2						○			社会	
	算数科学習材講義	2							○		算数	
	理科学習材講義	2				○					理科	
	生活科学習材講義	2						○			生活	
	音楽科学習材講義	2					○				音楽	
	図画工作科学習材講義	2							○		図画工作	
	体育科学習材講義	2				○					体育	
	家庭科学習材講義	2					○				家庭	

### 卒業研究

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
卒業研究	学習開発研究法Ⅰ	①					○					学習開発実践専修
	学習開発研究法Ⅱ	①						○				
	初等教科研究法Ⅰ	①					○					初等カリキュラム専修
	初等教科研究法Ⅱ	①						○				
	卒業論文	④										両専修共通

## 学部履修基準

### 第一類（学校教育系）

○ 特別支援教育教員養成コース（特別支援教育教員養成プログラム）

科目区分等			要修得単位数	開設学部
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	総合科学部ほか 31
		平和科目	2	
		パッケージ別科目	6	
	共通科目	外国語科目	英語 6	
		初修外国語	4	
		情報科目	2	
		領域科目	(7)	
		健康スポーツ科目	2	
	基礎盤科目		(0)	
専門教育	専門基礎科目	教職専門科目	45	教育学部 97
		教科専門科目	8	
	専門科目	特別支援教育に関する専門科目	38	
	卒業研究		6	
合計			128	

## 専門教育科目履修基準

### 第一類 特別支援教育教員養成コース（特別支援教育教員養成プログラム）

履修内容		要修得単位数	開設
教職専門科目	教職入門	2	4 5 初等教育教員養成コース
	教育の思想と原理	2	
	教育課程論	2	
	教育と社会・制度	2	
	特別活動指導法	2	
	教育方法・技術論	2	
	道徳教育指導法	2	
	児童・青年期発達論	2	
	生徒・進路指導論	2	
	教育相談	2	
	初等国語科教育法	2	
	初等社会科教育法	2	
	算数科教育法	2	
	初等理科教育法	2	
	生活科教育法	2	
	初等音楽科教育法	2	
	図画工作科教育法	2	
	初等体育科教育法	2	
	初等家庭科教育法	2	
教科専門科目	教職実践演習（幼・小）	2	
	教育実習指導A	1	
	小学校教育実習Ⅰ	4	
	初等国語	2	8 初等教育教員養成コース
	算数	2	
	初等社会	2	
	初等理科	2	
	生活	2	
	初等家庭	2	
特別支援教育にかかる専門科目	初等音楽	2	3 8 特別支援教育教員養成コース
	図画工作	2	
	初等体育	2	
	基礎理論	2	
	心理、生理及び病理	10	
	教育課程及び指導法	10	
	免許領域以外の領域科目	5	
特別支援教育に関する選択科目		8	特別支援教育教員養成コース
特別支援教育実習		3	
発展科目			
卒業研究		6	特別支援教育教員養成コース

#### <履修上の注意>

- 「特別支援教育に関する選択科目」については、次のように履修すること。  
 (1) 視覚障害教育領域の「心理、生理及び病理」および「教育課程及び指導法」に関する科目の中から4単位以上。  
 (2) 听覚障害教育領域の「心理、生理及び病理」および「教育課程及び指導法」に関する科目の中から4単位以上。
- 教職実践演習（幼・小）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で小学校教育実習Ⅰの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。
- 「発展科目」は、免許取得の要件には含まれない。

## 第一類 特別支援教育教員養成コース（特別支援教育教員養成プログラム）

特別支援教育に関する専門科目

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
基礎理論	特別支援教育総論	②	○								特別支援教育の基礎理論に関する科目	
心理、生理及び病理	大脑生理・病理	2			○						心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	
	視覚障害心理学	②	○								〃	
	視覚障害測定・評価演習	1							○		〃	
	聴覚障害心理学	②	○								〃	
	聴覚障害測定・評価演習	1					○				〃	
	知的障害心理学	②	○								〃	
	知的障害測定・評価演習	1			○						〃	
	肢体不自由心理学	②		○							〃	
教育課程及び指導法	病弱心理学	②			○						〃	
	視覚障害教育基礎論	②		○							心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
	視覚障害「自立活動」指導法Ⅰ	2			○						〃	
	点字の理論と実際Ⅰ	2				○					〃	
	視覚障害「自立活動」指導法Ⅱ	2					○				〃	
	点字の理論と実際Ⅱ	2						○			〃	
	聴覚障害教育基礎論	②		○							〃	
	聴覚障害「自立活動」指導法	2			○						〃	
	聴覚障害教育授業法Ⅰ	2				○					〃	
	聴覚障害コミュニケーションⅠ	2				○					〃	
	聴覚障害コミュニケーションⅡ	2					○				〃	
	知的障害教育基礎論	②		○							〃	
	知的障害指導法Ⅰ	2				○					〃	
	知的障害指導法Ⅱ	2					○				〃	
免許領域科目以外	肢体不自由教育基礎論	②			○						〃	
	肢体不自由指導法Ⅰ	2				○					〃	
	肢体不自由指導法Ⅱ	2					○				〃	
	病弱教育基礎論	②			○						〃	
	病弱指導法Ⅰ	2					○				〃	
	病弱指導法Ⅱ	2						○			〃	
	言語障害教育総論	②					○				免許状に定められこととなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	
	LD等教育総論	②			○						〃	
	重複障害教育総論	②					○				〃	

区 分	授業科目	開 単 位 設 数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
発展科目	特別支援教育教育課程総論	2				○						
	視覚管理	2						○				
	視覚障害教材作成法	2							○			
	視覚障害教育授業法	2					○					
	聴覚管理	2			○							
	聴覚障害教育授業法Ⅱ	2					○					
	聴覚障害乳幼児指導法	2						○				
	特別支援教育教材開発演習	2		○	○							
	知的障害職業教育実践演習	2					○	○				
	知的障害測定・評価実践演習	2						○				
	言語障害測定・評価実践演習	2							○			
特別教育支援 実習	特別支援学校教育実習入門	1	○									
	特別支援学校教育実習観察	1				○						
	特別支援学校教育実習	③						○			心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	
	特別支援学級教育演習	1								○		
卒業研究	特別支援教育研究法Ⅰ	①					○					
	特別支援教育研究法Ⅱ	①						○				
	卒業論文	④										

## 学部履修基準

### 第二類(科学文化教育系)

#### ○ 自然系コース(中等教育科学(理科)プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養ニア科目	教養ゼミ	2	38 総合科学部ほか	
		平和科目	2		
		パッケージ別科目	6		
	共通科目	外国語科目	英語 6		
		初修外国語	4		
		情報科目	2		
		領域科目	(8)		
		健康スポーツ科目	2		
		基礎盤科目	6		
専門教育	専門基礎科目		16	90 教育学部ほか	
	専門科目		40		
	専門選択科目		28		
	自由選択科目				
	卒業研究		6		
合計			128		

**専門教育科目履修基準**

**第二類 自然系コース（中等教育科学（理科）プログラム）**

履修内容		要修得単位数	開設	
専門基礎科目	自然システム（理科）教育法Ⅰ	2	16	
	自然システム（理科）教育法Ⅱ	2		
	自然システムの理解（物理）	2		
	自然システムの理解（化学）	2		
	自然システムの理解（生物）	2		
	自然システムの理解（地学）	2		
	自然システム理解実験（物理）	1		
	自然システム理解実験（化学）	1		
	自然システム理解実験（生物）	1		
	自然システム理解実験（地学）	1		
専門科目	自然システム（理科）教育実践論	2	自然系コース 40	
	理科カリキュラム論	2		
	力とエネルギーのリテラシーⅠ	2		
	力とエネルギーのリテラシーⅡ	2		
	物質と反応のリテラシーⅠ	2		
	物質と反応のリテラシーⅡ	2		
	生物とその多様性のリテラシーⅠ	2		
	生物とその多様性のリテラシーⅡ	2		
	宇宙と地球のリテラシーⅠ	2		
	宇宙と地球のリテラシーⅡ	2		
	科学教育史			
	比較科学教育論			
	科学教育デザイン論	6		
	科学教育教材メディアデザイン論			
	理科教育評価論			
	理科授業プランニング論			
	理科教材プランニング論			
	物理教材内容論Ⅰ	8		
	物理教材内容論Ⅱ			
	物理教材内容論Ⅲ			
	化学教材内容論Ⅰ			
	化学教材内容論Ⅱ			
	化学教材内容論Ⅲ			
	生物教材内容論Ⅰ			
	生物教材内容論Ⅱ			
	生物教材内容論Ⅲ			
	地学教材内容論Ⅰ			

専 門 科 目	地学教材内容論Ⅱ	4	自然系コース	
	地学教材内容論Ⅲ			
	物理教材内容演習			
	化学教材内容演習			
	生物教材内容演習	2		
	地学教材内容演習			
	物理教材内容実験			
	化学教材内容実験			
	生物教材内容実験			
	地学教材内容実験			
専門選択科目	28		教育学部ほか	
自由選択科目				
卒業研究	6		自然系コース	

#### <履修上の注意>

- 『卒業研究』の6単位については、「自然システム教育研究法」2単位と「卒業論文」4単位を充てること。
- 『自由選択科目』の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、28単位まで認める。
- 『専門科目』のうち38単位を超えて修得した単位数は、『自由選択科目』の修得単位数に含めることができる。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

**第二類 自然系コース（中等教育科学（理科）プログラム）**

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	自然システム（理科）教育法Ⅰ	②			○						教科の指導法（理科）	
	自然システム（理科）教育法Ⅱ	②				○					〃	
	自然システムの理解（物理）	②	○								物理学	
	自然システムの理解（化学）	②	○								化学	
	自然システムの理解（生物）	②	○								生物学	
	自然システムの理解（地学）	②	○								地学	
	自然システム理解実験（物理）	①				○					物理学実験	
	自然システム理解実験（化学）	①				○					化学実験	
	自然システム理解実験（生物）	①			○						生物学実験	
	自然システム理解実験（地学）	①			○						地学実験	
専門科目	自然システム（理科）教育実践論	②					○				教科の指導法（理科）	
	科学教育史	2					○				教科又は教職に関する科目	
	比較科学教育論	2				○					〃	
	科学教育デザイン論	2						○			〃	
	科学教育教材メディアデザイン論	2						○			〃	
	理科カリキュラム論	②		○							教科の指導法（理科）	
	理科教育評価論	2						○			教科又は教職に関する科目	
	理科授業プランニング論	2			○						教科の指導法（理科）	
	理科教材プランニング論	2				○					〃	
	力とエネルギーのリテラシーⅠ	②	○								物理学	
	力とエネルギーのリテラシーⅡ	②		○							〃	
	物質と反応のリテラシーⅠ	②		○							化学	
	物質と反応のリテラシーⅡ	②			○						〃	
	生物とその多様性のリテラシーⅠ	②		○							生物学	
	生物とその多様性のリテラシーⅡ	②			○						〃	
	宇宙と地球のリテラシーⅠ	②		○							地学	
	宇宙と地球のリテラシーⅡ	②			○						〃	

区分	授業科目	開単位設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	物理教材内容論 I	2				○					物理学	
	物理教材内容論 II	2					○				"	
	物理教材内容論 III	2						○			"	
	化学教材内容論 I	2			○						化学	
	化学教材内容論 II	2				○					"	
	化学教材内容論 III	2					○				"	
	生物教材内容論 I	2			○						生物学	
	生物教材内容論 II	2				○					"	
	生物教材内容論 III	2					○				"	
	地学教材内容論 I	2			○						地学	
	地学教材内容論 II	2				○					"	
	地学教材内容論 III	2					○				"	
	物理教材内容演習	2				○					物理学	
	化学教材内容演習	2				○					化学	
	生物教材内容演習	2				○					生物学	
	地学教材内容演習	2				○					地学	
	物理教材内容実験	2					○				物理学実験	
	化学教材内容実験	2					○				化学実験	
	生物教材内容実験	2					○				生物学実験	
	地学教材内容実験	2					○				地学実験	

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門選択科目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2				○					児童、青年期の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						○			教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習I	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習II	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習（中・高）	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	
	サイエンスミュージアム教育論	2								○		
	自然環境・防災学習論	2							○			
	機器分析化学	2								○		理学部
	分子遺伝学A	2						○				理学部
	細胞生物学A	2						○				理学部
	熱水地球化学	2							○			理学部
	日本環境地誌	2								○		総合科学部
自由選択科目	本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	自然システム教育研究法	①・①					○	○				
	卒業論文	④										

## 学部履修基準

### 第二類(科学文化教育系)

#### ○ 数理系コース(中等教育科学(数学)プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	総合科学部ほか 40	
		平和科目	2		
		パッケージ別科目	6		
	共通科目	外国語科目	英語		
			初修外国語		
		情報科目	2		
		領域科目	6		
		健康スポーツ科目	2		
		基礎盤科目	8		
	専門基礎科目			教育学部ほか 88	
専門教育	専門科目				
	専門選択科目				
	自由選択科目				
	卒業研究				
合計			128		

## 専門教育科目履修基準

### 第二類 数理系コース(中等教育科学(数学)プログラム)

履修内容		要修得単位数	開設	
専門基礎科目	I 数学教育学	6	24 数理系コース	
	II 代数学	4		
	III 幾何学	4		
	IV 解析学	4		
	V 確率論・統計学	2		
	VI コンピュータ	4		
専門科目		20	38 教育学部ほか	
専門選択科目				
自由選択科目				
卒業研究		6	数理系コース	

#### ＜履修上の注意＞

- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、38単位まで認める。
- 教職実践演習(中・高)(8セメスター)を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

## 第二類 数理系コース（中等教育科学（数学）プログラム）

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	I 数学教育学概論Ⅰ	(2)			○						教科の指導法（数学）	
	数学教育学概論Ⅱ	(2)				○					〃	
	数学教育方法論	(2)		○							〃	
	II 代数学概論	(2)			○						代数学	
	代数学概論演習	(2)				○					〃	
	III 幾何学概論	(2)			○						幾何学	
	幾何学概論演習	(2)				○					〃	
	IV 解析学概論	(2)			○						解析学	
	解析学概論演習	(2)				○					〃	
	V 数理統計学概論	(2)			○						確率論・統計学	
	VI コンピュータ基礎演習Ⅰ	(2)			○						コンピュータ	
	コンピュータ基礎演習Ⅱ	(2)			○						〃	
専門科目	I 数学教育カリキュラム論	2					○				教科の指導法（数学）	
	数学教育史	2						○			教科又は教職に関する科目	
	数学教育学研究	2						○			教科の指導法（数学）	
	II 代数学研究法Ⅰ	2					○				代数学	
	代数学A	2						○			〃	理学部
	代数学B	2							○		〃	理学部
	代数内容研究	2						○			〃	
	III 幾何学研究法Ⅰ	2					○				幾何学	
	幾何学研究法Ⅱ	2						○			〃	
	幾何学A	2						○			〃	理学部
	幾何学B	2							○		〃	理学部
	幾何内容研究	2						○			〃	
	IV 解析学研究法Ⅰ	2					○				解析学	
	解析学研究法Ⅱ	2						○			〃	
	解析学A	2							○		〃	理学部
	解析学C	2							○		〃	理学部
	解析内容研究	2						○			〃	

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	確率論・統計学研究法Ⅰ	2					○				確率論・統計学	
	確率・統計A	2							○		〃	理学部
	確率・統計B	2								○	〃	理学部
	数理統計内容研究	2						○			〃	
専門選択科目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2				○					児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2			○						教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2				○					教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2				○					道徳の指導法	
	特別活動指導法	2			○						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2					○				教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2			○						生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
自由選択科目	教職実践演習(中・高)	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	
卒業研究	本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
	数学教育実践研究	2								○		
	代数教育内容研究	2								○		
	幾何教育内容研究	2	②							○		
	解析教育内容研究	2								○		
	統計教育内容研究	2								○		
	卒業論文	④										

## 学部履修基準

### 第二類(科学文化教育系)

#### ○ 技術・情報系コース(中等教育科学(技術・情報)プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	総合科学部ほか 40	
		平和科目	2		
		パッケージ別科目	6		
	共通科目	外国語科目	英語 6		
		初修外国語	4		
		情報科目	2		
		領域科目	(16)		
		健康スポーツ科目	2		
		基礎盤科目	(0)		
専門教育	専門基礎科目		34	教育学部ほか 88	
	専門科目		20		
	専門選択科目		28		
	自由選択科目				
	卒業研究		6		
合計			128		

## 専門教育科目履修基準

### 第二類 技術・情報系コース（中等教育科学（技術・情報）プログラム）

履修内容		要修得単位数	開設
専門基礎科目	技術教育概論 I	2	34 技術・情報系コース
	情報教育論 I	2	
	木材活用概論	2	
	金属活用概論	2	
	機械活用概論	2	
	電気電子活用概論 I	2	
	情報活用概論 I	2	
	情報活用概論 II	2	
	メカトロニクス創造実習	2	
	選択専門基礎科目	16	
専門科目		20	
専門選択科目		28	教育学部ほか
自由選択科目			
卒業研究		6	技術・情報系コース

#### <履修上の注意>

- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、28単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

**第二類 技術・情報系コース（中等教育科学（技術・情報）プログラム）**

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	技術教育概論 I	②			○						教科の指導法（技術）	
	情報教育論 I	②			○						教科の指導法（情報）	
	木材活用概論	②		○							木材加工，工業	
	金属活用概論	②		○							金属加工，工業	
	機械活用概論	②			○						機械，工業	
	電気電子活用概論 I	②			○						電気，工業	
	情報活用概論 I	②	○								情報	
	情報活用概論 II	②	○								〃	
	メカトロニクス創造実習	②				○					機械，工業	
	メカトロニクス基礎実習	2			○						〃，〃	
	ハードウェア概論	2			○						情報とコンピュータ，工業	
	木材活用教材演習 I	1			○						木材加工，工業	
	金属活用教材演習 I	1			○						金属加工，工業	
	メカトロニクス教材演習	1	○								機械，工業	
	電気電子活用概論 II	2			○						電気，工業	
	ハードウェア教材演習	1		○							情報とコンピュータ，工業	
	技術教育概論 II	2			○						教科の指導法（技術）	
	情報教育論 II	2				○					教科の指導法（情報）	
	情報システム概論	2			○						情報	
	情報ネットワーク概論	2			○						〃	
	マルチメディアの活用	2					○				〃	
	プログラミングの学習	2			○						〃	
専門科目	技術教育プランニング論	2					○				教科の指導法（技術）	
	技術教育方法・評価論	2						○			〃	
	工業科教育方法論 I	2				○					教科の指導法（工業）	
	工業科教育方法論 II	2					○				〃	
	情報教育プランニング論	2						○			教科の指導法（情報）	
	職業指導	2							○		職業指導	

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	木材機械加工概論	2					○				木材加工，工業	
	木材活用教材演習Ⅱ	1				○					〃，〃	
	木材活用教材演習Ⅲ	1						○			〃，〃	
	基礎製図	1			○						〃，〃	
	金属機械加工概論	2						○			金属加工，工業	
	金属活用教材演習Ⅱ	1					○				〃，〃	
	メカトロニクス設計製図	1				○					機械，工業	
	エネルギー活用論	2				○					〃，〃	
	メカトロニクス	2					○				〃，〃	工学部
	機構運動学	2				○					〃，〃	工学部
	電気・電子工学	2					○				電気，工業	工学部
	工業教育の数理	2		○							工業	
	栽培活用概論	2					○				栽培，工業	
	栽培活用教材演習	1						○			〃，〃	
	情報社会論	2			○						情報	
	アルゴリズム論	2			○						〃	
	システム制御Ⅰ	2			○						〃	工学部
	システム制御Ⅱ	2				○					〃	工学部
	デジタル制御	2					○				〃	
	モデリングとシミュレーション	2						○			〃	
	データベース	2					○				〃	工学部
	情報と職業	2					○				〃	
	ハードウェア研究法	2							○		〃	
	ソフトウェア研究法	2							○		〃	
	ネットワーク研究法	2							○		〃	
	マルチメディア研究法	2							○		〃	

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門選択科目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2				○					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2			○						教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2				○					教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2				○					道徳の指導法	
	特別活動指導法	2			○						特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2					○				教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2			○						生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2					○				教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1			○						教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1				○					教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4					○				教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2						○			教育実習（高等学校本免用）	
自由選択科目	教職実践演習(中・高)	2							○		教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	
卒業研究	卒業論文	(6)										

## 学部履修基準

### 第二類(科学文化教育系)

#### ○ 社会系コース(中等教育科学(社会・地理歴史・公民)プログラム)

科 目 区 分 等		要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	32 総合科学部ほか	
		平和科目		
		パッケージ別科目		
	共通科目	外国語科目		
		英語		
		初修外国語		
		情報科目		
		領域科目		
		健康スポーツ科目		
		基礎科目		
専門教育	専門基礎科目		96 教育学部ほか	
	専門科目			
	専門選択科目			
	自由選択科目			
	卒業研究			
合 計		128		

## 専門教育科目履修基準

### 第二類 社会系コース(中等教育科学(社会・地理歴史・公民)プログラム)

履修内容			要修得単位数	開設
専門基礎科目・専門科目	社会認識教育学		6	社会系コースほか 56
	I	地理認識内容学	2	
	II	歴史認識内容学	4	
	III	市民性内容学	2	
	IV	社会科学認識内容学	2	
選択科目			40	
専門選択科目			32	教育学部ほか
自由選択科目				
卒業研究			8	社会系コース

#### <履修上の注意>

- 『専門基礎科目・専門科目』欄の「社会認識教育学」6単位は、「社会認識教育学概論」(必修)2単位と「社会認識教育学」の中から4単位を修得すること。
- 『専門基礎科目・専門科目』欄の「社会認識内容学」は、開設授業科目表に示すI～IVの科目の中から、それぞれ指定された単位を修得すること。
- 『専門基礎科目・専門科目』は、専門基礎科目16単位、専門科目40単位以上修得すること。
- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、32単位まで認める。
- 教職実践演習(中・高)(8セメスター)を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

**第二類 社会系コース（中等教育科学（社会・地理歴史・公民）プログラム）**

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	社会認識教育学概論	②		○								
	社会科教育論	2			○						教科の指導法（社会）	
	地理歴史科教育論	2				○					教科の指導法（社会、地歴）	
	公民科教育論	2				○					教科の指導法（社会、公民）	
	I 地理学概説 I	2			○						地理学、「人文地理学及び自然地理学」	
	I 地理学概説 II	2		○							〃，〃	
	II 日本史概説	2	○								日本史及び外国史、日本史	
	II 世界史概説	2			○						〃，外国史	
	III 倫理学概説	2				○					「哲学、倫理学、宗教学」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
	IV 法律学概説	2		○							「法哲学、政治学」、「法哲学（国際法を含む）」	
	IV 政治学原論	2				○					〃，〃	法学部
	IV 経済学概説	2	○								「社会学、経済学」、「社会学、経済学（国際経済を含む）」	
専門科目	社会認識教育学	社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論	2				○				教科の指導法（社会、地歴）	
	社会系（公民）カリキュラムデザイン論	2					○				教科の指導法（社会、公民）	
	社会系（地理歴史）教科指導法	2			○						教科の指導法（社会、地歴）	
	社会系（公民）教科指導法	2			○						教科の指導法（社会、公民）	
	I 自然地理学研究	2					○				地理学、「人文地理学及び自然地理学」	
	I 人文地理学研究	2					○				〃，〃	
	I 自然地理学実習	1				○					〃，〃	
	I 世界地誌	2				○					〃，地誌	
	I 地域研究法 I	2					○				〃，〃	
	I 地域研究法 II	2					○					
	I 人文地理学実習	1					○				地理学、「人文地理学及び自然地理学」	
	I 日本環境地誌	2				○					〃，地誌	総合科学部
	I ヨーロッパ環境地誌	2			○						〃，地誌	総合科学部
	I 地理情報システム学	2					○				〃，地誌、「人文地理学及び自然地理学」	文学部
	I 地理情報システム学実習	1						○			〃，〃，〃	文学部

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	戦争と平和に関する史的研究	2		○							日本史及び外国史、日本史	
	日本社会史研究	2				○					〃	〃
	日本中世研究A	2			○						〃	〃
	日本近世研究A	2			○						〃	〃
	考古学概説	2			○						〃	〃
	社寺建築学研究	2			○						〃	〃
	文字資料解析学A	2			○						〃	〃
	文献資料解析演習I	2				○					〃	〃
	文献資料解析演習II	2					○				〃	〃
	文字資料解析学B	2				○					〃	〃
	中国政治史研究A	2			○						〃	外国史
	中国経済史研究A	2			○						〃	〃
	地中海地域システム研究	2			○						〃	〃
	地中海社会史研究	2			○						〃	〃
	ヨーロッパ社会経済史文書解析学A	2				○					〃	〃
	ヨーロッパ社会経済史文書解析学B	2				○					〃	〃
	ヨーロッパ政治文化論史料演習A	2			○						〃	〃
	ヨーロッパ政治文化論史料演習B	2			○						〃	〃
	アジア海域システム研究A(東洋史)	2			○						〃	〃
	東アジア地域システム研究A	2			○						〃	〃
	異文化交流史研究(西洋史)	2			○						〃	〃
	ヨーロッパ社会経済史研究	2				○					〃	〃
	ヨーロッパ海域システム研究	2				○					〃	〃
III	哲学概論I	2			○						「哲学、倫理学、宗教学」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	文学部
	哲学概論II	2				○					〃	〃
	現代倫理研究	2			○						〃	〃
	応用倫理学研究	2					○				〃	〃
	現代倫理学演習	2						○			〃	〃
	仏教学概説	2				○					〃	〃
	対人心理学	2					○				「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	第五類

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目 IV	国際法1	2			○						〔国際法、国際政治学、国際政治経済学、国際経済学〕	法学部
	国際法2	2				○					〃, 〃	法学部
	現代司法論	2			○						〃, 〃	
	法学研究	2					○				〃, 〃	
	法比較研究	2						○			〃, 〃	
	国際政治学	2					○				〃, 〃	法学部
	国際政治経済学	2					○				〃, 〃	法学部
	社会学1	2				○					〔社会学、経済学〕, 「社会学、経済学(国際政治を含む)」	法学部
	社会学2	2				○					〃, 〃	法学部
	社会調査論	2			○						〃, 〃	法学部
	経済学各論I	2			○						〃, 〃	
	経済学各論II	2				○					〃, 〃	
	経済学各論III	2					○				〃, 〃	
	国際経済学1	2			○						〃, 〃	経済学部
	国際経済学2	2				○					〃, 〃	経済学部

(注) 他学部開設科目については、開講年度によりセメスターが変更される場合があるので、各年度の初めに各自で該当学部の時間割表をよく見て確認すること。

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門選択科目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						○			教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
自由選択科目	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	
	教職実践演習	2							○		教職実践演習	
卒業研究	平和情報発信演習Ⅰ	1	○									
	平和情報発信演習Ⅱ	1		○								
	社会認識教育研究演習	2							○			
	地理内容研究演習	2							○			
	日本史内容研究演習	2							○			
	世界史内容研究演習	2							○			
	倫理内容研究演習	2							○			
	経済内容研究演習	2							○			
	法内容研究演習	2							○			
	卒業論文	⑥										

## 学部履修基準

### 第三類(言語文化教育系)

#### ○国語文化系コース(中等教育科学(国語)プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	34 総合科学部ほか	
		平和科目	2		
		パッケージ別科目	6		
	共通科目	外国語科目	英語		
			初修外国語		
		情報科目	2		
		領域科目	(10)		
		健康スポーツ科目	2		
		基礎盤科目	(0)		
	専門基礎科目				
専門教育	専門科目	発展科目I	16	94 教育学部ほか	
		発展科目II	36		
	専門選択科目				
	自由選択科目				
	卒業研究				
合計			128		

## 専門教育科目履修基準

### 第三類 国語文化系コース（中等教育科学（国語）プログラム）

履修内容		要修得単位数	開設		
専門基礎科目	国語文化基礎ゼミⅠ	2	4	国語文化系コース	
	国語文化基礎ゼミⅡ	2			
専門科目	国語教育学概論Ⅰ	2	5 2	国語文化系コース	
	国語教育学概論Ⅱ	2			
	国語文化概論A（国語文化とことば）	2			
	国語文化概論B（国語文化と文学）	2			
	国語文化概論C（国語文化と漢文）	2			
	国語文化概論D（国語文化と書写書道）	2			
	国語文化の歴史A（国語の歴史）	2			
	国語文化の歴史B（国文学の歴史）	2			
	発展科目Ⅱ	3 6			
専門選択科目		3 2	教育学部ほか	国語文化系コース	
自由選択科目					
卒業研究		6	国語文化系コース		

#### ＜履修上の注意＞

- 『卒業研究』の「国語文化研究法」（I～IV=教育系，V～VI=言語系，VII～IX=文学系）は、卒業論文における研究領域に応じて1科目を選択履修すること。（2科目まで履修可能で2科目目の履修単位は専門教育「自由選択科目」単位として認める。）
- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、3 2 単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。

### 第三類 国語文化系コース（中等教育科学（国語）プログラム）

開設単位数欄の○印数字は必修  
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開単位設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	国語文化基礎ゼミⅠ	②		○								
	国語文化基礎ゼミⅡ	②		○								
専門科目I	国語教育学概論Ⅰ	②			○						教科の指導法（国語）	
	国語教育学概論Ⅱ	②				○					〃	
	国語文化概論A（国語文化とことば）	②			○						国語学	
	国語文化概論B（国語文化と文学）	②			○						国文学	
	国語文化概論C（国語文化と漢文）	②				○					漢文学	
	国語文化概論D（国語文化と書写書道）	②			○						書道	
	国語文化の歴史A（国語の歴史）	②				○					国語学	
	国語文化の歴史B（国文学の歴史）	②			○						国文学	
専門科目II	国語教育基礎論	2			○						教科の指導法（国語）	
	国語科学習開発論	2				○					〃	
	国語科教材研究演習	2			○						〃	
	国語科教育方法論	2				○					〃	
	国語カリキュラム・教材構成論	2				○					〃	
	国語教育史	2					○				教科又は教職に関する科目	
	国語科教育評価論	2						○			〃	
	現代国語文化演習A（国語学分野）	2			○						国語学	
	古代国語文化演習A（国語学分野）	2				○					〃	
	古代国語文化研究A（国語学分野）	2					○				〃	
	現代国語文化研究A（国語学分野）	2				○					〃	
	現代国語文化演習B（国文学分野）	2			○						国文学	
	古代国語文化演習B（国文学分野）	2				○					〃	
	古代国語文化研究B（国文学分野）	2					○				〃	
	現代国語文化研究B（国文学分野）	2				○					〃	
	国語文化の歴史C（漢文学の歴史）	2				○					漢文学	
	漢字漢語文化研究	2					○				〃	
	書写書道演習	2			○						書道	
	国語文化の歴史D（書写書道の歴史）	2				○						
	古代中世文学概説	2			○						国文学	文学部

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目Ⅱ	古代中世文学演習Ⅰ	2			○						国文学	文学部
	古代中世文学研究法	2					○				〃	文学部
	近世文学概説	2			○						〃	文学部
	近世文学演習Ⅰ	2				○					〃	文学部
	近世文学研究法	2						○			〃	文学部
	中国古典散文演習	2			○						漢文学	文学部
	中国古典韻文演習	2				○					〃	文学部
専門選択科目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2				○					児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						○			教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
自由選択科目	教職実践演習（中・高）	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	

区分	授業科目	開単位設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
卒業研究	国語文化研究法Ⅰ	2						○				
	国語文化研究法Ⅱ	2						○				
	国語文化研究法Ⅲ	2						○				
	国語文化研究法Ⅳ	2						○				
	国語文化研究法Ⅴ	2						○				
	国語文化研究法Ⅵ	2						○				
	国語文化研究法Ⅶ	2						○				
	国語文化研究法Ⅷ	2						○				
	国語文化研究法Ⅸ	2						○				
	卒業論文	(4)										

## 学部履修基準

### 第三類(言語文化教育系)

#### ○ 英語文化系コース(中等教育科学(英語)プログラム)

科目区分等		要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	総合科学部ほか 32	
		平和科目		
		パッケージ別科目		
	共通科目	外国語科目		
		英語		
		初修外国語		
		情報科目		
		領域科目		
		健康スポーツ科目		
	基礎科目			
専門教育	専門基礎科目		教育学部ほか 96	
	専門科目			
	専門選択科目			
	自由選択科目			
	卒業研究			
合計		128		

## 専門教育科目履修基準

### 第三類 英語文化系コース（中等教育科学（英語）プログラム）

履修内容		要修得単位数	開設
専門基礎科目	英語教育学概論Ⅰ	2	英語文化系コース 教育学部ほか
	英語教育学概論Ⅱ	2	
	英語学概説Ⅰ	2	
	英語学概説Ⅱ	2	
	英語文学概説	2	
	英語コミュニケーション演習Ⅰ	2	
	コミュニケーションブライティングⅠ	2	
専門科目		44	教育学部ほか
専門選択科目		20	教育学部
自由選択科目		12	教育学部ほか
卒業研究		6	英語文化系コース

#### ＜履修上の注意＞

- 『卒業研究』の6単位は、「英語教育研究法」1単位、「英語教育学研究」「英語学研究」「英語文化学研究」の中のいずれかで1単位、「卒業論文」4単位で充てること。
- 『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、12単位まで認める。
- 教職実践演習（中・高）（8セメスター）を履修するためには、原則として7セメスター終了時点で中・高等学校教育実習Ⅰ又はⅡの単位を修得していること。ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。
- 卒業研究への導入として「英語教育研究法」を履修し、配属ゼミが決定され、卒業論文作成に取りかかる。ただし、留学などで「英語教育研究法」を未履修のまま卒業論文作成時を迎えた者は、特例として、「英語教育研究法」の履修と卒業論文作成を同時に行うことができる（配属ゼミは留学後に個別に決定）。この特例制度により、HUSAなどで留学をしても、単位修得状況等が良好であれば4年間で卒業ができる。

**第三類 英語文化系コース（中等教育科学（英語）プログラム）**

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	英語教育学概論Ⅰ	(2)				○					教科の指導法（英語）	
	英語教育学概論Ⅱ	(2)					○				〃	
	英語学概説Ⅰ	(2)				○					英語学	
	英語学概説Ⅱ	(2)					○				〃	
	英語文学概説	(2)	○								英米文学	
	英語コミュニケーション演習Ⅰ	(2)	○								英語コミュニケーション	
	コミュニケーションプライティングⅠ	(2)					○				〃	
専門科目	英語教育方法論	2					○				教科の指導法（英語）	
	英語教育カリキュラム論	2					○				〃	
	英語教材構成論	2				○					〃	
	英語授業プラニング論	2				○					〃	
	英語教材研究ワークショップ	2				○					〃	
	英語コミュニケーション演習Ⅱ	2		○							英語コミュニケーション	
	英語ボキャブラリー演習	2			○						〃	
	英語発音演習	2			○						〃	
	コミュニケーションプライティングⅡ	2						○			〃	
	C A L L 演習	2				○					〃	
	上級コミュニケーション演習	2							○		〃	
	英語教師のための音声学	2		○							英語学	
	英語史	2						○			〃	文学部
	現代英語演習	2					○				〃	文学部
	英語語用法演習	2				○					〃	
	英語教育文法	2						○			〃	
	イギリス文学史講義A	2			○						英米文学	文学部
	イギリス文学史講義B	2				○					〃	文学部
	アメリカ文学史講義	2					○				〃	文学部
	英語教育教材研究	2					○				〃	
	IS教科書基礎研究（英語）	2	○								〃	
	英語教育のための異文化理解	2							○		異文化理解	
	英語圏の文化と社会	2								○	〃	

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	英語教育史	2						○			教科又は教職に関する科目	
	英語教育評価論	2						○			"	
	英語教育文法入門	2			○							
	コミュニケーション能力と英語教育	2						○				
	現代社会の英語使用	2							○			
	英語圏エリアスタディ I	2			○							
	英語圏エリアスタディ II	2			○							
	英語教師のためのコンピュータ入門	2		○								
専門選択科目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2				○					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						○			教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習 I	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習 II	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
自由選択科目	教職実践演習（中・高）	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	

区 分	授業科目	開 単 位 設 数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
卒業研究	英語教育研究法	①						○				
	英語教育学研究		1						○			
	英語学研究		1	①					○			
	英語文化学研究		1						○			
	卒業論文		④									

## 学部履修基準

### 第三類(言語文化教育系)

#### ○ 日本語教育系コース(日本語教育プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	総合科学部ほか 46	
		平和科目	2		
		パッケージ別科目	6		
	共通科目	外国語科目	英語 8		
		初修外国語	4		
		情報科目	2		
		領域科目	(20)		
		健康スポーツ科目	2		
		基礎盤科目	(0)		
	専門基礎科目			教育学部ほか 82	
	専門科目				
	専門選択科目				
	卒業研究				
合計			128		

## 専門教育科目履修基準

### 第三類 日本語教育系コース（日本語教育プログラム）

履修内容		要修得単位数	開設	
専門基礎科目	必修科目	4	日本語教育系コース	
	日本語の教育	14		
	日本語学習の支援			
	言語の構造			
	言語と行動			
	表現と文化			
	文化の理解			
専門科目		30		
専門選択科目		28	教育学部ほか	
卒業研究		6	日本語教育系コース	

#### ＜履修上の注意＞

- 「必修科目」以外の専門基礎科目の14単位は、「日本語の教育」、「日本語学習の支援」、「言語の構造」、「言語と行動」、「表現と文化」、「文化の理解」の6分野の中から4分野以上にわたって履修すること。
- 「必修科目」以外の専門基礎科目の修得単位数が14単位を超えた場合は、超過した単位数を専門科目の要修得単位数30単位の一部として認める。
- 『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、28単位まで認める。

**第三類 日本語教育系コース（日本語教育プログラム）**

開設単位数欄の○印数字は必修  
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	日本語教育学基礎論	②	○									
	日本語教育学特定研究Ⅰ	①							○			
	日本語教育学特定研究Ⅱ	①								○		
	日本語教育課程論	2			○							
	日本語教授法研究	2			○							
	日本語教育と文法	2				○					国語学	
	日本語の音声と発音	2				○					〃	
	日本語学習とマルチメディア	2			○							
	第二言語学習の心理	2				○						
	日本語の構造	2		○							国語学	
表現と文化の理解	日本語の文法	2			○						〃	
	言語学の理論と方法	2		○								
	社会言語学	2				○						
	日本語の習得と指導	2				○						
	言語心理学	2					○					
	日本語の表現と論理	2			○						国語学	
	日本文学と文化	2				○					国文学	
	日本語の語彙と意味	2			○						国語学	
	比較日本文化学	2			○							
	日本文化研究	2				○						
専門科目	異文化接触と文化学習	2		○								
	学校日本語教育	2				○						
	学習者言語の研究	2					○					
	日本語文字・表記研究	2				○					国語学	
	日本語技能指導論	2					○					
	日本語の変遷	2					○				国語学	
	日本語文法演習	2					○				〃	
	言語の比較と対照研究	2					○					
	対照言語学演習	2						○				
	語用論	2						○				

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	第二言語習得論演習	2						○				
	日本語位相論	2					○				国語学	
	表現法演習	2						○			〃	
	日本語語彙論・意味論演習	2				○					〃	
	近代日本文学史	2						○			国文学	
	東アジアのなかの日本文化	2					○					
	社会文化学	2					○					
	多文化間教育論	2					○					
	日本の近現代文学	2					○				国文学	
	日本文化学演習	2						○				
	比較文化学演習	2						○				
	異文化間教育学演習	2						○				
	言語学概説A	2		○								文学部
	一般言語学基礎演習A	2		○								文学部
	統語論	2		○								総合科学部
専門選択科目	日本語教育海外実習研究	2					○					
	日本語教育実習研究	2							○			
卒業研究	卒業論文	⑥										

## 学部履修基準

### 第四類(生涯活動教育系)

#### ○ 健康スポーツ系コース(健康スポーツ教育プログラム)

科目区分等		要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	総合科学部ほか	
		平和科目		
		パッケージ別科目		
	共通科目	外国語科目 英語		
		初修外国語		
		情報科目		
		領域科目		
		健康スポーツ科目		
	基礎科目			
	専門科目			
専門教育	専門選択科目		教育学部ほか	
	自由選択科目			
	卒業研究			
	合計			
	128			

#### <履修上の注意>

『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、31単位まで認める。

## 専門教育科目履修基準

### 第四類 健康スポーツ系コース（健康スポーツ教育プログラム）

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	生涯活動教育論	②			○							類共通科目
	健康・スポーツ総論	②		○								
	救急看護法	2			○						学校保健	
	公衆衛生学	2	○								衛生学及び公衆衛生学	
	バイオメカニクス	2		○							生理学	
	体育科教育概論	2		○							教科の指導法（保健体育）	
	体育科教育課程・教材構成論	2			○						〃	
	体育・スポーツ行政学	2			○						〔体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学〕及び運動学	
	陸上競技I	1	○								体育実技	
	器械運動I	1		○							〃	
	舞踊I	1			○						〃	
	水泳I	1			○						〃	
	武道A I (柔道)	1			○						〃	
	武道B I (剣道)	1	○								〃	
	球技A I (バレーボール)	1	○								〃	
	球技B I (サッカー)	1	○								〃	
	球技C I (バスケットボール)	1		○							〃	
	球技D I (テニス)	1			○						〃	
	アクアスポーツ	1			○						〃	
専門科目	野外活動A I (登山・キャンプ)	1	○								〃	
	野外活動B I (スキー)	1			○						〃	
	トレーニング実習I	1		○							〃	
	スポーツ生理学	2				○					生理学	
	スポーツ生理学実験	1					○				〃	
	学校保健	2				○					学校保健	
	スポーツ医学 (スポーツ栄養学を含む)	2				○					衛生学及び公衆衛生学	
	スポーツ社会学	2				○					〔体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学〕及び運動学	
	スポーツ社会学演習	1					○				〃	
	スポーツ経営学	2					○				〃	

区分	授業科目	開単位設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	スポーツ経営学演習	1						○			「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学	
	スポーツ心理学	2						○			〃	
	体育科教育概論演習	1						○			教科の指導法（保健体育）	
	体育科教育課程・教材構成論演習	1						○			〃	
	保健体育科教育方法・評価論	2					○				〃	
	舞踊教育論	2				○					「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学	
	舞踊教育論演習	1						○			〃	
	運動技術論	2					○				〃	
	運動技術論実験	1						○			〃	
	コーチング論	2					○				〃	
	コーチング論実験	1						○			〃	
	スポーツトレーニング学	2			○						〃	
	陸上競技Ⅱ	1				○					体育実技	
	器械運動Ⅱ	1						○			〃	
	舞踊Ⅱ	1				○					〃	
	水泳Ⅱ	1					○				〃	
	球技AⅡ（バレーボール）	1					○				〃	
	球技BⅡ（サッカー）	1				○					〃	
	球技CⅡ（バスケットボール）	1					○				〃	
	武道AⅡ（柔道）	1					○				〃	
	武道BⅡ（剣道）	1				○					〃	
	トレーニング実習Ⅱ	1					○				〃	

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門選択科目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						○			教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
自由選択科目	教職実践演習（中・高）	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	
卒業研究	卒業論文	(6)										

## 学部履修基準

### 第四類(生涯活動教育系)

#### ○人間生活系コース(人間生活教育プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	総合科学部ほか 40	
		平和科目	2		
		パッケージ別科目	6		
	共通科目	外国語科目	英語		
			初修外国語		
		情報科目	2		
		領域科目	(16)		
		健康スポーツ科目	2		
		基礎盤科目	(0)		
	専門基礎科目			教育学部ほか 88	
専門教育	専門科目				
	専門選択科目				
	卒業研究				
	合計				
			128		

**専門教育科目履修基準**

**第四類 人間生活系コース(人間生活教育プログラム)**

履修内容		要修得単位数	開設
専門基礎科目		23	
専門科目	人間生活教育学	29	人間生活系コース
	生活経営学		
	人間発達科学		
	住居学		
	食物学		
	アパレル科学		
	選択科目		
専門選択科目		30	教育学部ほか
卒業研究		6	人間生活系コース

**<履修上の注意>**

『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、30単位まで認める。

**第四類 人間生活系コース（人間生活教育プログラム）**

開設単位数欄の○印数字は必修  
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	生涯活動教育論	②			○							類共通科目
	人間生活（家庭科）教育概論	②		○							教科の指導法（家庭）	
	家庭科教材構成論	②		○							〃	
	生活経営学	②	○								家庭経営学	
	保育学	②			○						保育学	
	家庭看護学	②			○						〃	
	住居学	②		○							住居学	
	住居環境学	②			○						〃	
	食生活栄養学	②			○						食物学	
	調理学実習Ⅰ	①		○							〃	
専門科目	アパレル素材学	②		○							被服学	
	アパレル設計学	②		○							〃	
	人間生活（家庭科）教育演習	2				○					教科の指導法（家庭）	
	家庭科授業論Ⅰ	2		○							〃	
	家庭科授業論Ⅱ	2		○							〃	
	家庭科教育方法・評価論	2			○						〃	
	人間生活教育史	2			○						教科又は教職に関する科目	
	生活経済学	2		○							家庭経営学	
	家族関係学	2					○				〃	
	生涯発達学	2	○								保育学	
専門科目	児童保健学	2		○							〃	
	住居計画学	2				○					住居学	
	住居管理学	2					○				〃	
	設計製図	1		○							〃	
	住居設計演習Ⅰ	2					○				〃	
	住居設計演習Ⅱ	2						○			〃	

区分	授業科目	開単位設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
住居学	建築材料	2				○						工学部
	建築一般構造	2			○							工学部
	建築構造力学Ⅰ	4			○							工学部
	建築行政	2				○						工学部
	建築施工	2				○						工学部
	建築設備Ⅰ	2				○						工学部
	建築設備Ⅱ	2					○					工学部
	建築生産マネージメント	2					○					工学部
専門科目	フードスペシャリスト論	2		○							食物学	
	食品科学	2				○					〃	
	食品材料学	2					○				〃	
	食品鑑別論	2					○				〃	
	調理学実習Ⅱ	1				○					〃	
	フードコーディネート論	2					○				〃	
	食品衛生学	2				○						生物生産学部
	農産食品学	2				○						生物生産学部
	調理科学	2				○					食物学	
	食物学実験	1				○					〃	
アパレル科学	アパレル管理科学	2				○					被服学	
	アパレル設計学実習	1				○					〃	
	服飾デザイン論	2				○					〃	
	色彩論	2		○							〃	
	アパレル科学実験	1					○				〃	
選択科目	家庭機械及び家庭電気	2						○			教科又は教職に関する科目（中学のみ） 家庭電気・機械及び情報処理（高校のみ）	
	情報処理	2				○					家庭電気・機械及び情報処理（高校のみ）	
	人間生活研究法	2				○						

区分	授業科目	開単位数 設	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門選択科目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2					○				児童、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						○			教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
	教職実践演習(中・高)	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	
	本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	卒業論文	(⑥)										

## 学部履修基準

### 第四類(生涯活動教育系)

#### ○ 音楽文化系コース(音楽文化教育プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	総合科学部ほか 36	
		平和科目	2		
		パッケージ別科目	6		
	共通科目	外国語科目	英語		
			6		
		初修外国語	4		
		情報科目	2		
		領域科目	(12)		
		健康スポーツ科目	2		
	基礎科目		(0)		
専門教育	専門基礎科目		30	教育学部ほか 92	
	専門科目		31		
	専門選択科目		25		
	自由選択科目				
	卒業研究		6		
合計			128		

#### <履修上の注意>

『自由選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、25単位まで認める。

## 専門教育科目履修基準

### 第四類 音楽文化系コース（音楽文化教育プログラム）

開設単位数欄の○印数字は必修

履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	生涯活動教育論	(2)				○						類共通科目
	音楽教育学概論	(2)			○						教科の指導法（音楽）	
	音楽文化（音楽科）カリキュラムデザイン論	(2)			○						〃	
	西洋音楽史	(2)			○						音楽理論、作曲法及び音楽史	
	声楽基礎研究Ⅰ	(2)	○								声楽	
	声楽基礎研究Ⅱ	(2)		○							声楽	
	鍵盤楽器基礎研究Ⅰ	(2)	○								器楽	
	鍵盤楽器基礎研究Ⅱ	(2)		○							器楽	
	作曲基礎研究Ⅰ	(2)	○								音楽理論、作曲法及び音楽史	
	合唱Ⅰ	(1)			○						声楽	
	合唱Ⅱ	(1)				○					〃	
	器楽基礎研究Ⅰ	(2)	○								〃	
	器楽基礎研究Ⅱ	(2)		○							〃	
	ソルフェージュⅠ	(1)	○								ソルフェージュ	
専門科目	アンサンブルA（管弦楽）Ⅰ	(1)			○						器楽	
	コンサート・マネージメントⅠ	(1)				○						
	コンサート・マネージメントⅡ	(1)					○					
	音楽文化教育研究法	(2)			○							
	音楽文化教育史	2						○			教科又は教職に関する科目	
	音楽科授業論	2				○					教科の指導法（音楽）	
	音楽科実践論	2					○				〃	
	音楽教育方法・評価論	2					○				〃	隔年開講
	音楽教育教材構成論	2				○					〃	
	日本音楽概論	2					○				音楽理論、作曲法及び音楽史	
	中等音楽科教育法（日本音楽・民族音楽）	2					○				〃	
	ソルフェージュⅡ	1		○							ソルフェージュ	
	声楽1	1			○						声楽	
	声楽2	1				○					〃	
	声楽3	1					○				〃	
	声楽4	1						○			〃	
	声楽5	1							○		〃	
	声楽6	1								○	〃	

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	オペラ実習Ⅰ	1			○						声楽	
	オペラ実習Ⅱ	1				○					〃	
	オペラ実習Ⅲ	1					○				〃	
	オペラ実習Ⅳ	1						○			〃	
	オペラ実習Ⅴ	1							○		〃	
	オペラ実習Ⅵ	1								○	〃	
	合唱Ⅲ	1				○					〃	
	合唱Ⅳ	1					○				〃	
	合唱Ⅴ	1						○			〃	
	合唱Ⅵ	1							○		〃	
	ピアノ1	1		○							器楽	
	ピアノ2	1			○						〃	
	ピアノ3	1				○					〃	
	ピアノ4	1					○				〃	
	ピアノ5	1						○			〃	
	ピアノ6	1							○		〃	
	弦楽器1	1			○						〃	
	弦楽器2	1				○					〃	
	弦楽器3	1					○				〃	
	弦楽器4	1						○			〃	
	弦楽器5	1							○		〃	
	弦楽器6	1								○	〃	
	作曲基礎研究Ⅱ	2		○							音楽理論、作曲法及び音楽史	
	作曲1	1			○						〃	
	作曲2	1				○					〃	
	作曲3	1					○				〃	
	作曲4	1						○			〃	
	作曲5	1							○		〃	
	作曲6	1								○	〃	
	指揮法	1			○						指揮法	
	管弦打楽器I	1				○					器楽	
	管弦打楽器II	1					○				〃	
	管弦打楽器III	1						○			〃	
	管弦打楽器IV	1							○		〃	
	管弦打楽器V	1								○	〃	
	管弦打楽器VI	1									○	〃
	アンサンブルA(管弦楽)Ⅱ	1				○					〃	

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	アンサンブルA（管弦楽）Ⅲ	1					○				器楽	
	アンサンブルA（管弦楽）Ⅳ	1						○			〃	
	アンサンブルA（管弦楽）Ⅴ	1							○		〃	
	アンサンブルA（管弦楽）Ⅵ	1								○	〃	
	アンサンブルB I	1			○						〃	
	アンサンブルB II	1				○					〃	
	アンサンブルB III	1					○				〃	
	アンサンブルB IV	1						○			〃	
	アンサンブルB V	1							○		〃	
	アンサンブルB VI	1								○	〃	
	芸術社会論	2			○							総合科学部
専門選択科目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2				○					児童、青年期及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						○			教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	中・高等学校教育実習 I	4						○			教育実習（中学校本免用）	
	中・高等学校教育実習 II	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
自由選択科目	教職実践演習（中・高）	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	
卒業研究	卒業論文	(6)										

## 学部履修基準

### 第四類(生涯活動教育系)

#### ○ 造形芸術系コース(造形芸術教育プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部	
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	総合科学部ほか 42	
		平和科目	2		
		パッケージ別科目	6		
	共通科目	外国語科目	英語		
			初修外国語		
		情報科目	2		
		領域科目	(18)		
		健康スポーツ科目	2		
		基礎盤科目	(0)		
	専門基礎科目				
専門教育	専門科目			教育学部ほか 86	
	専門選択科目				
	卒業研究				
	合計				
			128		

### 専門教育科目履修基準

#### <履修上の注意>

- 『卒業研究』の6単位は、「卒業研究基礎演習Ⅰ・Ⅱ」又は「卒業研究基礎制作Ⅰ・Ⅱ」の2単位と「卒業論文」4単位を充てること。
- 『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、30単位まで認める。

**第四類 造形芸術系コース（造形芸術教育プログラム）**

開設単位数欄の○印数字は必修  
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	生涯活動教育論	②				○						類共通科目
	芸術教育学概論	②		○							教科の指導法（美術）	
	美術科教育方法・評価論	②				○					教科の指導法（美術）	
	絵画表現論	②		○							絵画	
	絵画表現実習基礎	①	○								絵画	
	彫刻表現論	②			○						彫刻	
	彫刻表現実習基礎	①	○								彫刻	
	デザイン概論	②			○						デザイン	
	デザイン表現実習基礎	①	○								デザイン	
	工芸表現論	②				○					工芸	
専門科目	工芸表現実習基礎	①			○						工芸	
	造形芸術基礎論	②		○							美術理論及び美術史	
	美術科教育学概論	2			○						教科の指導法（美術）	
	芸術教育教材・構成論	2					○				〃	
	美術科教育指導者論	2						○			〃	
	芸術教育支援論	2			○						〃	
	芸術教育思想	2				○					〃	
	美術科授業プランニング基礎	2			○						〃	
	美術科授業プランニング演習	2				○					〃	
	絵画表現研究	2							○	絵画		
	絵画表現演習	2			○						〃	
	絵画表現実習 I	1				○					〃	
	絵画表現実習 II	1					○				〃	
	彫刻表現演習	2			○						彫刻	
	彫刻表現総合演習	2					○				〃	
	彫刻教育素材実習	1		○							〃	
	彫刻表現実習	1				○					〃	
	平面デザイン教育演習	2						○		デザイン		
	立体デザイン教育演習	2		○							〃	

区分	授業科目	開設単位数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	色彩学演習	2				○					デザイン	
	CG基礎演習	2						○			リ	
	工芸教育素材研究Ⅰ	2					○				工芸	
	工芸教育素材研究Ⅱ	2						○			リ	
	工芸表現演習	2								○	リ	
	日本美術史概説	2			○						美術理論及び美術史	
	西洋美術史概説	2					○				リ	
	造形芸術学演習	2								○	リ	
	学外研修(隔年開講)	2			○							
	西洋建築史	2				○						工学部
専門選択科目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	児童・青年期発達論	2				○					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						○			教育の方法及び技術	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習(事前指導)	
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習(事前指導)	
	教育実習指導B	1					○				教育実習(事前指導)	
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習(中学校本免用)	
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習(高等学校本免用)	
	教職実践演習(中・高)	2								○	教職実践演習	
	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	
	本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目(副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。)											

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
卒業研究	卒業研究基礎演習 I	1	2						○			
	卒業研究基礎演習 II	1							○			
	卒業研究基礎制作 I	1	2						○			
	卒業研究基礎制作 II	1							○			
	卒業論文	(4)										

## 学部履修基準

### 第五類(人間形成基礎系)

#### ○ 教育学系コース(教育学プログラム)

科目区分等			要修得単位数		開設学部
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	46	総合科学部ほか
		平和科目	2		
		パッケージ別科目	6		
	共通科目	外国語科目	英語 初修外国語		
		情報科目	2		
		領域科目	(20)		
		健康スポーツ科目	2		
		基盤科目	(0)		
		専門基礎科目	16	46	教育学部ほか
		専門科目	16 (研究法) (領域基礎演習) (領域課題演習) 教育学総合演習A 教育学総合演習B		
		専門選択科目	20		
		卒業研究	28		
合計			128		

### 専門教育科目履修基準

#### <履修上の注意>

- 『専門基礎科目』は16単位以上、『専門科目』は20単位以上選択履修すること。また、『専門基礎科目』と『専門科目』を合わせて46単位修得すること。
- 『専門科目』については以下の①～③に留意すること。
  - 〈研究法〉と〈領域基礎演習〉を合わせて16単位以上、選択履修すること。
  - 〈領域課題演習〉から2単位を選択履修すること。その際、『卒業研究』における研究領域に応じて科目を選択することが望ましい。
  - 「教育学総合演習A」1単位、「教育学総合演習B」1単位は必修とする。
- 『専門選択科目』に充てる副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、28単位まで認める。
- 『卒業研究』の8単位は、課題研究からの2単位と「卒業論文」6単位を充てること。

**第五類 教育学系コース（教育学プログラム）**

開設単位数欄の○印数字は必修  
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	教育哲学	2		○							「哲学、倫理学、宗教学」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
	日本東洋教育史	2	○								「日本史及び外国史」	
	西洋教育史	2		○							〃	
	教育社会学	2		○							「社会学、経済学」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	
	教育方法学	2		○							教育課程の意義及び編成の方法	
	社会教育学	2	○								教科又は教職に関する科目	
	教育行政学	2	○								「法律学、政治学」、「法律学（国際法含）」、「政治学（国際政治含）」	
	比較教育学	2		○							教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育経営学	2		○							〃	
	幼児教育学	2	○								幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
専門科目	高等教育概論	2				○						
	教育学外書講読演習 I	2			○							
	教育学外書講読演習 II	2				○						
	教育調査統計法演習	4					○					
	教育フィールドワーク演習	2				○						
	教育学研究法演習 I	2					○					
	教育学研究法演習 II	2						○				
	教育哲学演習	2			○						「哲学、倫理学、宗教学」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
	日本東洋教育史演習	2				○					「日本史及び外国史」	
	西洋教育史演習	2			○						〃	
	教育社会学演習	2			○						「社会学、経済学」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	
	教育方法学演習	2			○						教育の方法及び技術	
	社会教育学演習	2				○					教科又は教職に関する科目	
	教育行政学演習	2				○					「法律学、政治学」、「法律学（国際法含）」、「政治学（国際政治含）」	
	比較教育学演習	2			○						教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育経営学演習	2			○						〃	
	幼児教育学演習	2				○					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
領域基礎演習	教育哲学課題演習	1・1					○	○				
	日本東洋教育史課題演習	1・1					○	○				
	西洋教育史課題演習	1・1					○	○				
	教育社会学課題演習	1・1					○	○				
領域課題演習												

区分		授業科目	開設単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
				1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門科目	領域課題演習	教育方法学課題演習	1・1					○	○				
		社会教育学課題演習	1・1					○	○				
		教育行政学課題演習	1・1					○	○				
		比較教育学課題演習	1・1					○	○				
		教育経営学課題演習	1・1					○	○				
専門選択科目		教育学総合演習A	①			○							
		教育学総合演習B	①					○					
卒業研究		本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
		教育哲学課題研究	1・1						○	○			
		日本東洋教育史課題研究	1・1						○	○			
		西洋教育史課題研究	1・1						○	○			
		教育社会学課題研究	1・1						○	○			
		教育方法学課題研究	1・1						○	○			
		社会教育学課題研究	1・1						○	○			
		教育行政学課題研究	1・1						○	○			
		比較教育学課題研究	1・1						○	○			
		教育経営学課題研究	1・1						○	○			
		卒業論文	⑥										

## 学部履修基準

### 第五類(人間形成基礎系)

#### ○ 心理学系コース(心理学プログラム)

科目区分等			要修得単位数	開設学部
教養教育	教養コア科目	教養ゼミ	2	総合科学部ほか 46
		平和科目	2	
		パッケージ別科目	6	
	共通科目	外国語科目	英語 8	
		初修外国語	4	
		情報科目	2	
		領域科目	(20)	
		健康スポーツ科目	2	
		基盤科目	(0)	
専門教育	専門基礎科目	18	82	教育学部ほか
	専門科目	25		
	専門選択科目	25		
	卒業論文	6		
	自由選択科目	8		
合計			128	

**専門教育科目履修基準**

**第五類 心理学系コース(心理学プログラム)**

履修内容		要修得単位数	開設	
専門基礎科目	研究法	心理学基礎実習Ⅰ	2	
		心理学基礎実習Ⅱ	2	
		心理統計法Ⅰ	2	
		心理統計法Ⅱ	2	
		選択科目	6	
	外書講読	4	心理学系コース	
専門科目	領域概論	10		
	領域特論	12		
	研究法演習	心理学課題演習	2	
		選択科目	1	
専門選択科目		25	教育学部ほか	
卒業論文		6	心理学系コース	
自由選択科目		8	教育学部ほか	

**<履修上の注意>**

『専門選択科目』欄の副専攻プログラム及び特定プログラムの修得単位数は、25単位まで認める。

## 第五類 心理学系コース（心理学プログラム）

開設単位数欄の○印数字は必修  
履修セメスター欄の○印は標準履修セメスター

区分	授業科目	開設単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
専門基礎科目	心理学基礎実習Ⅰ	(2)	○								「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
	心理学基礎実習Ⅱ	(2)		○							〃	
	心理統計法Ⅰ	(2)			○						〃	
	心理統計法Ⅱ	(2)				○					〃	
	心理実験法	2			○						〃	
	心理社会調査法	2				○					「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	
	心理検査法	2				○					「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
	心理学研究法	2					○				〃	
外書講読	心理学外書講読演習Ⅰ	2			○						〃	
	心理学外書講読演習Ⅱ	2			○						〃	
	心理学外書講読演習Ⅲ	2			○						〃	
	心理学外書講読演習Ⅳ	2			○						〃	
専門科目	認知心理学	2			○						〃	
	学習心理学	2			○						幼稚、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	社会心理学	2			○						「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	
	教育心理学	2				○					幼稚、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	発達心理学	2			○						〃	
	臨床心理学	2			○						「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
領域特論	知覚心理学	2						○			〃	
	対人心理学	2						○			〃	
	児童・青年期発達論	2					○				幼稚、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	乳幼児心理学	2					○				〃	
	心理療法論	2					○				「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	精神医学	2						○				

区 分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
専門科目	心理学課題演習	②					○				「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
	認知心理学課題研究 I	1					○				〃	
	学習心理学課題研究 I	1					○				〃	
	社会心理学課題研究 I	1					○				〃	
	教育心理学課題研究 I	1					○				〃	
	発達心理学課題研究 I	1					○				〃	
	臨床心理学課題研究 I	1					○				〃	
	認知心理学課題研究 II	1						○			〃	
	学習心理学課題研究 II	1						○			〃	
	社会心理学課題研究 II	1						○			〃	
	教育心理学課題研究 II	1						○			〃	
	発達心理学課題研究 II	1						○			〃	
	臨床心理学課題研究 II	1						○			〃	
専門選択科目	本コース、本学部他コース、特別科目及び他学部等が開設する専門教育科目（副専攻プログラム及び特定プログラムを含む。）											
卒業研究	卒業論文	⑥										
自由選択科目	教養教育の領域科目、基盤科目及び専門教育科目											

## 特 別 科 目

区 分	授 業 科 目	開 単 位 設 数	履 修 セ メ ス タ ー								免 許 法 該 当 科 目	備 考
			1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ		
教 職 関 係 科 目	教職入門	2			○						教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容、進路選択に資する各種の機会の提供等	教育学部生 (第二類から第五類) 及び他学部生 対象
	教育の思想と原理	2			○						教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教育と社会・制度	2				○					教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	教育課程論	2					○				教育課程の意義及び編成の方法	
	道徳教育指導法	2					○				道徳の指導法	
	特別活動指導法	2				○					特別活動の指導法	
	教育方法・技術論	2						○			教育の方法及び技術	
	児童・青年期発達論	2					○				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	生徒・進路指導論	2				○					生徒指導の理論及び方法、進路指導の理論及び方法	
	教育相談	2						○			教育相談	
	中・高等学校教育実習入門	2	○								教育実習（事前指導）	教育学部生 (第二類から第五類) 対象
	中・高等学校教育実習観察	1				○					教育実習（事前指導）	
	教育実習指導B	1					○				教育実習（事前指導）	
	教育実習指導C	1				○		○			教育実習（事前指導）	他学部生対象（注）
	中・高等学校教育実習Ⅰ	4						○			教育実習（中学校本免用）	教育学部生 (第二類から第五類) 及び他学部生 対象
	中・高等学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（高等学校本免用）	
	小学校教育実習Ⅱ	2							○		教育実習（小学校副免用）	教育学部生 (第二類から第五類) 対象
	中・高等学校教育実習Ⅲ	2							○		教育実習（中・高等学校副免用）	教育学部生 (第一類) 対象
	教職実践演習(中・高)	2							○		教職実践演習	教育学部生 (第二類から第五類) 及び他学部生 対象
	介護等体験事前指導	1			○						教科又は教職に関する科目	教育学部生 (第二類から第五類) 対象
同 和 教 育	同和教育	2				○					教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
幼 稚 園 免 許 状 取 得 の た め の 科 目	保育内容論（健康）	2							○		保育内容の指導法	教育学部生 対象
	保育内容論（人間関係）	2							○		〃	
	保育内容論（環境）	2							○		〃	
	保育内容論（言葉）	2						○			〃	
	保育内容論（表現Ⅰ）	2							○		〃	
	保育内容論（表現Ⅱ）	2							○		〃	
	保育内容論（表現Ⅲ）	2							○		〃	
	幼稚園教育実習	2							○		教育実習（幼稚園副免用）	
共 通 科 目	インターンシップ	2			○		○					2年次又は 3年次

注：中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者は4セメスター、高等学校教諭免許状のみ取得希望者は6セメスターに履修すること。

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター								免許法該当科目	備考
			1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ		
共通科目	学校経営と学校図書館	2					○					学校図書館 司書教諭 資格取得 学生対象
	学校図書館メディアの構成	2						○				
	学習指導と学校図書館	2						○				
	読書と豊かな人間性	2						○				
	情報メディアの活用	2					○					
	日本語教育学課題演習Ⅰ	1			○							AIMS-HU プロ グラム参加 学生対象
	日本語教育学課題演習Ⅱ	1			○							
	日本語教育学課題演習Ⅲ	1			○							
	日本語教育学課題演習Ⅳ	1			○							
	日本語教育学課題演習Ⅴ	1			○							
	日本語教育学課題演習Ⅵ	1			○							
	日本語教育学課題演習Ⅶ	1			○							
	日本語教育学課題演習Ⅷ	1			○							
	日本語教育学課題演習Ⅸ	1			○							
	国際課題研究	2			○							
	世界の教育・日本の教育	2		○								グローバル教員養成特定プログラム履修学生対象
	教育とグローバルマインド	2			○							
	グローバル教育実習入門	2			○							
	グローバル教育観察実習	2						○				
	英語授業の計画と指導	2						○				
	英語マイクロティーチング	2						○				
	IS 教科書基礎研究	2	○	○	○	○	○	○	○			
	教育の英語基本用語Ⅰ	1	○									
	教育の英語基本用語Ⅱ	1		○								
	教科書の英語表現Ⅰ	1			○							
	教科書の英語表現Ⅱ	1				○						
	グローバル教員養成演習	2		○	○	○	○	○	○	○		

注： IS 教科書基礎研究は、各教科の主専攻プログラムの開設時期に応じて、いずれか一つを履修する。

**留学生関係科目**

授業科目	開設単位数	履修セメスター								備考
		1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	
教育学部留学生のための専門基礎A	2	○								留学生対象  短期交換留学生 対象 前期開講科目
教育学部留学生のための専門基礎B	2		○							
Study on International Issues and Challenges	3									
Study on Japanese Companies and Organizations	2									
The Independent Study on Japanese Companies and Organizations	1									
The Japanese Culture and Peace	2									
The Independent Study on Japanese Culture and Peace	1									
Cross-Cultural Studies on Education	2									
The Independent Study on Japanese Society and Gender Issues	2									
Japanese Art and Global Education	2									
Quantitative Methods in the Social Sciences (Introductory Statistics and Regression Analysis)	2									
Japanese Business and Organizational Management	2									
International Cooperation in Education	2									
Elementary Japanese II A	2									
Elementary Japanese II B	2									
Elementary Japanese II C	2									
Intermediate Japanese I D	2									
Intermediate Japanese I E	2									
Intermediate Japanese I F	2									
Intermediate Japanese II D	2									
Intermediate Japanese II E	2									
Intermediate Japanese II F	2									
Advanced Japanese A (Lexical)	2									
Advanced Japanese A (Listening)	2									

授業科目	開設単位数	履修セメスター								備考
		1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	
Advanced Japanese A (Cinema)	2									短期交換留学生 対象 前期開講科目
Advanced Japanese A (Expression)	2									
Advanced Japanese A (Analysis)	2									
Globalization Support	2									
Internship I :Career Theory and Practice										
Globalization Support	2									
Internship II :Practicum										
Family Life in Japan	2									
Study on International Issues and Challenges	3									
Study on Japanese Companies and Organizations	2									
The Independent Study on Japanese Companies and Organizations	1									
The Japanese Culture and Peace	2									
The Independent Study on Japanese Culture and Peace	1									
Japanese Society and Gender Issues	2									
Quantitative Methods in the Social Sciences (Introductory Statistics and Regression Analysis)	2									
Japanese Business and Organizational Management	2									
Elementary Japanese I A	2									短期交換留学生 対象 後期開講科目
Elementary Japanese I B	2									
Elementary Japanese I C	2									
Elementary Japanese I D	2									
Elementary Japanese II A	2									
Elementary Japanese II B	2									
Elementary Japanese II C	2									

授業科目	開単位 設 数	履修セメスター								備考
		1 セ メ	2 セ メ	3 セ メ	4 セ メ	5 セ メ	6 セ メ	7 セ メ	8 セ メ	
Intermediate Japanese I A	2									
Intermediate Japanese I B	2									
Intermediate Japanese I C	2									
Intermediate Japanese II A	2									
Intermediate Japanese II B	2									
Intermediate Japanese II C	2									
Advanced Japanese B (Lexical)	2									
Advanced Japanese B (Listening)	2									
Advanced Japanese B (Cinema)	2									
Advanced Japanese B (Expression)	2									
Advanced Japanese B (Analysis)	2									

短期交換留学生  
対象  
後期開講科目

## 日本語・日本事情授業科目

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター		備考
			前期	後期	
日本語	総合日本語初級ⅠA	1・1	○	○	広島大学外国人留学生 のための授業である。 (東広島キャンパス)
	総合日本語初級ⅠB	1・1	○	○	
	総合日本語初級ⅠC	1・1	○	○	
	総合日本語初級ⅠD	1・1	○	○	
	総合日本語初級ⅠE	1・1	○	○	
	総合日本語初級ⅡA	1・1	○	○	
	総合日本語初級ⅡB	1・1	○	○	
	総合日本語初級ⅡC	1・1	○	○	
	総合日本語初級ⅡD	1・1	○	○	
	総合日本語中級ⅠA	1	○		
	総合日本語中級ⅠB	1	○		
	総合日本語中級ⅠC	1	○		
	総合日本語中級ⅠD	1		○	
	総合日本語中級ⅠE	1		○	
	総合日本語中級ⅠF	1		○	
	総合日本語中級ⅡA	1	○		
	総合日本語中級ⅡB	1	○		
	総合日本語中級ⅡC	1	○		
	総合日本語中級ⅡD	1		○	
	総合日本語中級ⅡE	1		○	
	総合日本語中級ⅡF	1		○	
本語	日本語聴解特別演習A	1	○		
	日本語聴解特別演習B	1		○	
	日本語分析特別演習A	1	○		
	日本語分析特別演習B	1		○	
	日本語表現特別演習A	1	○		
	日本語表現特別演習B	1		○	
	日本語語彙特別演習A	1	○		
映像	日本語語彙特別演習B	1		○	
	映像日本語特別演習A	1	○		
	映像日本語特別演習B	1		○	

区分	授業科目	開単位 設数	履修セメスター		備考
			前期	後期	
特定研究	日本語・日本文化特別研究ⅠA	4		○	広島大学日本語・日本文化研修留学生のための授業である。 (東広島キャンパス)
	日本語・日本文化特別研究ⅡA	4	○		
	日本語・日本文化特別研究ⅠB	4		○	
	日本語・日本文化特別研究ⅡB	4	○		
	日本語・日本文化特別研究ⅠC	4		○	
	日本語・日本文化特別研究ⅡC	4	○		
日本語	総合日本語初級ⅠA	1・1	○	○	広島大学外国人留学生のための授業である。 (霞キャンパス)
	総合日本語初級ⅠB	1・1	○	○	
	総合日本語初級ⅡA	1・1	○	○	

### 3 広島大学教育学部外国人留学生等の授業科目履修上の特例

広島大学教育学部細則第12条第2項の規定に基づき、教育学部外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものための授業科目履修上の特例を次のとおり定める。

#### (特 例)

外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本事情に関する授業科目を履修した場合に、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数は、下記のとおりとする。

#### 記

1 領域科目又は基盤科目	16 単位まで
2 外国語科目（英語）	6 単位まで

### 4 卒業研究（卒業論文）について

1 卒業研究（卒業論文）は、各コースにおいて定められた作成要領に従って作成すること。

提出にかかる諸手続きは次のとおりである。

論文題目提出 10月31日（学年中途卒業者は、4月30日）  
論文提出 1月31日（学年中途卒業者は、7月31日）

2 第一類の「初等教育教員養成コース」に所属する学生は、同一類内の他専修及び第二類から第五類の各コースにおいて指導を受け、卒業論文を作成することができる。

各コースの受入指導体制の詳細については、卒業論文作成のための基礎的ガイダンス（1セメ終了時）及び卒業論文作成のための個別ガイダンス（4セメ終了時）において説明する。

なお、同一類内の他専修及び第二類から第五類の各コースにおいて卒業研究を履修する者は、それぞれのコースの指定に従って履修すること。

## 5 長期履修学生制度について

### 1 長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業することができる制度です。

この制度による授業料は、通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることとなります。

### 2 対象となる学生

長期履修を願い出できる者は、職業（定職）を有している者又は本学フェニックス入学制度により入学した者で長期履修を希望する者です。

### 3 長期履修の期間

長期履修の期間は、在学年限の範囲内で本学部が定める年数（8年）を限度とします。

### 4 申請手続き等

長期履修を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、チューターと相談のうえ履修計画を立てる必要があります。

なお、手続期間や提出書類等詳細は、本学部学士課程担当に照会してください。

## 6 履修手続、試験、成績等について

### 1 履修手続

#### (1) 履修手続について

履修手続は、学内外のパソコンを利用して「もみじ」（広島大学学生情報システム）から行うこと。

※ 何らかの理由により、「もみじ」からの履修登録ができない場合は、授業科目開設学部の教務担当へ申し出ること。

履修科目は、各自所属するコースの履修基準により選択すること。

教育実習の履修受付期間については、別途掲示を行う。

#### (2) 履修手続上の注意

本学部の履修手続は、すべてコンピュータ処理のため、シラバス（シラバスについては、Web『もみじ』での参照のみ）、授業時間割等を参照して、履修しようとする講義コード等を正確に登録すること。

集中講義を履修する場合も、必ず履修登録期間中に登録すること。

#### (3) 履修登録期間について

具体的な日程は、各期に学部の掲示等により通知します。履修登録期間終了後は、履修科目の登録や取消は原則としてできません。

履修登録期間中に、各自で必ず履修科目名、講義コード、曜日、時限および担当教員名が正しく登録されているかを確認すること。

その他、履修手続に関することは、学部の掲示等で通知します。

### 2 試験

#### (1) 期末試験

試験は学期末に随時実施される。試験の実施日時、場所、方法、受験者心得等については担当教員の指示に注意すること。

#### (2) 追試験

原則として追試験は行わない。ただし、別に定めるやむを得ない事情により期末試験を受けられなかつたと判断される場合に限って、追試験を認めることがある。

### 3 試験等の特別措置

身体等の障害ゆえに期末試験等を通常の条件のもとでは受けられない学生は、教育学部長に特別措置を申請できる。

詳細については、「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について」(p. 規則31 )を参照のこと。

### 4 学業成績

#### (1) 成績確認

成績の確認は、学期末の成績発表日以降（チューター等の確認又は面談があればそれ以降）、「もみじ」により学内パソコン（学内 LAN に接続されたパソコン）からのみ参照できるので、各自で確認します。

#### (2) 学業成績の送付

本学では、学部学生のご父母様等に対して、前年度までの単位を修得した科目、不合格科目及び当該年度前期の履修届を提出されている科目について、入学翌年度から毎学年度の5月末を目途にお知らせすることとしています。

送付先については、「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっていますので、転居等により「父母等の連絡先」が変更した場合は、速やかに届け出てください。

### 5 不正行為

専門教育科目の期末試験等において不正行為を行った者は、その期に履修している専門教育科目の評価を全て「不可」とするとともに、「広島大学学生懲戒規則」により懲戒処分を行う。

## 7 第一類学生の履修等について

### (専修への配属)

- 1 初等教育教員養成コースに所属する学生は、「初等カリキュラム専修」又は「学習開発実践専修」のいずれか一つを専攻しなければならない。
- 2 特別支援教育教員養成コースに所属する学生は、「第一専修（視覚障害教育）」、「第二専修（聴覚障害教育）」又は「第三専修（知的障害・肢体不自由・病弱教育）」のいずれか一つを専攻しなければならない。
- 3 専修への所属の方法については、新入生オリエンテーション行事の中でガイダンスを行う。

### (基礎資格)

特別支援教育教員養成コースを専攻する学生が、特別支援学校教諭免許状を取得する場合は、小学校教諭一種免許状を有することが「基礎資格」として必要である。

## 8 第二類～第五類のコースで卒業研究を希望する 第一類の学生に対する履修条件(申合せ)

第一類「初等教育教員養成コース」学生の卒業研究の履修については、全コースが協力するという趣旨から、学生が第二類～第五類のコースで卒業研究を希望する場合には、下記の履修条件の範囲内で履修を認める。なお、これらのことは第二類～第五類の教育部会委員が中心となり対応する。

### ●自然系コース

【受入学生数】 6名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

自然システムの理解(物理、化学、生物、地学)と自然システム理解実験(生物、地学)

【合計修得単位数】 10単位

【その他】上記に加え、4セメスターまでの開設授業科目のうちから、自然システム理解実験(物理、化学)、及び理科教育法Ⅰ、Ⅱの履修を要望する。

### ●数理系コース

【受入学生数】 3名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

(教養教育) 線形代数学Ⅰ・Ⅱ、微分積分学Ⅰ・Ⅱ

(学部) 数学教育方法論、数学教育学概論Ⅰ、代数学概論、幾何学概論、解析学概論、  
数理統計学概論、コンピュータ基礎演習Ⅰ

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】特になし

### ●技術・情報系コース

【受入学生数】 特に制限しない

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

なし

【合計修得単位数】指定なし

【その他】希望するゼミの状況によっては、受け入れできない場合がある。

### ●社会系コース

【受入学生数】 特に制限しない

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

経済学概説、法律学概説、社会認識教育学概論、社会科教育論、地理学概説Ⅰ・Ⅱ、日本史概説、

世界史概説、現代倫理研究

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10単位以上

【その他】所属ゼミは、5セメスターに開くゼミ分け説明会後決定する。

### ●国語文化系コース

【受入学生数】 9名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

特に指定しない

【合計修得単位数】国語文化系コース開設科目のうちから 4単位以上

【その他】各教員一人あたり2名を上限とする。

## ●英語文化系コース

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

特に指定しない

【合計修得単位数】英語文化系コース開設科目のうちから 10 単位以上

【その他】 1. 卒業論文は英語で書く。

2. 教員免許状（英語）の取得を希望する。

3. 6セメスター開設の「英語教育研究法」を履修すること。

4. 所属ゼミは、6セメスター開設の「英語教育研究法」でのゼミ分け説明会後決定する  
(1月末頃)。

## ●日本語教育系コース

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

指導教員予定者の開設科目を含めて日本語教育系コース専門科目

【合計修得単位数】上記科目的うちから 6 単位以上

【その他】 1. 特定教員に希望が集中する場合は、受け入れを断る場合もある。

2. 指導教員予定者の演習系授業科目を4～6期で履修する必要がある。

## ●健康スポーツ系コース

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

講義科目<健康・スポーツ総論, バイオメカニクス, 公衆衛生学, 体育科教育概論,  
スポーツトレーニング学>

実技科目<陸上競技 I, 器械運動 I, 舞踊 I, 水泳 I, 武道A I (柔道), 武道B I (剣道),  
球技A I (バレーボール), 球技B I (サッカー), 球技C I (バスケットボール),  
球技D I (テニス) >

【合計修得単位数】上記科目のうちから 6 单位以上

【その他】 1. 教員免許状（保健体育）の取得を希望する。

2. 合計修得単位数の6単位のうち、4単位は講義科目を、2単位は実技科目を履修すること。

3. 設備等の関係で、希望通りとならないこともある。

## ●人間生活系コース

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

人間生活（家庭科）教育概論、家庭科教材構成論、生活経営学、生涯発達学、  
アパレル素材学、アパレル設計学、調理学実習 I、設計製図

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10 単位以上

【その他】 4セメスター開設授業科目のうち次の科目の履修を要望する。

アパレル管理科学、食生活栄養学、食品科学、住居環境学

## ●音楽文化系コース

【受入学生数】 5名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

音楽教育学概論、音楽文化（音楽科）カリキュラムデザイン論、西洋音楽史、合唱 I,  
鍵盤楽器基礎研究 II、作曲基礎研究 I、アンサンブル A (管弦楽) I

【合計修得単位数】上記科目を含めて 10 単位以上

【その他】特になし

### ●造形芸術系コース

【受入学生数】 3名まで

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

芸術教育学概論、絵画表現論、絵画表現実習基礎、彫刻表現論、彫刻表現実習基礎、デザイン概論、  
デザイン表現実習基礎、工芸表現実習基礎、造形芸術基礎論、美術科教育学概論

【合計修得単位数】上記科目のうちから 10 単位以上

【その他】 1. 作品制作に多くの時間が必要となる。

2. 施設・設備の条件から希望の領域での研究ができないこともある。

### ●教育学系コース

【受入学生数】 特に制限しない

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

なし

【合計修得単位数】指定なし

【その他】 希望するゼミの状況によっては、受け入れできない場合がある。

### ●心理学系コース

【受入学生数】 特に制限しない

【履修要望授業科目】(1～3セメスター開設授業科目)

なし

【合計修得単位数】指定なし

【その他】 希望するゼミの状況によっては、受け入れできない場合がある。

## 9 第二類から第五類の学生に対する小学校教諭 免許状関係科目の履修基準

小学校教諭免許状関係の下記の授業科目（初等教育教員養成コースの必修並びに選択必修科目及び教育実習。以下「小免科目」という。）は、第二類から第五類の学生のうち、入学後2年を経過した時点において学部が認めた学生に限り、3年次前期（5セメ）から履修をさせることができる。

### 1 対象となる授業科目

#### ① 教職に関する科目

初等国語科教育法、初等社会科教育法、算数科教育法、初等理科教育法、生活科教育法、初等音楽科教育法、図画工作科教育法、初等体育科教育法、初等家庭科教育法

#### ② 教科に関する科目

初等国語、初等社会、算数、初等理科、生活、初等音楽、図画工作、初等体育、初等家庭

#### ③ 教育実習

小学校教育実習Ⅱ（2単位）

### 2 入学後2年を経過した時点で、小免科目の「教職に関する科目」、「教科に関する科目」の履修を認める方法

- ① 入学後4セメまでの取得単位数が70単位以上の者であること。
- ② コース主任は、当該学生グループのうちで、中学校教諭一種免許状に加えて小免科目の履修を希望する学生を調査する。
- ③ コース主任は、
  - ア 学業成績：4セメまでの単位の換算点（秀=4、優=3、良=2、可=1として計算した合計点を科目数で除した数値）
  - イ 面接等：小免科目を履修する動機と意欲、今後の学習計画、初等教育に関する抱負などを総合し、履修学生を決定する。
- ④ コース主任は、履修学生が入学した年度のコース受入予定数の2割を超えないように調整する。
- ⑤ コース主任は、3月中旬までに履修学生名簿を教育学部長へ提出する。
- ⑥ 履修学生は、3月下旬までに「履修科目届（所定の用紙）」を学生支援室に提出する。（該当科目は「もみじ」による履修登録ができない。）
- ⑦ 履修単位は、各コースの卒業要件に10単位まで含めることができる。

### 3 「小学校教育実習Ⅱ」の受講を認める条件

- ① 中・高等学校教育実習Ⅰの受講資格を満たしていること。
- ② 小学校教育実習Ⅱを受講する学期の前までに次の単位を修得済であること。

#### 【教職に関する科目】

上記①の「対象となる授業科目」のうち8単位以上

#### 【教科に関する科目】

上記②の「対象となる授業科目」のうち4単位以上

# 10 教育職員免許状の取得について

## 1 免許状取得要件

表1

教育職員免許法第5条関係

第1欄		第2欄	第3欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目
小学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	41	8	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める短期大学士の称号を有すること。	31	4	2	
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	31	20	8	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める短期大学士の称号を有すること。	21	10	4	
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	23	20	16	
特別支援学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16
幼稚園教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	35	6	10	
	二種免許状	学校教育法第69条の2第7項に定める短期大学士の称号を有すること。	27	4		

### 備考

- 『教科又は教職に関する科目』は、『教科に関する科目』又は『教職に関する科目』若しくは『教科又は教職に関する科目』のうちから単位を修得すること。
- 特別支援学校教諭一種免許状の『特別支援教育に関する科目』について、5領域の免許状を取得する場合の必要な単位数は38単位（P. 専門144）である。
- 小学校又は中学校教諭の免許状を取得する場合は、上記表1のほかに特別支援学校において2日間、社会福祉施設等において5日間、計7日間の「介護等体験」が必要である。  
なお、介護等体験の履修要領については、P. 専門150を参照のこと。

## 2 免許法上の単位修得方法について

### (1) 教養教育科目

次の表2により、免許法上で必要な科目的単位を修得すること。

表2

教育職員免許法施行規則第66条の6関係

免許法等で特に必要なものとして定める科目	必 要 単位数	授 業 科 目	備 考
日本国憲法	2	日本国憲法(2)	必修
体 育	2	健康スポーツ科学(2), スポーツ実習A(1), スポーツ実習B(1)	2単位選択必修
外国語コミュニケーション	2	コミュニケーションIA(1), コミュニケーションIB(1), コミュニケーションIIA(1), コミュニケーションIIB(1)	2科目選択必修
情報機器の操作	2	情報活用基礎(2)	第一類 必修
		情報活用基礎(2), 情報活用演習(2)	第二類～第五類 1科目選択必修

注：( )の数字は、単位数を示す。

### (2) 専門教育科目

免許状の種類ごとに、『教職に関する科目』、『教科に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』若しくは『特別支援教育に関する科目』について、免許法上で必要な科目的単位を修得すること。

#### ○小学校教諭一種免許状

- ・教職に関する科目 ..... P. 専門122
- ・教科に関する科目 ..... P. 専門123
- ・教科又は教職に関する科目 ..... "

#### ○中学校教諭一種免許状

- ・教職に関する科目 ..... P. 専門124～125
- ・教科に関する科目 ..... P. 専門128～143
- ・教科又は教職に関する科目 ..... "

#### ○高等学校教諭一種免許状

- ・教職に関する科目 ..... P. 専門126～127
- ・教科に関する科目 ..... P. 専門128～143
- ・教科又は教職に関する科目 ..... "

#### ○特別支援学校教諭一種免許状(5領域)

- ・特別支援教育に関する科目 ..... P. 専門144

#### ○幼稚園教諭一種免許状

- ・教職に関する科目 ..... P. 専門145
- ・教科に関する科目 ..... "
- ・教科又は教職に関する科目 ..... P. 専門146

## 小学校教諭一種免許状

\*数字は、免許法上の最低修得単位数

科 目 の 区 分			授 業 科 目	最 低 修 得 单 位 数
第二欄 教職欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	○教職入門	2
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
第三欄 教職欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育の思想と原理、同和教育、学校教育思想史、学校教育基礎論	6
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	○児童・青年期発達論、特別支援教育	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	○教育と社会・制度、学校制度・経営論	
第四欄 科目欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方	○教育課程論、総合的な学習構成論、初等教育カリキュラム開発論、教育評価論	22
		各教科の指導法	国語 ○初等国語科教育法、初等国語科学習指導論、初等国語科授業研究	
			社会 ○初等社会科教育法、初等社会科学習指導論、初等社会科授業研究	
			算数 ○算数科教育法、算数科学習指導論、算数科授業研究	
			理科 ○初等理科教育法、初等理科学習指導論、初等理科授業研究	
			生活 ○生活科教育法、生活科学習指導論、生活科授業研究	
			音楽 ○初等音楽科教育法、初等音楽科学習指導論、初等音楽科授業研究	
			図画工作 ○図画工作科教育法、図画工作科学習指導論、図画工作科授業研究	
			体育 ○初等体育科教育法、初等体育科学習指導論、初等体育科授業研究	
			家庭 ○初等家庭科教育法、初等家庭科学習指導論、初等家庭科授業研究	
		道徳の指導法	○道徳教育指導法	
		特別活動の指導法	○特別活動指導法、野外活動実践、野外教育実践、地域教育実践Ⅰ、地域教育実践Ⅱ	
第五欄 第六欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○教育方法・技術論、学習指導論	4
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○教育相談、子どもの心と学び支援実習Ⅰ、子どもの心と学び支援実習Ⅱ、子どもの心と学び支援実習Ⅲ	
第五欄	教育実習	小学校教育実習入門 小学校教育実習観察 ○教育実習指導A、B ○小学校教育実習Ⅰ 小学校教育実習Ⅱ		5
第六欄	教職実践演習	○教職実践演習（幼・小）		2
小 計				41

\*数字は、免許法上の最低修得単位数

科 目 の 区 分		授 業 科 目	最 低 修 得 单 位 数
教科に関する科目	国 語（書写を含む。）	△初等国語、国語科学習材講義	8
	社 会	△初等社会、社会科学習材講義	
	算 数	△算数、算数科学習材講義	
	理 科	△初等理科、理科学習材講義	
	生 活	△生活、生活科学習材講義	
	音 楽	△初等音楽、音楽科学習材講義	
	図画工作	△図画工作、図画工作科学習材講義	
	家 庭	△初等家庭、家庭科学習材講義	
	体 育	△初等体育、体育科学習材講義	
小 計			8
教科又は教職に関する科目	○介護等体験事前指導 初等外国語教育法 初等外国語 言語障害教育総論 LD等教育総論 重複障害教育総論 初等外国語学習指導論 初等外国語授業研究		10
	※上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、併せて10単位以上を修得すること。		
小 計			10
合 計			59

注：○印は免許状取得のための必修科目を、△印は選択必修科目を示す。

#### 備考

- 1 「教育実習」（第五欄）、「教職実践演習」（第六欄）の単位は、「教育実習」にあっては3単位まで、「教職実践演習」にあっては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の、それぞれの科目的単位をもってあてることができる。
- 2 『教科に関する科目』は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち、一以上の△印（選択必修）科目を含めて修得すること。

## 中学校教諭一種免許状

\*数字は、免許法上の最低修得単位数

科 目 の 区 分			授 業 科 目	最 低 修 得 单 位 数
教 職 に 関 す る 科 目	第 二 欄	教職の意義等に関する科目	○教職入門	2
			○教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	
			○進路選択に資する各種の機会の提供等	
科 目	第 三 欄	教育の基礎理論に関する科目	○教育の思想と原理、同和教育	6
			○児童・青年期発達論、発達心理学、教育心理学、学習心理学、乳幼児心理学、幼児教育学、幼児教育学演習	
			○教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
	第 四 欄	教育課程及び指導法に関する科目	○教育課程論、教育方法学	12
			○国語教育学概論Ⅰ、○国語教育学概論Ⅱ、国語教育基礎論、国語科教育方法論、国語カリキュラム・教材構成論、国語科教材研究演習、国語科学習開発論	
			○社会科教育論、△地理歴史科教育論、社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論、社会系（公民）カリキュラムデザイン論、社会系（地理歴史）教科指導法、社会系（公民）教科指導法、△公民科教育論	
			○数学教育学概論Ⅰ、○数学教育学概論Ⅱ、数学教育方法論、数学教育研究、数学教育カリキュラム論	
			○自然システム（理科）教育法Ⅰ、○自然システム（理科）教育法Ⅱ、自然システム（理科）教育実践論、理科カリキュラム論、理科授業プランニング論、理科教材プランニング論	
			○音楽教育学概論、○音楽文化（音楽科）カリキュラムデザイン論、音楽教育方法・評価論、音楽教育教材構成論、音楽科授業論、音楽科実践論	
			○芸術教育学概論、美術科教育学概論、芸術教育教材・構成論、美術科教育指導者論、○美術科教育方法・評価論、美術科授業プランニング基礎、美術科授業プランニング演習、芸術教育支援論、芸術教育思想	
			○体育科教育概論、体育科教育概論演習、○体育科教育課程・教材構成論、体育科教育課程・教材構成論演習、保健体育科教育方法・評価論	
			○技術教育概論Ⅰ、○技術教育概論Ⅱ、技術教育方法・評価論、技術教育プランニング論	
			○人間生活（家庭科）教育概論、人間生活（家庭科）教育演習、○家庭科教材構成論、家庭科授業論Ⅰ、家庭科授業論Ⅱ、家庭科教育方法・評価論	
			○英語教育学概論Ⅰ、○英語教育学概論Ⅱ、英語教育方法論、英語教育カリキュラム論、英語教材構成論、英語授業プランニング論、英語教材研究ワークショップ	

\*数字は、免許法上の最低修得単位数

科 目 の 区 分			授 業 科 目	最 低 修 得 单 位 数
生徒指導、 教育相談 及び進路 指導等に 関する科 目	道徳の指導法  特別活動の指導法  教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○道徳教育指導法  ○特別活動指導法  ○教育方法・技術論、教育方法学演習		
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	4
		教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含む。） の理論及び方法	○教育相談	
第五欄	教育実習	中・高等学校教育実習入門 中・高等学校教育実習観察 ○教育実習指導A、B又はC ○中・高等学校教育実習I 中・高等学校教育実習III		5
第六欄	教職実践演習	○教職実践演習（中・高）		2
合 計				3 1

注：○印は免許状取得のための必修科目を、△印は社会の免許状を取得するときの選択必修科目を示す。

#### 備考

- 1 「各教科の指導法」の単位の修得方法は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。
- 2 「教育実習」（第五欄）、「教職実践演習」（第六欄）の単位は、「教育実習」にあっては3単位まで、「教職実践演習」にあっては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の、それぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 3 『教科に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』の履修については、①～⑬に示す（P. 専門128～143）各教科ごとの表により、必要な科目の単位を修得すること。

# 高等學校教諭一種免許状

\*数字は、免許法上の最低修得単位数

科 目 の 区 分			授 業 科 目	最 低 修 得 单 位 数	
教 職 に 関 す る 科 目	第 二 欄	教職の意義等に関する科目	○教職入門	2	
			○教育の思想と原理、同和教育		
			○児童・青年期発達論、発達心理学、教育心理学、学習心理学、乳幼児心理学、幼児教育学、幼児教育学演習		
	第 三 欄		○教育と社会・制度、比較教育学、教育経営学、比較教育学演習、教育経営学演習	6	
			○国語教育学概論Ⅰ、○国語教育学概論Ⅱ、国語教育基礎論、国語科教育方法論、国語カリキュラム・教材構成論、国語科教材研究演習、国語科学習開発論		
			○地理歴史科教育論、社会系（地理歴史）カリキュラムデザイン論、社会系（地理歴史）教科指導法		
	第 四 欄	教育課程及び指導法に関する科目	○公民科教育論、社会系（公民）カリキュラムデザイン論、社会系（公民）教科指導法	6	
			○数学教育学概論Ⅰ、○数学教育学概論Ⅱ、数学教育方法論、数学教育研究、数学教育カリキュラム論		
			○自然システム（理科）教育法Ⅰ、○自然システム（理科）教育法Ⅱ、自然システム（理科）教育実践論、理科カリキュラム論、理科授業プランニング論、理科教材プランニング論		
			○音楽教育学概論、○音楽文化（音楽科）カリキュラムデザイン論、音楽教育方法・評価論、音楽教育教材構成論、音楽科授業論、音楽科実践論		
			○芸術教育学概論、美術科教育学概論、芸術教育教材・構成論、美術科教育指導者論、○美術科教育方法・評価論、美術科授業プランニング基礎、美術科授業プランニング演習、芸術教育支援論、芸術教育思想		
			○体育科教育概論、体育科教育概論演習、○体育科教育課程・教材構成論、体育科教育課程・教材構成論演習、保健体育科教育方法・評価論		
			○人間生活（家庭科）教育概論、人間生活（家庭科）教育演習、○家庭科教材構成論、家庭科授業論Ⅰ、家庭科授業論Ⅱ、家庭科教育方法・評価論		
			○工業科教育方法論Ⅰ、○工業科教育方法論Ⅱ		
			○情報教育論Ⅰ、○情報教育論Ⅱ、情報教育プランニング論		
			○英語教育学概論Ⅰ、○英語教育学概論Ⅱ、英語教育方法論、英語教育カリキュラム論、英語教材構成論、英語授業プランニング論、英語教材研究ワークショップ		

\*数字は、免許法上の最低修得単位数

科 目 の 区 分			授 業 科 目	最 低 修 得 单 位 数
生徒指導、 教育相談 及び進路 指導等に 関する科 目	特別活動の指導法	○特別活動指導法		4
		○教育方法・技術論、教育方法学演習		
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論		
	教育相談（カウンセリングに 関する基礎的な知識を含む。） の理論及び方法	○教育相談		
第五欄	教育実習	中・高等学校教育実習入門 中・高等学校教育実習観察 ○教育実習指導A、B又はC ○中・高等学校教育実習II 中・高等学校教育実習III		3
第六欄	教職実践演習	○教職実践演習（中・高）		2
合 計				2 3

注：○印は、免許状取得のための必修科目を示す。

#### 備考

- 1 「各教科の指導法」の単位の修得方法は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得すること。
- 2 「教育実習」（第五欄）、「教職実践演習」（第六欄）の単位は、「教育実習」にあっては2単位まで、「教職実践演習」にあっては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の、それぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 3 『教科に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』の履修については、①～⑯に示す（P. 専門128～143）各教科ごとの表により、必要な科目の単位を修得すること。

## ① 国語

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄 教科に関する科目	授業科目	開設コース等	第二欄 教科に関する科目	授業科目	開設コース等
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	<input type="checkbox"/> 国語文化概論A（国語文化とことば） <input type="checkbox"/> 国語文化の歴史A（国語の歴史） 古代国語文化研究A（国語学分野） 現代国語文化研究A（国語学分野） 古代国語文化演習A（国語学分野） 現代国語文化演習A（国語学分野）	国語文化系コース	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	<input type="checkbox"/> 国語文化概論A（国語文化とことば） <input type="checkbox"/> 国語文化の歴史A（国語の歴史） 古代国語文化研究A（国語学分野） 現代国語文化研究A（国語学分野） 古代国語文化演習A（国語学分野） 現代国語文化演習A（国語学分野）	国語文化系コース
国文学（国文学史を含む。）	<input type="checkbox"/> 国語文化概論B（国語文化と文学） <input type="checkbox"/> 国語文化の歴史B（国文学の歴史） 古代国語文化研究B（国文学分野） 現代国語文化研究B（国文学分野） 古代国語文化演習B（国文学分野） 現代国語文化演習B（国文学分野） 古代中世文学概説 近世文学概説 古代中世文学演習I 近世文学演習I 古代中世文学研究法 近世文学研究法	国語文化系コース	国文学（国文学史を含む。）	<input type="checkbox"/> 国語文化概論B（国語文化と文学） <input type="checkbox"/> 国語文化の歴史B（国文学の歴史） 古代国語文化研究B（国文学分野） 現代国語文化研究B（国文学分野） 古代国語文化演習B（国文学分野） 現代国語文化演習B（国文学分野） 古代中世文学概説 近世文学概説 古代中世文学演習I 近世文学演習I 古代中世文学研究法 近世文学研究法	国語文化系コース
漢文学	<input type="checkbox"/> 国語文化概論C（国語文化と漢文） 国語文化の歴史C（漢文学の歴史） 漢字漢語文化研究 中国古典散文演習 中国古典韻文演習	国語文化系コース	漢文学	<input type="checkbox"/> 国語文化概論C（国語文化と漢文） 国語文化の歴史C（漢文学の歴史） 漢字漢語文化研究 中国古典散文演習 中国古典韻文演習	国語文化系コース
書道（書写を中心とする。）	<input type="checkbox"/> 国語文化概論D（国語文化と書写書道） 書写書道演習	国語文化系コース			
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	国語教育史 国語科教育評価論 <input type="checkbox"/> 介護等体験事前指導	国語文化系コース	教科又は教職に関する科目	国語教育史 国語科教育評価論 <input type="checkbox"/> 道徳教育指導法	国語文化系コース
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

### 備考

- 1 ○印は、免許状取得のための必修科目を示す。ただし、高等学校教諭免許状を取得する場合で、第二欄に掲げる国語学、国文学、漢文学の○印は開設コース単位での必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

② 社会

No. 1

中学校教諭一種免許状

第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等	第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等	
日本史及び外国史	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本史概説</li> <li>日本社会史研究</li> <li>日本中世研究A</li> <li>日本近世研究A</li> <li>考古学概説</li> <li>社寺建築学研究</li> <li>文字資料解析学A</li> <li>文献資料解析演習I</li> <li>文献資料解析演習II</li> <li>文字資料解析学B</li> <li>戦争と平和に関する史的研究</li> <li>○世界史概説</li> <li>中国政治史研究A</li> <li>中国経済史研究A</li> <li>日本東洋教育史</li> <li>日本東洋教育史演習</li> <li>アジア海域システム研究A(東洋史)</li> <li>東アジア地域システム研究A</li> <li>地中海地域システム研究</li> <li>地中海社会史研究</li> <li>異文化交流史研究(西洋史)</li> <li>ヨーロッパ社会経済史研究</li> <li>ヨーロッパ海域システム研究</li> <li>ヨーロッパ社会経済史文書解析学A</li> <li>ヨーロッパ社会経済史文書解析学B</li> <li>ヨーロッパ政治文化論史料演習A</li> <li>ヨーロッパ政治文化論史料演習B</li> <li>西洋教育史</li> <li>西洋教育史演習</li> </ul>	<p>社会系コース</p> <p>教育学系コース</p> <p>社会系コース</p> <p>教育学系コース</p>	<p>「社会学, 経済学」</p> <p>「哲学, 哲理学, 宗教学」</p> <p>△哲学概論 I</p> <p>△哲学概論 II</p> <p>△倫理学概説</p> <p>仏教学概説</p> <p>現代倫理研究</p> <p>応用倫理学研究</p> <p>現代倫理学演習</p> <p>教育哲学</p> <p>教育哲学演習</p>	<p>社会系コース</p> <p>教育学系コース</p>
地理学(地誌を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地理学概説I</li> <li>○地理学概説II</li> <li>自然地理学研究</li> <li>人文地理学研究</li> <li>自然地理学実習</li> <li>人文地理学実習</li> <li>地域研究法I</li> <li>地域研究法II</li> <li>世界地誌</li> <li>日本環境地誌</li> <li>ヨーロッパ環境地誌</li> <li>地理情報システム学</li> <li>地理情報システム学実習</li> </ul>	社会系コース		
「法律学, 政治学」	<ul style="list-style-type: none"> <li>△法律学概説</li> <li>△政治学原論</li> <li>国際法1</li> <li>国際法2</li> <li>国際政治学</li> <li>国際政治経済学</li> <li>現代司法論</li> <li>法学研究</li> <li>法比較研究</li> <li>教育行政学</li> <li>教育行政学演習</li> </ul>	<p>社会系コース</p> <p>教育学系コース</p>		
最低修得単位数			20	

中学校教諭一種免許状				
教科又は教職に関する科目	社会教育学	教育学系コース		
	社会教育学演習			
○介護等体験事前指導				
最低修得単位数			8	

## 備考

- 1 ○印は免許状取得のための必修科目を、△印は第二欄に掲げる各区分内での選択必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

### ③ 地理歴史

高等學校教諭一種免許状						
第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等	第二欄 教科に関する科目	授業科目	開設コース等		
日本史	○日本史概説 日本社会史研究 日本中世研究A 日本近世研究A 考古学概説 社寺建築学研究 文字資料解析学A 文献資料解析演習I 文献資料解析演習II 文字資料解析学B 戦争と平和に関する史的研究	社会系コース	人文地理学及び自然地理学  地誌	○地理学概説 I ○地理学概説 II 自然地理学研究 人文地理学研究 自然地理学実習 人文地理学実習 地理情報システム学 地理情報システム学実習  ○世界地誌 日本環境地誌 ヨーロッパ環境地誌 地域研究法 I 地域研究法 II	社会系コース  社会系コース	
外国史	○世界史概説 中国政治史研究A 中国経済史研究A アジア海域システム研究A(東洋史) 東アジア地域システム研究A 地中海海域システム研究 地中海社会史研究 異文化交流史研究(西洋史) ヨーロッパ社会経済史研究 ヨーロッパ海域システム研究 ヨーロッパ社会経済史文書解析学A ヨーロッパ社会経済史文書解析学B ヨーロッパ政治文化論史料演習A ヨーロッパ政治文化論史料演習B	社会系コース				
最低修得単位数	20					
教科又は教職に関する科目	道徳教育指導法					
最低修得単位数	16					

#### 備考

- 1 ○印は免許状取得のための必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

④ 公 民

高等學校教諭一種免許状

第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等	第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	△法律学概説 △政治学原論 国際法1 国際法2 国際政治学 国際政治経済学 現代司法論 法学研究 法比較研究 教育行政学 教育行政学演習	社会系コース ----- 教育学系コース	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	○経済学概説 経済学各論I 経済学各論II 経済学各論III 国際経済学1 国際経済学2 社会学1 社会学2 社会調査論 教育社会学 教育社会学演習 社会心理学 心理社会調査法	社会系コース ----- 教育学系コース ----- 心理学系コース	心理学基礎実習I 心理学基礎実習II 心理統計法I 心理統計法II 心理実験法 心理学課題演習 臨床心理学 知覚心理学 対人心理学 心理療法論 認知心理学 心理学外書講読演習I 心理学外書講読演習II 心理学外書講読演習III 心理学外書講読演習IV 心理検査法 心理学検査法 認知心理学課題研究I 認知心理学課題研究II 学習心理学課題研究I 学習心理学課題研究II 社会心理学課題研究I 社会心理学課題研究II 教育心理学課題研究I 教育心理学課題研究II 発達心理学課題研究I 発達心理学課題研究II 臨床心理学課題研究I 臨床心理学課題研究II
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	△哲学概論I △哲学概論II △倫理学概説 仏教学概説 現代倫理研究 応用倫理学研究 現代倫理学演習 教育哲学 教育哲学演習	社会系コース ----- 教育学系コース	
最低修得単位数	20		
教科又は教職に関する科目	社会教育学演習 ----- 道徳教育指導法	教育学系コース -----	
最低修得単位数	16		

備考

- 1 ○印は免許状取得のための必修科目を、△印は第二欄に掲げる各区分内での選択必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

## ⑤ 数 学

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等		第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等	
代数学	○代数学概論 代数学概論演習 代数内容研究 代数学研究法 I 代数学A 代数学B	数理系コース	代数学	○代数学概論 代数学概論演習 代数内容研究 代数学研究法 I 代数学A 代数学B	数理系コース
幾何学	○幾何学概論 幾何学概論演習 幾何内容研究 幾何学研究法 I 幾何学研究法 II 幾何学A 幾何学B	数理系コース	幾何学	○幾何学概論 幾何学概論演習 幾何内容研究 幾何学研究法 I 幾何学研究法 II 幾何学A 幾何学B	数理系コース
解析学	○解析学概論 解析学概論演習 解析内容研究 解析学研究法 I 解析学研究法 II 解析学A 解析学C	数理系コース	解析学	○解析学概論 解析学概論演習 解析内容研究 解析学研究法 I 解析学研究法 II 解析学A 解析学C	数理系コース
「確率論、統計学」	○数理統計学概論 数理統計内容研究 確率論・統計学研究法 I 確率・統計A 確率・統計B	数理系コース	「確率論、統計学」	○数理統計学概論 数理統計内容研究 確率論・統計学研究法 I 確率・統計A 確率・統計B	数理系コース
コンピュータ	○コンピュータ基礎演習 I コンピュータ基礎演習 II	数理系コース	コンピュータ	○コンピュータ基礎演習 I コンピュータ基礎演習 II	数理系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	数学教育史 ○介護等体験事前指導	数理系コース	教科又は教職に関する科目	数学教育史 道徳教育指導法	数理系コース
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

### 備考

- 1 ○印は、免許状取得のための必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

## ⑥ 理 科

中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状			高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		
第 二 欄	授 業 科 目	開 設 コース等	第 二 欄	授 業 科 目	開 設 コース等
教科に関する科目			教科に関する科目		
物理学	○自然システムの理解(物理) 力とエネルギーのリテラシーⅠ 力とエネルギーのリテラシーⅡ 物理教材内容論Ⅰ 物理教材内容論Ⅱ 物理教材内容論Ⅲ 物理教材内容演習	自然系コース	物理学	○自然システムの理解(物理) 力とエネルギーのリテラシーⅠ 力とエネルギーのリテラシーⅡ 物理教材内容論Ⅰ 物理教材内容論Ⅱ 物理教材内容論Ⅲ 物理教材内容演習	自然系コース
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○自然システム理解実験(物理) 物理教材内容実験	自然系コース	化学	○自然システムの理解(化学) 物質と反応のリテラシーⅠ 物質と反応のリテラシーⅡ 化学教材内容論Ⅰ 化学教材内容論Ⅱ 化学教材内容論Ⅲ 化学教材内容演習	自然系コース
化学	○自然システムの理解(化学) 物質と反応のリテラシーⅠ 物質と反応のリテラシーⅡ 化学教材内容論Ⅰ 化学教材内容論Ⅱ 化学教材内容論Ⅲ 化学教材内容演習	自然系コース	生物学	○自然システムの理解(生物) 生物とその多様性のリテラシーⅠ 生物とその多様性のリテラシーⅡ 生物教材内容論Ⅰ 生物教材内容論Ⅱ 生物教材内容論Ⅲ 生物教材内容演習	自然系コース
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○自然システム理解実験(化学) 化学教材内容実験	自然系コース	地学	○自然システムの理解(地学) 宇宙と地球のリテラシーⅠ 宇宙と地球のリテラシーⅡ 地学教材内容論Ⅰ 地学教材内容論Ⅱ 地学教材内容論Ⅲ 地学教材内容演習	自然系コース
生物学	○自然システムの理解(生物) 生物とその多様性のリテラシーⅠ 生物とその多様性のリテラシーⅡ 生物教材内容論Ⅰ 生物教材内容論Ⅱ 生物教材内容論Ⅲ 生物教材内容演習	自然系コース	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。), 化学実験(コンピュータ活用を含む。), 生物学実験(コンピュータ活用を含む。), 地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	△物理教材内容実験 △自然システム理解実験(化学) △化学教材内容実験 △自然システム理解実験(生物) △生物教材内容実験 △自然システム理解実験(地学) △地学教材内容実験	自然系コース
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○自然システム理解実験(生物) 生物教材内容実験	自然系コース			自然系コース
地学	○自然システムの理解(地学) 宇宙と地球のリテラシーⅠ 宇宙と地球のリテラシーⅡ 地学教材内容論Ⅰ 地学教材内容論Ⅱ 地学教材内容論Ⅲ 地学教材内容演習	自然系コース			
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○自然システム理解実験(地学) 地学教材内容実験	自然系コース			
最低修得単位数	2 0		最低修得単位数	2 0	
教科又は教職に 関する科目	理科教育評価論 比較科学教育論 科学教育デザイン論 科学教育教材メディアデザイン論 科学教育史	自然系コース	教科又は教職に 関する科目	理科教育評価論 比較科学教育論 科学教育デザイン論 科学教育教材メディアデザイン論 科学教育史	自然系コース
	○介護等体験事前指導			道徳教育指導法	
最低修得単位数	8		最低修得単位数	1 6	

備考

- 印は免許状取得のための必修科目を、△印は第二欄に掲げる各区分内での選択必修科目を示す。
- 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

⑦ 音 樂

No. 1

中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状			高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		
第 二 欄	授 業 科 目	開 設 コース等	第 二 欄	授 業 科 目	開 設 コース等
教科に関する科目			教科に関する科目		
ソルフェージュ	○ソルフェージュ I ○ソルフェージュ II	音楽文化系コース	ソルフェージュ	○ソルフェージュ I ○ソルフェージュ II	音楽文化系コース
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	○声楽基礎研究 I ○声楽基礎研究 II 声楽 1 声楽 2 声楽 3 声楽 4 声楽 5 声楽 6 ○合唱 I ○合唱 II 合唱 III 合唱 IV 合唱 V 合唱 VI オペラ実習 I オペラ実習 II オペラ実習 III オペラ実習 IV オペラ実習 V オペラ実習 VI	音楽文化系コース	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	○声楽基礎研究 I ○声楽基礎研究 II 声楽 1 声楽 2 声楽 3 声楽 4 声楽 5 声楽 6 ○合唱 I ○合唱 II 合唱 III 合唱 IV 合唱 V 合唱 VI オペラ実習 I オペラ実習 II オペラ実習 III オペラ実習 IV オペラ実習 V オペラ実習 VI	音楽文化系コース
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	○鍵盤楽器基礎研究 I ○鍵盤楽器基礎研究 II ピアノ 1 ピアノ 2 ピアノ 3 ピアノ 4 ピアノ 5 ピアノ 6 器楽基礎研究 I 器楽基礎研究 II 弦楽器 1 弦楽器 2 弦楽器 3 弦楽器 4 弦楽器 5 弦楽器 6 ○アンサンブル A(管弦楽) I アンサンブル A(管弦楽) II アンサンブル A(管弦楽) III アンサンブル A(管弦楽) IV アンサンブル A(管弦楽) V アンサンブル A(管弦楽) VI アンサンブル B I アンサンブル B II アンサンブル B III アンサンブル B IV アンサンブル B V アンサンブル B VI 管弦打楽器 I 管弦打楽器 II 管弦打楽器 III 管弦打楽器 IV 管弦打楽器 V 管弦打楽器 VI	音楽文化系コース	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	○鍵盤楽器基礎研究 I ○鍵盤楽器基礎研究 II ピアノ 1 ピアノ 2 ピアノ 3 ピアノ 4 ピアノ 5 ピアノ 6 器楽基礎研究 I 器楽基礎研究 II 弦楽器 1 弦楽器 2 弦楽器 3 弦楽器 4 弦楽器 5 弦楽器 6 ○アンサンブル A(管弦楽) I アンサンブル A(管弦楽) II アンサンブル A(管弦楽) III アンサンブル A(管弦楽) IV アンサンブル A(管弦楽) V アンサンブル A(管弦楽) VI アンサンブル B I アンサンブル B II アンサンブル B III アンサンブル B IV アンサンブル B V アンサンブル B VI 管弦打楽器 I 管弦打楽器 II 管弦打楽器 III 管弦打楽器 IV 管弦打楽器 V 管弦打楽器 VI	音楽文化系コース
指揮法	○指揮法	音楽文化系コース	指揮法	○指揮法	音楽文化系コース

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等		第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等	
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	<input type="checkbox"/> 作曲基礎研究Ⅰ <input type="checkbox"/> 作曲基礎研究Ⅱ <input type="checkbox"/> 作曲1 <input type="checkbox"/> 作曲2 <input type="checkbox"/> 作曲3 <input type="checkbox"/> 作曲4 <input type="checkbox"/> 作曲5 <input type="checkbox"/> 作曲6 <input type="checkbox"/> 西洋音楽史 <input type="checkbox"/> 日本音楽概論 <input type="checkbox"/> 中等音楽科教育法（日本音楽・民族音楽）	音楽文化系コース	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	<input type="checkbox"/> 作曲基礎研究Ⅰ <input type="checkbox"/> 作曲基礎研究Ⅱ <input type="checkbox"/> 作曲1 <input type="checkbox"/> 作曲2 <input type="checkbox"/> 作曲3 <input type="checkbox"/> 作曲4 <input type="checkbox"/> 作曲5 <input type="checkbox"/> 作曲6 <input type="checkbox"/> 西洋音楽史 <input type="checkbox"/> 日本音楽概論 <input type="checkbox"/> 中等音楽科教育法（日本音楽・民族音楽）	音楽文化系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	音楽文化教育史  <input type="checkbox"/> 介護等体験事前指導	音楽文化系コース	教科又は教職に関する科目	音楽文化教育史  道徳教育指導法	音楽文化系コース
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

## 備考

- 1 ○印は免許状取得のための必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

## ⑧ 美術

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等		第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等	
絵画（映像メディア表現を含む。）	○絵画表現実習基礎 ○絵画表現論 絵画表現研究 絵画表現演習 絵画表現実習Ⅰ 絵画表現実習Ⅱ	造形芸術系コース	絵画（映像メディア表現を含む。）	○絵画表現実習基礎 ○絵画表現論 絵画表現研究 絵画表現演習 絵画表現実習Ⅰ 絵画表現実習Ⅱ	造形芸術系コース
彫刻	○彫刻表現実習基礎 ○彫刻表現論 彫刻表現演習 彫刻教育素材実習 彫刻表現実習 彫刻表現総合演習	造形芸術系コース	彫刻	○彫刻表現実習基礎 ○彫刻表現論 彫刻表現演習 彫刻教育素材実習 彫刻表現実習 彫刻表現総合演習	造形芸術系コース
デザイン（映像メディア表現を含む。）	○デザイン表現実習基礎 ○デザイン概論 立体デザイン教育演習 色彩学演習 CG基礎演習 平面デザイン教育演習	造形芸術系コース	デザイン（映像メディア表現を含む。）	○デザイン表現実習基礎 ○デザイン概論 立体デザイン教育演習 色彩学演習 CG基礎演習 平面デザイン教育演習	造形芸術系コース
工芸	○工芸表現実習基礎 ○工芸表現論 工芸教育素材研究Ⅰ 工芸教育素材研究Ⅱ 工芸表現演習	造形芸術系コース			
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	○造形芸術基礎論 日本美術史概説 西洋美術史概説 造形芸術学演習	造形芸術系コース	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	○造形芸術基礎論 日本美術史概説 西洋美術史概説 造形芸術学演習	造形芸術系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	○介護等体験事前指導		教科又は教職に関する科目	道徳教育指導法	
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

### 備考

- 1 ○印は、免許状取得のための必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

## ⑨ 保健体育

No. 1

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状			
第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等		第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等		
体育実技	△球技A I (バレーボール) △球技A II (バレーボール) △球技B I (サッカー) △球技B II (サッカー) △球技C I (バスケットボール) △球技C II (バスケットボール) △球技D I (テニス) ▲陸上競技 I ▲陸上競技 II ▲器械運動 I 器械運動 II ▲舞踊 I 舞踊 II ▲水泳 I 水泳 II 野外活動 A I (登山・キャンプ) 野外活動 B I (スキー) アクアスポーツ ▲武道 A I (柔道) 武道 A II (柔道) ▲武道 B I (剣道) 武道 B II (剣道) トレーニング実習 I トレーニング実習 II	健康スポーツ系コース	体育実技	△球技A I (バレーボール) △球技A II (バレーボール) △球技B I (サッカー) △球技B II (サッカー) △球技C I (バスケットボール) △球技C II (バスケットボール) △球技D I (テニス) ▲陸上競技 I 陸上競技 II ▲器械運動 I 器械運動 II ▲舞踊 I 舞踊 II ▲水泳 I 水泳 II 野外活動 A I (登山・キャンプ) 野外活動 B I (スキー) アクアスポーツ ▲武道 A I (柔道) 武道 A II (柔道) ▲武道 B I (剣道) 武道 B II (剣道) トレーニング実習 I トレーニング実習 II	健康スポーツ系コース	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	△スポーツ社会学 △スポーツ社会学演習 △体育・スポーツ行政学 △スポーツ経営学 △スポーツ経営学演習 △スポーツ心理学 ▲舞踊教育論 △舞踊教育論演習 ▲運動技術論 △運動技術論実験 ▲コーチング論 △コーチング論実験 ▲スポーツトレーニング学	健康スポーツ系コース	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	△スポーツ社会学 △スポーツ社会学演習 △体育・スポーツ行政学 △スポーツ経営学 △スポーツ経営学演習 △スポーツ心理学 ▲舞踊教育論 △舞踊教育論演習 ▲運動技術論 △運動技術論実験 ▲コーチング論 △コーチング論実験 ▲スポーツトレーニング学	健康スポーツ系コース	
生理学（運動生理学を含む。）	○スポーツ生理学 △スポーツ生理学実験 △バイオメカニクス	健康スポーツ系コース	生理学（運動生理学を含む。）	○スポーツ生理学 △スポーツ生理学実験 △バイオメカニクス	健康スポーツ系コース	
衛生学及び公衆衛生学	△スポーツ医学（スポーツ栄養学を含む。） ○公衆衛生学	健康スポーツ系コース	衛生学及び公衆衛生学	△スポーツ医学（スポーツ栄養学を含む。） ○公衆衛生学	健康スポーツ系コース	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	○学校保健 ○救急看護法	健康スポーツ系コース	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	○学校保健 ○救急看護法	健康スポーツ系コース	
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20		

中学校教諭一種免許状		高等学校教諭一種免許状	
教科又は教職に関する科目	○介護等体験事前指導	教科又は教職に関する科目	道徳教育指導法
最低修得単位数	8	最低修得単位数	16

## 備考

- 1 ○印は免許状取得のための必修科目を、△印及び▲印は第二欄に掲げる各区分内での選択必修科目を示す。  
なお、「体育実技」については、△印から2種目2単位、▲印から4種目4単位を、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）については、△印から2単位を修得すること。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

## ⑩ 技術（中学校）・工業（高等学校）

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等		第二欄 教科に関する科目	授業科目 開設コース等	
木材加工（製図及び実習を含む。）	○木材活用概論 ○木材活用教材演習Ⅰ 木材活用教材演習Ⅱ 木材活用教材演習Ⅲ 木材機械加工概論 ○基礎製図	技術・情報系コース	工業の関係科目	○木材活用概論 木材活用教材演習Ⅰ 木材活用教材演習Ⅱ 木材活用教材演習Ⅲ 木材機械加工概論 基礎製図 ○金属活用概論 金属活用教材演習Ⅰ 金属活用教材演習Ⅱ 金属機械加工概論 ○機械活用概論 エネルギー活用論 メカトロニクス教材演習 メカトロニクス設計製図 メカトロニクス基礎実習 メカトロニクス創造実習 メカトロニクス 機構運動学	
金属加工（製図及び実習を含む。）	○金属活用概論 ○金属活用教材演習Ⅰ 金属活用教材演習Ⅱ 金属機械加工概論	技術・情報系コース		○電気電子活用概論Ⅰ 電気電子活用概論Ⅱ 電気・電子工学 栽培活用概論 栽培活用教材演習 ○ハードウェア概論 ハードウェア教材演習 ○工業教育の数理	技術・情報系コース
機械（実習を含む。）	○機械活用概論 エネルギー活用論 ○メカトロニクス教材演習 メカトロニクス設計製図 メカトロニクス基礎実習 メカトロニクス創造実習 メカトロニクス 機構運動学	技術・情報系コース			
電気（実習を含む。）	○電気電子活用概論Ⅰ 電気電子活用概論Ⅱ 電気・電子工学	技術・情報系コース			
栽培（実習を含む。）	○栽培活用概論 ○栽培活用教材演習	技術・情報系コース			
情報とコンピュータ（実習を含む。）	○ハードウェア概論 ○ハードウェア教材演習	技術・情報系コース	職業指導	○職業指導	技術・情報系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	○介護等体験事前指導		教科又は教職に関する科目	道徳教育指導法	
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

- 1 ○印は、免許状取得のための必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

## ⑪ 情 報

高等學校教諭一種免許状		
第二欄 教科に関する科目	授業科目	開設コース等
情報社会及び情報倫理	○情報社会論	技術・情報系コース
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	○情報活用概論Ⅰ ○情報活用概論Ⅱ ○プログラミングの学習 ○アルゴリズム論 システム制御Ⅰ システム制御Ⅱ ○ディジタル制御 モデリングとシミュレーション ハードウェア研究法 ソフトウェア研究法	技術・情報系コース
情報システム（実習を含む。）	○情報システム概論 データベース	技術・情報系コース
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	○情報ネットワーク概論 ネットワーク研究法	技術・情報系コース
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	○マルチメディアの活用 マルチメディア研究法	技術・情報系コース
情報と職業	○情報と職業	技術・情報系コース
最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	道徳教育指導法	
最低修得単位数	16	

### 備考

- 1 ○印は、免許状取得のための必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

⑫ 家庭

中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状		
第二欄 教科に関する科目	授業科目	開設コース等	第二欄 教科に関する科目	授業科目	開設コース等
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	○生活経営学 生活経済学 家族関係学	人間生活系コース	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	○生活経営学 生活経済学 家族関係学	人間生活系コース
被服学（被服製作実習を含む。）	○アパレル素材学 ○アパレル管理科学 ○アパレル設計学 アパレル科学実験 アパレル設計学実習 服飾デザイン論 色彩論	人間生活系コース	被服学（被服製作実習を含む。）	○アパレル素材学 ○アパレル管理科学 ○アパレル設計学 アパレル科学実験 アパレル設計学実習 服飾デザイン論 色彩論	人間生活系コース
食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	フード・スペシャリスト論 ○食生活栄養学 食品科学 食品材料学 食物学実験 調理科学 食品鑑別論 ○調理学実習 I 調理学実習 II フードコーディネート論	人間生活系コース	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	フード・スペシャリスト論 ○食生活栄養学 食品科学 食品材料学 食物学実験 調理科学 食品鑑別論 ○調理学実習 I 調理学実習 II フードコーディネート論	人間生活系コース
住居学	○住居学 住居管理学 ○住居環境学 住居計画学 設計製図 住居設計演習 I 住居設計演習 II	人間生活系コース	住居学（製図を含む。）	○住居学 住居管理学 ○住居環境学 住居計画学 ○設計製図 居設計演習 I 住居設計演習 II	人間生活系コース
保育学（実習を含む。）	家庭看護学 児童保健学 生涯発達学 ○保育学	人間生活系コース	保育学（実習及び家庭看護を含む。）	○家庭看護学 児童保健学 生涯発達学 ○保育学	人間生活系コース
最低修得単位数	20		最低修得単位数	20	
教科又は教職に関する科目	人間生活教育史 家庭機械及び家庭電気 ○介護等体験事前指導	人間生活系コース	教科又は教職に関する科目	人間生活教育史 道徳教育指導法	人間生活系コース
最低修得単位数	8		最低修得単位数	16	

備考

- 1 ○印は、免許状取得のための必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

(13) 英 語

中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状			高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		
第 二 欄	授 業 科 目	開 設 コース等	第 二 欄	授 業 科 目	開 設 コース等
教科に関する科目			教科に関する科目		
英語学	○英語学概説Ⅰ ○英語学概説Ⅱ 英語教師のための音声学 英語語用法演習 英語教育文法 英語史 現代英語演習	英語文化系コース	英語学	○英語学概説Ⅰ ○英語学概説Ⅱ 英語教師のための音声学 英語語用法演習 英語教育文法 英語史 現代英語演習	英語文化系コース
英米文学	○英語文学概説 イギリス文学史講義A イギリス文学史講義B アメリカ文学史講義 英語教育教材研究 IS教科書基礎研究（英語）	英語文化系コース	英米文学	○英語文学概説 イギリス文学史講義A イギリス文学史講義B アメリカ文学史講義 英語教育教材研究 IS教科書基礎研究（英語）	英語文化系コース
英語コミュニケーション	○英語コミュニケーション演習Ⅰ 英語コミュニケーション演習Ⅱ ○コミュニケーションライティングⅠ コミュニケーションライティングⅡ 英語ボキャブラー演習 英語発音演習 C A L L 演習 上級コミュニケーション演習	英語文化系コース	英語コミュニケーション	○英語コミュニケーション演習Ⅰ 英語コミュニケーション演習Ⅱ ○コミュニケーションライティングⅠ コミュニケーションライティングⅡ 英語ボキャブラー演習 英語発音演習 C A L L 演習 上級コミュニケーション演習	英語文化系コース
異文化理解	○英語教育のための異文化理解 英語圏の文化と社会	英語文化系コース	異文化理解	○英語教育のための異文化理解 英語圏の文化と社会	英語文化系コース
最低修得単位数	2 0		最低修得単位数	2 0	
教科又は教職に関する科目	英語教育史 英語教育評価論	英語文化系コース	教科又は教職に関する科目	英語教育史 英語教育評価論	英語文化系コース
	○介護等体験事前指導			道徳教育指導法	
最低修得単位数	8		最低修得単位数	1 6	

備考

- 1 ○印は、免許状取得のための必修科目を示す。
- 2 『教科又は教職に関する科目』は、上記科目又は最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、所定の単位を修得すること。

## 特別支援学校教諭一種免許状（5領域）

\*数字は、免許法・省令上の最低修得単位数

科 目 の 区 分			授 業 科 目	最 低 修 得 单 位 数
特 别 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	○特別支援教育総論	2
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目  心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	大脑生理・病理、○視覚障害心理学、視覚障害測定・評価演習、○聴覚障害心理学、聴覚障害測定・評価演習、○知的障害心理学、知的障害測定・評価演習、○肢体不自由心理学、○病弱心理学	2 8
	第三欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○視覚障害教育基礎論、視覚障害「自立活動」指導法Ⅰ、点字の理論と実際Ⅰ、視覚障害「自立活動」指導法Ⅱ、点字の理論と実際Ⅱ、○聴覚障害教育基礎論、聴覚障害「自立活動」指導法、聴覚障害教育授業法Ⅰ、聴覚障害コミュニケーションⅠ、聴覚障害コミュニケーションⅡ、○知的障害教育基礎論、知的障害指導法Ⅰ、知的障害指導法Ⅱ、○肢体不自由教育基礎論、肢体不自由指導法Ⅰ、肢体不自由指導法Ⅱ、○病弱教育基礎論、病弱指導法Ⅰ、病弱指導法Ⅱ	
	第四欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目  ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	○言語障害教育総論、○LD等教育総論、○重複障害教育総論	5
合 計			○特別支援学校教育実習	3
合 計				3 8

注1：○印は、免許状取得のための必修科目を示す。

注2：第二欄については、「視覚障害測定・評価演習」「視覚障害「自立活動」指導法Ⅰ」「点字の理論と実際Ⅰ」「視覚障害「自立活動」指導法Ⅱ」「点字の理論と実際Ⅱ」の中から4単位以上及び「聴覚障害測定・評価演習」「聴覚障害「自立活動」指導法」「聴覚障害教育授業法Ⅰ」「聴覚障害コミュニケーションⅠ」「聴覚障害コミュニケーションⅡ」の中から4単位以上を修得すること。

## 幼稚園教諭一種免許状

\*数字は、免許法上の最低修得単位数

科 目 の 区 分			授 業 科 目	最 低 修 得 单 位 数
教 職 に 関 す る 科 目	第 二 欄	教職の意義等に関する科目	○教職入門 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	2
	第 三 欄	教育の基礎理論に関する科目	○教育の思想と原理、同和教育、学校教育思想史、学校教育基礎論 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6
			○児童・青年期発達論 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	
	第 四 欄	教育課程及び指導法に関する科目	○教育と社会・制度、学校制度・経営論 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
			○幼児教育論 教育課程の意義及び編成の方法	18
			△保育内容論（健康）、△保育内容論（人間関係）、 △保育内容論（環境）、△保育内容論（言葉）、 △保育内容論（表現Ⅰ）、△保育内容論（表現Ⅱ）、 △保育内容論（表現Ⅲ） ○保育内容論（表現Ⅲ）	
	第五欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	○幼児教育方法論 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2
	第六欄	・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	○幼児心理学	
	教育実習	○教育実習指導A ○小学校教育実習Ⅰ 幼稚園教育実習	5	
	教職実践演習	○教職実践演習（幼・小）	2	
小 計				35
教 科 に 関 す る 科 目	国 語（書写を含む。）	△初等国語、国語科学習材講義	6	
	算 数	△算数、算数科学習材講義		
	生 活	△生活、生活科学習材講義		
	音 楽	△初等音楽、音楽科学習材講義		
	図画工作	△図画工作、図画工作科学習材講義		
	体 育	△初等体育、体育科学習材講義		
小 計				6

\*数字は、免許法上の最低修得単位数

科 目 の 区 分		授 業 科 目	最 低 修 得 单 位 数
教 科 又 は 教 職 に 関 す る 科 目	教科又は教職に関する科目	※最低修得単位を超えて履修した『教職に関する科目』若しくは『教科に関する科目』について、併せて10単位以上修得する。	10
小 計			10
合 計			51

注：○印は免許状取得のための必修科目を、△印は選択必修科目を示す。

#### 備考

##### 【教職に関する科目】

- 1 「保育内容の指導法」に必要な14単位のうち、6単位までは、小学校教諭一種免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法」及び「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。
- 2 「教育実習」（第五欄）、「教職実践演習」（第六欄）の単位は、「教育実習」にあっては3単位まで、「教職実践演習」にあっては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の、それぞれの科目の単位をもってあてることができる。

##### 【教科に関する科目】

国語（書写を含む）、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目のうち、一以上の△印（選択必修）科目を含めて修得すること。

### 3 教育実習履修要領

- ☆ 教育実習は、事前の説明会、オリエンテーションに出席しておかなければ受講できません。
- ☆ 説明会、オリエンテーション、実習全てにおいて、無断欠席・遅刻等は認められません（即実習停止もあり得ます。）。ただし、やむを得ない理由がある場合、必ず事前に学生支援室に連絡すること。

- 1 教育学部第一類初等教育教員養成コースの学生は、小学校教育実習入門（2単位）、教育実習指導A（1単位）及び小学校教育実習I（5単位）を修得しなければならない。特別支援教育教員養成コースの学生は、教育実習指導Aと基礎となる免許に関わる小学校教育実習I（4単位）、特別支援学校教育実習（3単位）を修得しなければならない。
- 2 教育学部第二類～第五類の学生のうち、中学校及び高等学校教諭免許状を取得しようとする者は教育実習指導B（1単位）と中・高等学校教育実習I（4単位）を、高等学校教諭免許状を取得しようとする者は教育実習指導B（1単位）と中・高等学校教育実習II（2単位）を修得しなければならない。
- 3 他学部生は前項2に準ずる。（教育実習指導は、教育実習指導C（1単位）を修得すること。）
- 4 教育実習指導（事前指導）

授業区分	対象学生	開設期	単位	授業内容
小学校教育実習入門	第一類の学生	1	2	講義及び附属の小学校の授業観察
中・高等学校教育実習入門	第二類～第五類の学生	1	2	講義及び附属の中・高等学校の授業観察
小学校教育実習観察	第一類の学生	4	1	小学校教育実習Iの観察
中・高等学校教育実習観察	第二類～第五類の学生	4	1	中・高等学校教育実習Iの観察
教育実習指導A	第一類の学生	5	1	附属の小学校を中心に観察実習
教育実習指導B	第二類～第五類の学生	5	1	附属の中学校・高等学校を中心に観察実習
教育実習指導C	他学部生 (中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者)	4	1	講義及び演習
	他学部生 (高等学校教諭免許状取得希望者)	6		

備考 教育実習指導は出席、遅刻、学習態度、レポート提出などが厳格に評価される点に十分留意しておくこと。

- 5 教育実習（本実習）

実習区分	対象学生	開設期	単位	実習施設
①小学校教育実習I	第一類の学生	6	注1 5 (4)	附属の小学校
②小学校教育実習II	第二類～第五類の学生 (教育学部が認めた者)	8	2	附属の小学校
③特別支援学校教育実習	第一類の特別支援教育教員養成コースの学生	6	3	県内の特別支援学校
④中・高等学校教育実習I	第二類～第五類及び他学部の学生 (中学校及び高等学校教諭免許状取得希望者)	6	4	附属の中学校・高等学校
⑤中・高等学校教育実習II	第二類～第五類及び他学部の学生 (高等学校教諭免許状取得希望者)	7	2	附属の中学校・高等学校
⑥中・高等学校教育実習III	第一類の学生 (中学校又は高等学校教諭免許状取得希望者)	8	2	附属の中学校・高等学校
⑦幼稚園教育実習	第一類の学生	7	2	附属の幼稚園

- 備考 1 特別支援学校教育実習以外は本学附属学校園で実施する。  
ただし、法学部夜間主コース及び経済学部の学生のうち、教育学部において特に認めた者については、  
母校又は協力校の高等学校で履修させることがある。  
2 注1：（ ）は特別支援教育教員養成コースの小学校教育実習 I（4単位）を示す。

## 6 教育実習（本実習）受講資格

### ① 小学校教育実習 I（5単位）

- 1) 教育実習指導Aの単位を修得していること。
- 2) 介護等体験を終了していること。
- 3) 2年生後期終了時点での次単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。（該当する学生は、必ず留学前に申し出ること）

#### 【教職に関する科目】

##### 教職入門 2 単位

初等教育教員養成コースで開設されている各教科の指導法 4 単位以上、教育の思想と原理、教育課程論、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、特別活動指導法、初等教育カリキュラム開発論、及び同和教育のうち 4 単位以上 合計 14 単位以上

#### 【教科に関する科目】

初等国語、初等社会、算数、初等理科、生活、初等音楽、図画工作、初等家庭、初等体育のうち、6科目 12 単位以上

#### ・特別支援教育教員養成コースの学生用（4単位）

- 1) 教育実習指導Aの単位を修得していること。
- 2) 2年生後期終了時点での次単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。（該当する学生は、必ず留学前に申し出ること）

#### 【教職に関する科目】

##### 教職入門 2 単位

教育の思想と原理、教育課程論、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、初等国語科教育法、初等理科教育法、生活科教育法、特別活動指導法、初等教育カリキュラム開発論、同和教育のうち、8 単位 合計 10 単位以上

#### 【教科に関する科目】

初等国語、初等社会、算数、初等理科、生活、初等音楽、図画工作、初等家庭、初等体育のうち、4科目 8 单位以上

### ② 小学校教育実習 II（2単位）

- 1) 中・高等学校教育実習 I の単位を修得していること。
- 2) 4年生前期終了時点での次単位を修得していること。

#### 【教職に関する科目】

初等国語科教育法、初等社会科教育法、算数科教育法、初等理科教育法、生活科教育法、初等音楽科教育法、図画工作科教育法、初等体育科教育法、初等家庭科教育法のうち、8 単位以上

#### 【教科に関する科目】

初等国語、初等社会、算数、初等理科、生活、初等音楽、図画工作、初等家庭、初等体育のうち、2科目 4 单位以上

### ③ 特別支援学校教育実習（3単位）

2年生後期終了時点での次単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。（該当する学生は、必ず留学前に申し出ること）

〔必修科目群〕 特別支援教育総論、視覚障害心理学、視覚障害教育基礎論、聴覚障害心理学、聴覚障害教育基礎論、知的障害心理学、知的障害教育基礎論、肢体不自由心理学、肢体不自由教育基礎論、病弱心理学、病弱教育基礎論、LD 等教育総論

〔選択科目群〕

（共通選択科目群） 大脳生理・病理、特別支援学校教育実習入門、特別支援学校教育実習観察  
(視覚障害教育領域選択科目群) 視覚障害「自立活動」指導法 I、点字の理論と実際 I

(聴覚障害教育領域選択科目群)

聴覚障害「自立活動」指導法、聴覚障害教育授業法 I、聴覚障害コミュニケーション I

(知的障害・肢体不自由・病弱教育領域選択科目群)

知的障害測定・評価演習、知的障害指導法 I、肢体不自由指導法 I

これらのうち、〔必修科目群〕の中から 16 単位以上、〔選択科目群〕の中から 14 単位以上

#### ④ 中・高等学校教育実習 I (4 単位)

- 1) 教育実習指導B（他学部生は教育実習指導C）の単位を修得していること。
- 2) 介護等体験を終了していること。
- 3) 2年生後期終了時点での次単位を修得していること。ただし、本学で用意している「単位互換」が可能な留学制度により留学した者は、「3年生前期終了時点」とする。（該当する学生は、必ず留学前に申し出ること）

##### 【教職に関する科目】

各教科の指導法 4 単位

教職入門、教育の思想と原理、教育と社会・制度、生徒・進路指導論、

特別活動指導法のうち 8 単位 合計 12 単位以上

##### 【教科に関する科目】

10 単位以上

#### ⑤ 中・高等学校教育実習 II (2 単位)

- 1) 教育実習指導B（他学部生は教育実習指導C）の単位を修得していること。
- 2) 3年生後期終了時点での次単位を修得していること。

##### 【教職に関する科目】

各教科の指導法 4 单位

教職入門、教育の思想と原理、教育と社会・制度、児童・青年期発達論、

教育課程論、教育方法・技術論、生徒・進路指導論、特別活動指導法のうち 14 単位

合計 18 単位以上

##### 【教科に関する科目】

10 単位以上

#### ⑥ 中・高等学校教育実習 III (2 単位)

- 1) 小学校教育実習 I の単位を修得していること。
- 2) 3年生後期終了時点での次単位を修得していること。

##### 【教職に関する科目】

各教科の指導法 2 単位以上

##### 【教科に関する科目】

10 単位以上

#### ⑦ 幼稚園教育実習 (2 単位)

- 1) 小学校教育実習 I の単位を修得していること。
- 2) 3年生後期終了時点での次単位を修得していること。  
幼児教育論、幼児心理学、保育内容論（言葉）の 6 単位

### 7 科目等履修生の教育実習受講資格

- ・小学校教育実習 I、特別支援学校教育実習はいかなる場合も受講を認めない。
- ・次の教育実習は本学出身者のうちで、それぞれが定める受講資格を満たした者に受講を認める。
  - (1) P. 専門 148 の小学校教育実習 II (2 単位) は、1)中学校教諭一種免許状の授与資格を有する者で、2)の条件を満たした者  
ただし、「4年生前期終了時点」であるのは「実習を受講する学期の前までに」と読み替える。
  - (2) P. 専門 149 の中・高等学校教育実習 I (4 単位) は、1), 2)及び 3)の条件を満たした者  
ただし、3)については「2年生後期終了時点」であるのを「実習を受講する前年度末までに」と読み替える。
  - (3) P. 専門 149 の中・高等学校教育実習 II (2 単位) は、1)及び 2)の条件を満たした者  
ただし、2)については「3年生後期終了時点」であるのを「実習を受講する前年度末までに」と読み替える。

## 4 介護等体験履修要領

☆ 介護等体験は、事前の説明会、オリエンテーションに出席しておかなければ受講できません。  
☆ 説明会、オリエンテーション、体験全てにおいて、無断欠席・遅刻等は認められません（即実習停止もあり得ます。）。ただし、やむを得ない理由がある場合、必ず事前に学生支援室に連絡すること。

1 小学校及び中学校教諭免許状を取得する者は、介護等体験が義務づけられている。具体的には、特別支援学校において2日間、社会福祉施設等において5日間、計7日間の体験を行うこととなる。体験後、特別支援学校及び社会福祉施設等からそれぞれ証明書が発行され、それを免許状申請時に提出することとなる。

なお、介護等体験を行う者は、教育学部開設の「介護等体験事前指導」1単位を必ず履修しなければならない。

○ 「介護等体験事前指導」（1単位） 3セメ 第一類〔初等教育教員養成コース〕 必修  
「介護等体験事前指導」（1単位） 3セメ 第二類～第五類 選択（中学校教諭免許状取得希望者の場合は必修）

### ○介護等体験実施のスケジュール

10月	介護等体験希望調査
10月末	広島県教育委員会及び広島県社会福祉協議会へ体験等予定者数報告
4月上旬（土・日）	「介護等体験事前指導」
4月下旬	介護等体験申込（誓約書、「介護等体験」申込書及び介護等体験学生個人票）
5月～12月	介護等体験実施（特別支援学校 2日間）
8月～翌年1月	介護等体験実施（社会福祉施設等 5日間）

2 科目等履修生の介護等体験受講については、本学出身者に限り認める。履修要領は、前項1に準ずる。

## 5 教職実践演習履修要領

☆教職実践演習では、「教員免許ポートフォリオ」が重要な役割を果たします。評価材一覧に沿って、セメスターごとに評価材を蓄積し、決められた時期に「自己振り返り」を行い、「教員によるレベル判定」を受けること。

教職実践演習（幼・小）を履修する場合は広島大学の小学校教育実習Iの単位を、教職実践演習（中・高）を履修する場合は広島大学の中・高等学校教育実習I又はIIの単位を、それぞれ修得していること。

ただし、教職実践演習を受講するセメスターまでに、教育実習の単位を修得できない場合は、同セメスターで教育実習の単位を修得見込みであることを条件に、履修を認める。教育実習の単位を修得できなかった場合は、教職実践演習の履修を中止とし単位を認めない。

## 6 免許状授与の申請手続

卒業予定者で免許状の授与を申請する者は、教育学部学生支援室で一括申請するので、以下の書類等を所定の期日までに提出すること。

なお、書類の提出が遅れた者又は卒業後に免許状の授与を申請する者は、個人で各都道府県教育委員会に提出することが必要になる。

- 1 教育職員免許状授与申請書等（所定の用紙） 申請する免許状1種類につき一式
- 2 学力に関する証明書（学生支援室で作成）
- 3 申請手数料納付書（広島県所定の用紙） 申請する免許状1種類につき3,400円（平成27年度申請時）

提出期日は、例年4年次の10月～11月頃の予定であるが、変更される場合があるので、「Myもみじ」とび掲示板で必ず確認すること。

# 1.1 教職実践演習及び教員免許ポートフォリオについて

## <教職実践演習について>

「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、平成22年度入学生から「教職実践演習」（4年生の後期の授業）が新設されました。この授業は、教員として必要な知識技能などが習得できていることを確認する授業となっています。そのため、それらの知識技能などを習得できているという証拠や振り返るための資料を残していく必要があります。文部科学省は、「履修カルテ」を作成することを求めていました。この「履修カルテ」に対応するものを、広島大学では『教員免許ポートフォリオ』と呼んでいます。

## <教員免許ポートフォリオについて>

教員として必要な知識技能などを習得しているという証拠や振り返るための資料を、広大スタンダードの8規準それぞれにおいて、授業や実習で残していくことができます。また、それらを利用して、振り返りを行ったり、教職実践演習への活用を行ったりしていきます。さらに、広大スタンダードの8規準それぞれについて、現在の到達レベルを3段階で確認することができます。

## <教職実践演習までの流れ>

教職実践演習は、教員免許を取得する際の必修の科目となります。教職実践演習を履修する場合、教員免許の取得を希望する校種・教科のうち、教育実習を受講する際の校種・教科で教員免許ポートフォリオに評価材を蓄積していく必要があります。校種・教科によっては1セメスターから蓄積が始まります。教員免許の取得を少しでも考えている場合は、下記のホームページで、いつ、何をする必要があるのか、必ず確認しておいてください。このことは、ホームページの「免許種および教科の選択」のページでダウンロードできる資料「評価材一覧」から確認できますが、ログインするためには、「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ホームページの使用方法について、「Myもみじ」をとおして連絡がありますので、必ず確認してください。分からぬことがありますれば、チューターや、下記の問い合わせ先まで連絡してください。

<例> 教職実践演習（中・高）  
までの流れ図



教職実践演習・教員免許ポートフォリオのページ

URL <http://home.hiroshima-u.ac.jp/eport/>

## 問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号	E-mail アドレス
教職実践演習について	教育学研究科支援室 (学士課程担当)	082-424-6725	kyoiku-gakusi@office.hiroshima-u.ac.jp
教員免許ポートフォリオ について	教員免許ポートフォリオ支援室 (教育学部管理棟1階)	082-424-4683	e-port@office.hiroshima-u.ac.jp

## 12 資格取得について

下記に示す資格取得については、各資格取得特定プログラムへ登録手続きを行うことによって履修することになっているので、詳細については、学生便覧に掲載の「I 広島大学の到達目標型教育プログラム「HiPROSPECTS®」に関する項（p.ハイプロ1～26）や次のホームページで確認してください。  
<http://www.hiroshima-u.ac.jp/prog/>

### ●社会教育主事

(社会教育主事の職務)

- 1 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。
- 2 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事となる資格)

- 1 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあったもの。
- 2 その他（略）

(社会教育主事となるため大学において修得すべき科目並びに単位数)

社会教育主事講習等規定（昭和26年文部省令第12号）第11条第1項の規定により大学において修得すべき社会教育に関する科目的単位並びに本学部において開講される科目との関係を示すと学生便覧（p.ハイプロ15）のとおりである。

### ●学芸員

(学芸員の職務)

学芸員は、博物館法に基づき、博物館に置かれる専門的職員であり、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動などの多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っている。

(学芸員の資格)

学芸員となる資格は、博物館法第5条に規定されており、学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目的単位を修得することによって得ることができる。

ただし、ここでいう「資格」とは所要の要件を満たすことにより、学芸員となる資格を有するというものであり、教育職員免許状のように、免許状を得るものとは異なる。

(大学において修得すべき博物館に関する科目の単位)

学芸員の資格取得に必要な科目とその単位数は、博物館法施行規則第1条に規定されており、本学において開講される科目との関係を示すと学生便覧（p.ハイプロ14）のとおりである。

### ●学校図書館司書教諭

(学校図書館司書教諭の職務)

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備（学校図書館法第1条）であり、図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集、整理、保存して、これを児童生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備（学校図書館法第2条）である。

学習指導要領においても、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること（第1章 総則第6の2（10））とされ、重要視されているところである。

司書教諭とは、その学校図書館の専門的職務をつかさどり、教諭を持って充てられる職員（学校図書館法第5条）である。

（学校図書館司書教諭の資格）

司書教諭となるためには、司書教諭の講習を修了したものでなければならない（学校図書館法第5条の2）が、本学部において開設されている授業科目10単位（p.ハイプロ15）をあらかじめ履修しておくことによって、司書教諭講習の受講資格を得た後、講習を受講する手続きを経て資格を取得することができる。

注) 卒業時に資格を得ようとする場合は、3年次に単位を修得し、4年次に司書教諭講習を受講する手続きを行う必要がある。

### **1 3 広島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する 細則による履修（早期履修）制度について**

#### **○早期履修制度について**

早期履修は、本学大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して本学大学院教育課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的として実施します。

また、修得した単位については、早期履修者が卒業後当該研究科に入学した場合に限り、10単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として修了要件単位に含めることができます。

なお、平成28年度入学の学部生の申請手続に関するお知らせは、平成30年度に「Myもみじ」で掲示します。

#### **○実施予定研究科（平成28年4月現在）**

総合科学研究科、社会科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、  
生物圏科学研究科、国際協力研究科、法務研究科

#### **○履修資格**

- (1) 履修時に、所属する学部の卒業予定年次に在籍する者
- (2) 本学大学院に進学を志望する者
- (3) 履修しようとする年度の前年度（後期）までのGPAが、進学を志望する研究科（専攻）が定める値を上回る者

#### **○早期履修に関する情報の掲載場所**

「もみじTop」 – 「学びのサポート」 – 「学士課程」のページに掲載しています。

## 14 諸手続等について

### 1 掲示及び「Myもみじ」について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「Myもみじ」の「掲示」機能により行いますので、1日1度は必ず「Myもみじ」を確認するよう心掛けてください。閲覧できる掲示情報は、ログインした学生本人に関係するもののみとなります。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、本部及び各学部の掲示板にも掲示されます。

また、重要な事項についても同様に掲示します。

- (1) 履修登録期間中の掲示
- (2) 新入生に対する掲示→4月末日まで
- (3) 「もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

**掲示を見なかったため被る不利益は自己の責任となります。**

### 2 諸書類の提出期限

在学中、提出を要する願・届出等の書類は多数あります。掲示等により提出期限を周知するので、注意してください。(p. 専門157「教育学研究科支援室（学士課程担当）関係各種願・届一覧」参照)

#### (1) 休学

病気その他の理由により3か月以上就学できない者は、休学することができます。この場合、本人の自署及び父母等連署のうえ、各自の指導教員又はチューター等に了承（了承印が必要）を得て、休学願を提出しなければなりません。

なお、授業料等納付すべき金額が完納されていなければ休学は許可されません。

願い出に際しては、その日付をさかのぼって処理することはできないので、早めに願い出るよう留意してください。遅れると授業料を余分に納めなければならないことがあります。

また、病気等の理由による場合は、必ず医師の診断書を添付してください。

1回の手続きで休学できる期間は1年以内ですが、特別の事情により休学期間が1年以上になる場合は、手続きの更新を要します。

#### (2) 復学

休学期間中であっても就学が可能な状況になれば、所定の手続きを行い、許可を得て復学することができます。この際には、休学理由が解消されたことを示す証明書（病気の場合は医師の診断書）を添付のうえ、復学願を提出してください。なお、月の途中で復学した場合は、その月の授業料は納めなければなりません。

#### (3) 留学

外国の大学又は短期大学に留学する場合は、留学願を提出しなければなりません。休学と異なり留学期間は、本学の在学期間に算入され、留学先で修得した単位は60単位（入学前に大学等で履修した授業科目の既修得単位等の認定がある場合は、その単位を含む。広島大学通則第28条参照）を限度として認定されます。ここでは、広島大学の留学制度のうち、主なものを紹介します。

#### 2～3週間の留学プログラム

##### ① STARTプログラム

海外経験の少ない学部1年次生を対象に、海外の協定大学やその周辺都市を訪問し、日本と異なる文化や環境を体験する機会を提供し、国際交流や留学への関心を高めるきっかけをつくることを目的とする。広島大学教職員が率いる。参加学生は事前・事後学習への参加が必須。

- |      |  |
|------|--|
| 渡航先  | : ベトナム、アメリカ、インドネシア、台湾、オーストラリア、ニュージーランドなど |
| 期間   | : 夏期・春期休業期間中の2週間程度                       |
| 対象   | : 学部一年次生                                 |
| 募集人数 | : 各回24～30名                               |
| 単位認定 | : 2単位（教養教育科目「海外フィールドスタディ」として）            |
| 費用   | : 参加費7～10万円（広大基金による補助のため）                |
| 募集時期 | : 5月頃と11月頃                               |

担当窓口：国際交流グループ（学生プラザ3F）

## ② HUSAショートプログラム

夏季休業中や春季休業中に協定校において、外国語学習や文化体験を中心に実施される短期のプログラムである。

渡航先：ロシア、中国、台湾、韓国など

期間：夏期・春期休業期間中の2～3週間

対象：全学部・研究科

募集人数：各若干名

単位認定：無

費用：渡航費、海外旅行保険料、滞在費（総額約8～15万円）

募集時期：不定期

### 半年～1年の留学プログラム

## ③ HUSA・USAC交換留学プログラム

広島大学に在籍しながら、交換留学生として海外の協定大学に半年間もしくは1年間留学できるプログラム。留学先では、現地の学生と同じ授業を受講し、取得した単位を広大の単位として認定できる。留学中の授業料は広島大学に納め、留学先大学への支払いは不要。協定大学は世界29カ国約80大学に及ぶ。

USACプログラムは、アメリカのNPO法人が事務局として世界各国の大学生に留学の機会の提供するプログラムで、世界各国からの留学生と共に、主に英語で行われる授業を受講する。

渡航先：交流のバランスを取るために、年度により派遣先・派遣人数は異なる。

期間：4ヶ月間から10ヶ月間（1学期間または1年間）

対象：全学部・研究科

募集人数：80名程度

単位認定：単位互換による認定可

費用：渡航費、滞在費、海外留学保険料、ビザ申請料

※月額6～10万円の奨学金（返済不要の給付型）への応募ができます。

募集時期：派遣前年度10～11月

担当窓口：国際交流グループ（学生プラザ3F）

## ④ 西日本3大学アメリカ・コンソーシアム交換留学プログラム

広島大学に在籍しながら、交換留学生としてアメリカノースカロライナ州3大学いずれかに留学することができるプログラム。

渡航先：ノースカロライナ大学ウィルミントン校、イーストカロライナ大学、ウェスタンカロライナ大学のいずれかの大学。

期間：1学期間または1年間

対象：教育学部生、教育学研究科の在学生

募集人数：3名程度

単位認定：認定可

費用：80～110万円程度（1学期の生活費および渡航費）

募集時期：派遣前年度11月

担当窓口：教育学研究科支援室（大学院課程担当）

## （4）退学

諸般の理由により退学を願い出る場合は、本人の自署及び父母等連署のうえ、指導教員又はチューター等に了承（了承印が必要）を得て、退学願を提出しなければなりません。休学と同じく日付をさかのぼつて許可することはできないので、早めに願い出てください。学生証は返還してください。

なお、授業料等納付すべき金額が完納されていなければ退学は許可されません。

#### (5) 転コース、転学部、転学

他の学部等へ移ることを希望する者は、指導教員と相談のうえ、所定の手続きを行い、許可を得なければなりません。しかしながら、これらのケースにはそれぞれ種々の事情及び条件があるので、事前に詳細を確認しておいてください。

#### (6) 身上異動（改姓等）

改姓等は、学籍関係事項のうちもっとも基本的なものであると同時に、学生生活上日常的に必要な事項です。変更が生じた場合は、戸籍謄本等を添えて速やかに届け出てください。

#### (7) 授業時間割

授業時間割は、前期開始時に発表するとともに、各自に配付します。

教養教育科目、他学部専門科目等を履修する場合は、それぞれの学部の指示に従ってください。

### 教育学研究科支援室（学士課程担当）関係各種願・届一覧

区分	提出期限	必要な承認印（署名）
休学願	その都度	父母等・コース主任・チューター（指導教員）
復学願	〃	〃
留学願	〃	父母等・チューター（指導教員）
退学願	〃	〃
転コース願	2月10日まで	父母等・コース主任・チューター（指導教員）
転学部願	〃	〃
身上異動届	その都度	父母等・チューター（指導教員）
論文題目届	10月31日まで (9月卒業予定者は4月30日まで)	指導教員

### 3 各種証明書の交付、各種願・届の手続

#### (1) 『証明書自動発行機』により発行する証明書

①在学証明書（和文・英文）

学部、大学院、専攻科の学生

②卒業（修了）見込証明書（和文・英文）

学部、博士課程前期の学生で卒業（修了）年次の学生、専攻科生

③学業成績証明書（和文・英文）

学部、大学院、専攻科の学生

④学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学部、大学院、専攻科の学生

⑤健康診断証明書（和文）

学部、大学院、専攻科の学生（健康診断を受診し異常なしと診断された者）

自動発行機設置場所	稼働時間
<b>東広島キャンパス</b> 総合科学部 文学部 教育学部 法学部・経済学部 理学部 工学部 生物生産学部	支援室入口付近 月～金曜日 8:30～17:15 (土曜日は停止)

<b>霞キャンパス</b> 医学部基礎・社会医学棟1F 歯学部C棟2F	月～金曜日 8:30～21:30 土曜日 8:30～17:00
<b>東千田キャンパス</b> 東千田総合校舎1Fロビー	月～金曜日 8:30～21:30 土曜日 9:45～18:30

### 《使用上の注意事項》

- (ア) 日、祝日、8月中旬及び12月29日～翌年1月3日は停止します。
- (イ) パスワードは「広大パスワード」を入力してください。パスワードが不明なときは、教育学研究科支援室で変更手続きをしてください。
- (ウ) 使用に際しては、画面の指示に従って操作してください。
- (エ) 学生証を再発行したときは、旧学生証は使用できません。
- (オ) 故障等により自動発行機が使用できないとき及び発行された証明書等の内容について、上記証明書の①～④は支援室、⑤は保健管理センターへ問い合わせてください。
- (カ) 記載内容及び発行枚数が異なるときは、教育学研究科支援室（学士課程担当）へ連絡してください。

### (2) 教育学研究科支援室（学士課程担当）関係（窓口交付）各種願・届の手続

（証明書自動発行機で発行する証明書以外のもの）

事 項	提 出 期 日	備 考
学生証再交付願	その都度	再発行費用がかかる場合があります。
住所・電話番号変更届	その都度	父母等の連絡先の変更を含む 「住所変更届シート」提出
教室使用願	使用予定の3日前	使用教室に制限あり
ピアノ練習室使用願	使用予定の3日前	授業関連に限定
*学割証（船舶用）	その都度	会社により取扱いが異なる
学生団体旅行割引	その都度	学生8人以上 要 引率教員
*通学証明書	その都度	居住地と大学間の通学のみ
教育実習通学証明書	教育実習開始 1か月前	居住地と実習校間の通学のみ
事件・事故報告	その都度	警察署・チューターにも報告
社会貢献活動証明	その都度	活動内容等証明書類を添付
学生団体結成届	その都度	教育・国際室学生生活支援グループ（学生プラザ3F）へ届出
学生団体更新届	5月末日	
教育学部貸出物品	使用予定の3日前	貸出物品一覧で確認すること 個人への貸し出しはしない

（注）＊印=学部1年次生は、総合科学部支援室で手続きを行う。

- (3) この他わからないことについては、「学生生活の手引」に掲載されていますので、いつも手元に置いて、確認するようにしてください。

### 4 国立大学法人附属図書館の相互利用

中国・四国地区に存置する各国立大学法人においては、学生・大学院生等の教育・研究環境のさらなる充実への支援の一環として、各大学附属図書館を相互に活用することが可能になりました。夏季休業等で帰省、旅行、長期遠征、合宿等の際には、本学学生証を持参のうえ、ふるって利用してください。

# **專 攻 科**

# 16 広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 4 号)

(全部改正)

## (1) 広島大学特別支援教育特別専攻科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学特別支援教育特別専攻科(以下「特別専攻科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 特別専攻科は、特別支援教育の充実に資するため、現職教員及び特別支援教育教員を志望する者を対象として特別支援教育に関する高度の専門教育を施すことを目的とする。

(専攻及びコース)

第3条 特別専攻科に、次の専攻及びコースを置く。

特別支援教育専攻

知的障害教育領域コース

特別支援教育コーディネーターコース

(学生定員)

第4条 特別専攻科の入学定員は、30 人とする。

(修業年限)

第5条 特別専攻科の修業年限は、1 年とする。

(在学年限)

第6条 特別専攻科の在学年限は、2 年とする。

(学年、学期及び休業日)

第7条 特別専攻科の学年、学期及び休業日については、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 7 条から第 9 条までの規定を準用する。

(入学)

第8条 入学は、学年の始めとする。

第9条 知的障害教育領域コースに入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

第10条 特別支援教育コーディネーターコースに入学できる者は、視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状を有する者とする。

第11条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験の方法は、特別専攻科が定める。

(教育課程及び履修方法)

第12条 教育課程は、別表のとおりとする。

第13条 特別専攻科の学生は、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

(休学及び退学)

第14条 休学については、通則第32条(第2項ただし書を除く。)から第34条までの規定を準用する。

第15条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(賞罰)

第16条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

2 懲戒については、通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第17条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

(修了)

第18条 特別専攻科は、特別専攻科に1年以上在学し、別表に規定する30単位以上を修得した者には、修了を認定する。

(修了証書)

第19条 学長は、特別専攻科において修了の認定を受けた者には、修了証書を授与する。

(教育職員免許状)

第20条 修了を認定された者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定めるところにより、次の表に掲げる特別支援学校教員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

コース	免許状の種類
知的障害教育領域コース	特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)
特別支援教育コーディネーターコース	特別支援学校教諭専修免許状 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者に関する教育の領域) (知的障害者に関する教育の領域)

(検定料、入学料及び授業料)

第21条 検定料の額は16,500円、入学料の額は58,400円、授業料の額は273,900円とし、その納付手続等については、検定料は通則第12条第1項の規定を、入学料は通則第16条から第16条の3までの規定を、授業料は通則第47条第2項から第50条までの規定を準用する。

2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。

第22条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、検定料及び入学料の返還については通則第17条第2項(第1号及び第2号を除く。)の規定を、授業料の返還については通則第51条第2項の規定を準用する。

3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。

(管理運営)

第23条 特別専攻科の管理運営の方法については、特別専攻科が定める。

## (雑則)

第24条 この規則に定めるものほか、特別専攻科の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

(略)

## 附 則(平成25年3月29日規則第29号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生の教育課程については、この規則による改正後の広島大学特別支援教育特別専攻科規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## (2) 教育課程及び履修について

## 知的障害教育領域コース 教育課程

科目区分	授業科目	開設単位数		要修得単位数
		前期	後期	
基礎理論に関する科目	特別支援教育概論	②		2
心理、生理及び病理に関する科目	大脳生理・病理概論 知的障害心理・生理・病理概論 知的障害アセスメント論Ⅰ 知的障害アセスメント論Ⅱ 肢体不自由心理・生理・病理概論 病弱心理・生理・病理概論	2 ② 2 2 ② ②	2	6
教育課程及び指導法に関する科目	知的障害教育課程概論 知的障害指導法概論 知的障害授業法概論 肢体不自由指導法概論 病弱指導法概論 視覚障害指導法概論 聴覚障害指導法概論 LD等指導法概論 重複障害指導法概論	② ② ② ② ② ① ① ② ①		15
発展科目	特別支援教育実践演習 知的障害職業教育実践論 特別支援教育臨床演習 知的障害キャリア教育総論	2 2 2 2		
教育実習	教育実習		③	3
特別研究	特別研究基礎演習Ⅰ 特別研究基礎演習Ⅱ 特別研究	① ① ②		4
計				30

注1：開設単位数欄の○印は、必修を示す。

注2：「発展科目」の履修単位は免許取得のための単位には含まれない。

特別支援教育コーディネーターコース 教育課程

科目区分	授業科目	開設単位数		要修得単位数	
		前期	後期	必修	選択
必修科目	特別支援教育論	2			
	特別支援教育コーディネーター論	2			
	コミュニケーション障害指導法特論		2		
	重複障害教育方法論	2			
	LD等教育支援方法論		2		
	特別支援教育研究Ⅰ	1			
	特別支援教育研究Ⅱ		1		
特別支援教育特別研究		2		14	
選択必修科目	視覚障害教育領域	視覚障害教育方法論Ⅰ	2	2	
		視覚障害教育方法論Ⅱ		2	
		視覚障害診断・評価法		2	
	聴覚障害教育領域	聴覚障害教育方法論Ⅰ	2	2	
		聴覚障害教育方法論Ⅱ		2	
		聴覚障害診断・評価法		2	
	知的障害教育領域	知的障害教育方法論Ⅰ	2	2	
		知的障害教育方法論Ⅱ		2	
		知的障害診断・評価法		2	
選択科目	肢体不自由教育方法論	2			
	病弱教育方法論		2		
発展科目	特別支援教育コーディネーター実践演習	2			
	特別支援教育コーディネーター臨床演習	2			
	特別支援教育ファシリテーション演習	2			
計				30	

注1：選択必修科目は、視覚障害教育領域、聴覚障害教育領域又は知的障害教育領域のいずれか一つの領域から6単位を修得すること。

注2：「発展科目」の履修単位は免許取得のための単位には含まれない。

### 履修手続

#### (1) 履修届受付期間

各学期の指定する期間に、所定の手続をしてください。受付期間終了後は、履修科目の追加、取り消しなどの変更は原則として認めません。

#### (2) 手続き上の注意

集中講義を履修する場合も、必ず受付期間内に所定の手続をしてください。

### 特別支援教育コーディネーターコースの取得可能な資格について

視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害に関する教育領域のいずれかに加えて、入学時に肢体不自由者に関する教育の領域または病弱者に関する教育の領域の一種免許状を有している者は、それらの領域の専修免許状の授与の所要資格を取得することができる。